

砺波散村地域研究所 研究紀要

第35号

論文

富山の方言 ー砺波市方言の引用標識をめぐってー

人口動態から見る砺波と黒部の差異

加賀藩の田地割制度と砺波散村 ～「田地割定書」からみたムラの諸相～

木部 暢子

大西 宏治

佐伯 安一

新藤 正夫

今村 郁子

「砺波の生活・生産用具」国重要有形民俗文化財指定記念

講演

「砺波の生活・生産用具」と富山の民俗

収蔵資料の活用報告 ー事業展開と研究活動の両面からー

石垣 悟

溝邊 悠介

研究発表

砺波地方のスキ

砺波地方の馬鋤

安カ川恵子

般林 雅子

城端線開通120年記念

講演

人の輪で まちも線路もみんな元気に ～ひたちなか市の取り組み～

城端線の役割はどう変わってきたのか

吉田 千秋

西野 真夫

報告

庄川上流地域見学会実施報告

散村地域見学会実施報告

砺波散村地域学習講座実施報告

平成29年度活動記録

事務局

〃

〃

〃

2018年3月

砺波市立砺波散村地域研究所

砺波散村地域研究所

研究紀要 第35号

目 次

論 文

富山の方言 ー砺波市方言の引用標識をめぐってー	木部 暢子	1
人口動態から見る砺波と黒部の差異	大西 宏治	12
加賀藩の田地割制度と砺波散村 ～「田地割定書」からみたムラの諸相～	佐伯 安一	(1)
	新藤 正夫	
	今村 郁子	

「砺波の生活・生産用具」国重要有形民俗文化財指定記念

講 演

「砺波の生活・生産用具」と富山の民俗	石垣 悟	20
収蔵資料の活用報告 ー事業展開と研究活動の両面からー	溝邊 悠介	33

研究発表

砺波地方のスキ	安カ川恵子	41
砺波地方の馬鋤	般林 雅子	52

城端線開通120年記念

講 演

人の輪で まちも線路もみんな元気に ～ひたちなか市の取り組み～	吉田 千秋	64
城端線の役割はどう変わってきたのか	西野 真夫	74

報 告

庄川上流地域見学会実施報告	事 務 局	83
散村地域見学会実施報告	〃	85
砺波散村地域学習講座実施報告	〃	87
平成29年度活動記録	〃	90

富山の方言

－砺波市方言の引用標識をめぐって－

木 部 暢 子

はじめに

- I 日本語方言の東西境界線
- II 東部方言的な特徴

III 日本海文化圏

IV 談話資料に見る砺波市方言の引用標識

はじめに

富山の方言は、方言区画の上では北陸方言の1つとして西部方言に位置づけられている。一方で東部方言に通じる特徴も持ち、さらに日本海側の地域に共通する特徴も持っている。本稿では最初に、富山方言が西部方言と東部方言の境界に位置すると同時に、日本海文化圏と太平洋文化圏の境界にも位置し、2つの大きな言語境界がクロスする位置にあることについて述べ、次に、砺波方言の特徴の一つである引用標識「ト」の用法を取り上げ、「ト」が現れない現象（いわゆる「ト抜け」）が発話の直接引用の場合に限られ、それ以外の場合は「チュー」や「ト」で引用されることを述べる。

キーワード：ト抜け チュー 発話の直接引用
素材の引用 日本語諸方言コーパス

I 日本語方言の東西境界線

日本の方言は、どのように分けられるのだろうか。東条操（1884～1966年）によると、日本の方言は、まず「本土方言」と「琉球方言」の2つに大きく分けられ、本土方言はさらに「東部方言」「西部方言」「九州方言」の3つに分けられるという。日本の方言をどう区画するかは、実は大変難しい問題で、東条も何度か自らの区画案の修正を行っている。図1は東条の第3次案（最終案）を

示したものである（『日本方言学』1953年）。これを見ると、東部方言と西部方言を分ける境界線は富山県、滋賀県、三重県の東側を走っていて、富山県は西部方言に入っている。東条がここに東西境界の線を引いたのは、この地域にいろいろな言語現象の境界が集中していることによっている。それを示したのが図2である。

図2は牛山初男『東西方言の境界』（1969年）からの引用である。「買った」を「買うた」と言うか「買った」と言うかの境界線が、ちょうど図1の東部方言と西部方言の境界線と同じところを

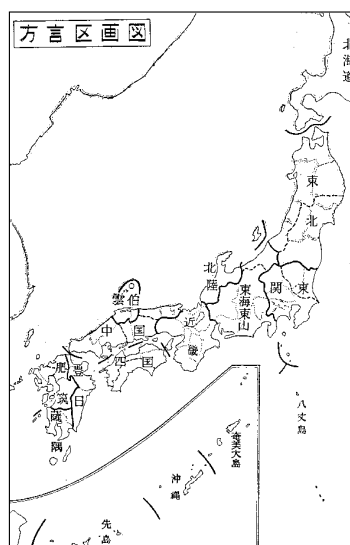
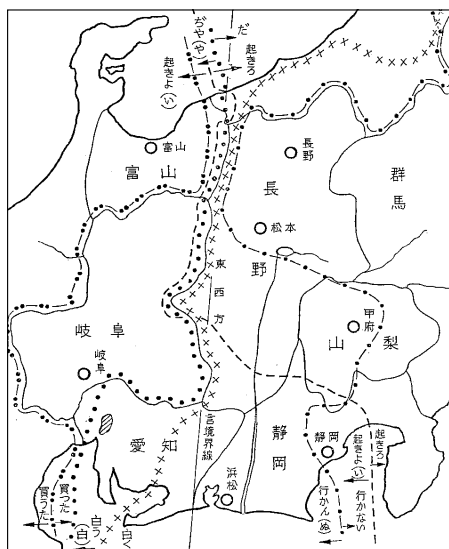


図1 『日本方言学』33頁

走っている。岐阜県を東部方言に入れるか、西部方言に入れるかは意見が分かれるところで、図2を見ると、形容詞の連用形の「白う」と「白く」、命令形の「起きよ（い）」と「起きろ」、断定の「じゃ」と「だ」、否定の「行かん（ぬ）」と「行かない」の境界線は岐阜県の東側を走っていて、岐阜県は西部方言に入れた方が良いように思われ



語法から見た東西方言境界線

図2 『東西方言の境界』13頁

る点もある。東条が岐阜県を東部方言に入れたのは、アクセントを考慮してのことだという。岐阜方言のアクセントは、関西よりも東京に近い。いずれにしても、富山方言が西部方言に入することは動かないようである。

II 東部方言的な特徴

一方、富山方言は東部方言的な特徴も持っている。図3は語中のカ行子音（例えば、「ナカ(中)」のカの子音）をどう発音するかを示した地図である（『日本方言音韻総覧』を基に作成）。日本の多くの地域では「ナカ(naka)」で、「カ」の子音は[k]で発音されている。ところが、富山県と東北、北関東では「ナガ(naga)」のように[g]で発音されている。

これに似たような分布パターンを見せる地図が図4である。これは母音のiを中舌性の[i]（iとuの中間的な発音。例えば「乳」を「ツィツィ(tsitsi)」で発音する地域を示した地図である（『日本方言音韻総覧』を基に作成）。富山県の一部や東北、北関東、出雲がそのような地域で、この2つの現象に関しては、富山方言は東部方言と



図3 語中のカ行子音



図4 中舌性の[i]

似たような特徴を持っている。

Ⅲ 日本海文化圏

さらに、日本列島を南北に分けるように、日本海沿岸地域に共通する語形が分布する場合もある。図5は国立国語研究所『日本言語地図』の第127図「しもやけ」の地図を基に作成された地図である。北（日本海側）に「ユキヤケ」が、南（太平洋側）に「シモヤケ」が分布している。雪の多い日本海側では凍傷のことを「雪焼け」と表現し、雪の少ない太平洋側の地域では「霜焼け」と表現したのだと思われるが、図5は先に見た図3の[g]の地域、図4の[i]の地域を日本海沿岸伝いにつないだような分布パターンになっている。図3、図4では北陸と東北の離れた地点に同じ特徴が分布しているが、古くは図5のように、日本海沿岸地域から東北まで連続するように同じ特徴が分布していたのではないかとと思われる。

日本海に沿って共通の文化圏があったことは、

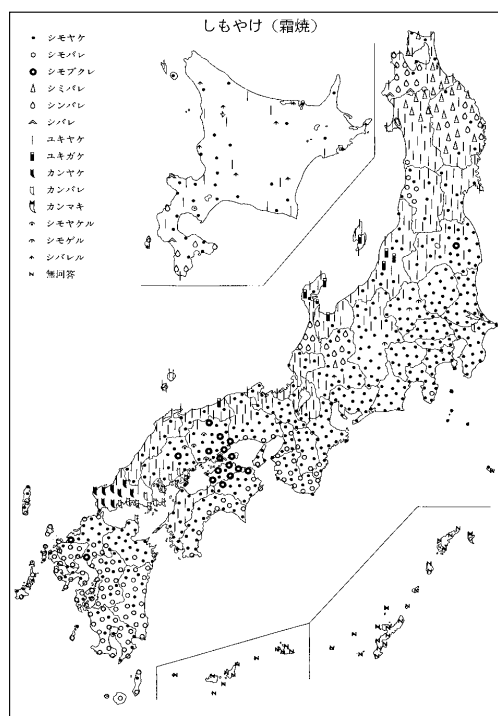


図5 佐藤亮一監修(2002)『方言の地図帳』85頁より

室山敏昭『アユノカゼの文化史—出雲王権と海人文化—』(2001年)に次のような指摘がある。

山陰を中心に分布している「アイ」系の風名は、出雲地方に渡来、定着した海人集団がこの列島にもたらしたものであり、それが出雲(王権)の勢力拡大にともなって、越の国まで分布していったものと考えられる。(『アユノカゼの文化史—出雲王権と海人文化—』29頁)

「アユノカゼ」とは海から吹いてくる夏の季節風の名称で、富山では「アイノカゼ」といい、「あいのかぜ富山鉄道」という鉄道会社もある。古くは、『万葉集』に、

東風[越俗語東風謂之安由乃可是也]伊多久布久良之 奈呉乃安麻能 都利須流乎夫祢 許藝可久流見由 (あゆの風 いたく吹くらし 奈呉の海人の 釣する小船 漕ぎ隠る見ゆ) (巻17、4017)

と出てくる。「東風」に「越俗語」「安由乃可是(あゆのかぜ)」という注釈が付いている。「アユノカゼ」は奈良時代から越国の言葉だったようである。「アユノカゼ」の語源についてはいろいろな説があるが、柳田国男は、

海が種々の珍しい物を打ち寄せることをも、アユまたはアエルというような用語があって、それを約束する風であるゆえに、すなわちアユの風とは名づけ始めたものではなかったか(『柳田国男全集』20、ちくま文庫、335頁)

と述べている。室山は、このような「アユノカゼ」系の語形が現在、北海道から島根の日本海沿岸に分布していることから、上記のように述べたのである。富山県は、西部方言と東部方言の境界に位

置すると同時に、日本海文化圏にも属しており、2つの言語境界がクロスするところに位置するといつてよい。

IV 談話資料に見る砺波市方言の引用標識

以上、日本語諸方言における富山方言の位置づけを見てきた。以下では、富山方言の特徴をもう少し掘り下げて、見てみることにしよう。取り上げるのは、「ショーガユ ユーテ（ショウガ湯とって）」のように、引用標識の「と」を使わない現象である。これを「ト抜け」と言う。「ト抜け」は関西、四国、中国地方の方言に見られる特徴で、この点で言えば、富山方言のうちの西部方言に属する特徴を取り上げることになる。

1. 先行研究

富山県の「ト抜け」を扱った研究に、小西いずみ『富山県方言の文法』（2016年）がある。小西は富山県の氷見市、砺波市、入善市の「ト抜け」について次のように報告している（資料は後に述べる文化庁「各地方言収集緊急調査」の談話データを使用。「∅」は引用標識なし（「ト抜け」）、「他」は「ト」「チュ」など、「∅」以外の引用標識を使うことを表す）。

表1によると、富山方言では「思う」の前では「ト抜け」が起きないこと、富山県の中でも砺波市は「ト抜け」を使う割合が67.7%と他の地域に比べて高いことが分かる。小西は関西や富山に見られる「ト抜け」の要因を次の5つにまとめている。

① 発話の引用

イネ ツマシテモラオ~~∅~~ ユーテナー（「稲

を摘ませてもらおう」と言ってね。）

② 呼び名の引用

練習スルコトオ マイオ ナラス~~∅~~ ユーデス（練習することを「舞をナラス」というのです。）

③ 接続助詞型の複合語

キツネ~~∅~~ ユータラ アタマオ コー（きつねというのは、頭をこう）

④ 連体助詞型の複合語

カミツキゾーリ トユーモノオ ハイテ（紙つき草履というものを履いて）

⑤ その他の複合文法形式

タノンマッセ チュナモンデスワナ。（「頼みますよ」というようなものですね。）
コドモノ ジブンノ アソビ ~~∅~~ ユーテナー（子供の頃の遊びってねえ）

そして、砺波市方言ではこの5つの要因ごとに「ト抜け」が表2のように現れると報告している。

表2によると、「ト抜け」の割合は ①発話の引用 > ②呼び名の引用 > ③接続助詞型の複合語 > ④連体助詞型の複合語 の順で高くなっている。このような傾向は、京都、大阪、愛媛、高知にも見られるという。その理由について、小西は「発話内容の引用部分は、いわゆる「声色」など“地”の文とは異なるパラ言語的特徴を伴うこともある。このように、引用部分が個別的な出来事としての発話の再現である場合、特にもとの発話の再現性が高いほど、引用標識によらずにそれが引用句だという統語分析・発話の解釈がしやすくなる、つまり、引用標識の機能負担が軽くなる」ことが原因だと述べている（311-312頁）。

表1 富山方言の引用標識

	氷 見 市			砺 波 市			入 善 町		
	∅(%)	他	計	∅(%)	他	計	∅(%)	他	計
言う	2(10.5)	17	19	44(67.7)	21	65	2(8.3)	22	24
思う	0(0)	7	7	0(0)	5	5	0(0)	1	1
計	2(7.7)	24	26	44(62.9)	26	70	2(8.0)	23	25

優れた考察だが、「ト抜け」の割合が最も高い①発話の引用でも「ト抜け」以外（チュー）で引用した例が2例現れている。この2例が「ト抜け」にならない理由は何なのだろうか。また、②呼び名の引用は「引用部分と地の部分とのレベル差がなく、特定のパラ言語的特徴を伴うことはない。また、人名など有生名詞が引用部分に位置する場合は、述語動詞「言う」の動作主体と引用句の弁別のために有形の引用標識が機能することになる」（同312頁）と述べているが、砺波市方言では、②呼び名の場合6例（75%）が「ト抜け」で引用されている。これらを説明するためには、「ト抜け」と「チュー」の直前の部分（被引用部分）をもう少し詳しく比較する必要がある。以下では引用標識（ト抜け、チュー、ト）の前の部分（被引用部分）に注目して、砺波市方言の引用の仕方の特徴を見ていこう。

2. 資料について

以下で使用する資料は、1977～1985年に文化庁が行った「各地方言収集緊急調査」のデータの一部である。現在は国立国語研究所に移管され、同研究所が管理している。原データは、全都道府県224地点、1地点につき約30時間の談話録音テープからなり、いずれも当時60歳以上の地元出身者数人による自然談話と場面設定談話である（地点

によっては録音時間が少ない地点もある）。一部は『全国方言談話データベース 日本のふるさとことば集成1～20』（国書刊行会）として公開されているが、大部分は未公開である。現在、国立国語研究所ではこのデータを『日本語諸方言コーパス』として公開する予定で整備を進めている。今回は、すでに公開され、整備が終わっている『全国方言談話データベース 日本のふるさとことば集成』の富山県砺波市方言のデータを使用する（小西が使用した資料と同じものである）。話者は男1人(A)、女2人(B、C)の計3人、談話時間は21分58秒、談話内容は「昔の食べ物、労働の移り変わり」である。

3. 引用標識の直前部分の比較から

まず、引用標識（ト抜け、チュー、トユー）の直前の要素を整理すると、(a)質問表現、(b)命令・禁止表現、(c)終助詞、(d)断定辞、(e)挨拶表現、(f)名詞（句）、(g)その他 の7種類に分けることができる。(a)～(g)のそれぞれにおいて「ト抜け」「チュー」「トユー」がどのくらい使われているかを表3に示す。なお、具体的な例文については末尾の「用例一覧」を参照されたい。

表3によると、(a)～(e)はもっぱら「ト抜け」で引用され、(f)、(g)は「ト抜け」と「チュー」の両方で引用されている。(d)断定辞が「チュー」

表2 砺波市方言の引用標識の他×「～と言う」用法

標識	①	②	③	④	⑤	合計
∅	31	6	3	2	2	44
他	2	2	3	13	1	21
計	33	8	6	15	3	65
∅%	93.9	75.0	50.0	13.3	66.7	67.7

(小西いずみ『富山方言の文法』310頁より引用)

表3 砺波市方言の「ト抜け」「チュー」「トユー」の直前の要素

カテゴリー	a	b	c	d	e	f	g	合計
	質問	命令・禁止	終助詞	断定辞	挨拶	名詞(句)	その他	
ト抜け	2	10	8	8	1	7	8	44
チュー	0	0	0	1	0	17	3	21
トユー	0	0	0	0	0	0	1	1
計	2	10	8	9	1	24	12	66

で引用された例が1例あるが、これは、(45)ナン
ジャ チュヤー カンジャ チュヤイヤー (何だ
とていへばかんだとていへば) のような
慣用句の用法で、普通の断定辞の文とは性質を異
にしているので、これを除外すると、(a)～(e)は
すべて「ト抜け」で引用されていることになる。

(a)～(e)が「ト抜け」で引用されるのはなぜな
のだろうか。(a)～(e)の質問表現、命令・禁止表
現、終助詞、断定辞、挨拶表現は聞き手に直接、
訴えかける表現で、文としての完成度が高く、直
接話法的に「」に入れて引用するような表現で
ある。先に引用した小西『富山県方言の文法』が
示すように、「発話の再現性が高いほど、引用標
識によらずにそれが引用句だという統語分析・発
話の解釈がしやすくなる」という理由だと思われ
る。

次に、(f)名詞(句)は「ト抜け」で引用する
場合と「チュー」で引用する場合とがある。「用
例一覧」の(30)～(36)が「ト抜け」の例、(46)～
(62)が「チュー」の例である。これを見てまず気
がつくのは、「ト抜け」で引用される名詞は固有名
詞(人名)が多いということである。例えば、
(30) X1サマ ユーテ (X1さま [と] 言って)、
(31) X1サマ ユートツカカ° (X1さま [と] 言っ
ていた人[が])、(32) X8 ユー ンチノ パーチャ
ン (X8 [と] といううちのおばあさん)、(33) X13
ツァ ユートツタモン (X13さん [と] 言ってい
た)、(34) X13ツァ ユータ (X13さん [と] 言っ
た) (X1などは人名を表す)。これらは、その人
を実際に「X (さん)」と呼んでいたという引用
である。残る2例、(35)ショーガユ ユーテ (ショ
ウガ湯 [と] いて)、(36)ホッカイドノ タネ
ユーテ (北海道の種 [と] いて) も、実際に
その物の名前を「ショーガユ」「ホッカイドノ
タネ」と呼んでいたのを直接引用した例である。

それに対し、「チュー」で引用される名詞(句)
は多くが普通名詞で、後ろにモン(もの)が続く
形が多い。例えば、(46)タバコ チューモン (間

食というもの)、(47)ロードーシャ チューモン
(労働者というもの)、(48)フクショク チューモ
ン (副食というもの)、(49)アマミ チューモン
(甘味というもの)、(50)トマト チューモン、
(51)トーフナンカ チューモン (豆腐なんかとい
うもの)、(52)キモンナンカ チューモン (着物な
んかというもの)、(53)ケナンカ チューモン
(毛なんかというもの)、(54)アエカ° メヤナンカ
チューカ° (藍瓶やなんかというの) は、実際
に「タバコ」「ロードーシャ」と口に出して発言
したことを直接引用したのではなく、話の素材
として「タバコ」「ロードーシャ」を出したもの
である。(55)キモン チュー ハナシ (着物とい
う話)、(56)ホントノ ンマイ モン チューア
(ほんとうのおいしいものといへば)、(57)サカナ
チュヤー (魚といへば)、(58)ゴニンナリ ロ
クニンナリ チュー (5人なり6人なりという
[人が必要だった]) も同じである。(59) X14 チュー
モンナ、(60) X8サ チュー ウチ、(61)ウチノ
ハハオヤ チューモン (うちの母親というもの)、
(62)ツナビキ チューモン (綱引き [をする人]
というもの) は固有名詞、あるいは固有名詞的な
名詞を引用した例だが、「チューモン」「チュー
ウチ」といった名詞句の中に入っていることから、
これらも実際の発言を直接引用したのではなく、
話の素材として引用されたものである。

これらから、「ト抜け」による引用と「チュー」
による引用の違いは、実際に口に出して言ったこ
との引用か、そうでないかの違いであることがわ
かる。

最後に、(g) その他の例を見てみよう。これに
は(a)～(f)のどれにも入らないもの、例えば、終
止形(37、38、40、66)、過去形(43、44、63、65)、
否定形(39)が含まれる。名詞の例(41、42)を(f)
名詞(句)ではなく(g)その他に入れたのは、
(41) (42)では、名詞の後ろに「あるか」「ある」
などの動詞が省略されていると考えられるからで
ある。

では、(g)その他 において「ト抜け」で引用する例と「チュー」で引用する例、「トユー」で引用する例は、どのように違うのだろうか。まず、「チュー」の(65)フクレナンダ チュー ヤッパ センソーチュデシタネ（「腹が」ふくれなかったといえぱやっぱ戦争中だったね）と「トユー」で引用する(66)アリク トユート（里「を」歩くという）は、話の素材として「フクレナンダ」「アリク」が引用されたもので、上の(57)サカナ チュー（魚といえぱ）等と同じである。

問題は「ト抜け」の(37)～(44)と「チュー」の(63) (64)の違いである。これらはいずれも実際に口に出して言ったことの引用である。では、どう違うかということ、「ト抜け」が「～ユーテ」「～ユワハッタ」のような単純な引用であるのに対し、「チュー」の(63) (64)はあとに「カ°」を伴っている。この「カ°」は標準語の準体助詞「の」に当たる語で、「～チュー」までを「カ°」でまとめ、{「～」と言う}の全体を事柄として提示する用法である。

(63) {「ソコノ ウチノ ショクジカ° イチバン ヨカッタ」 チュー} カ° ケ。（{「この家の食事がいちばんよかった」と言う}のか。）

(64) {「ソーシタラ シンドルサカイ」 チュー}

カ° イ。（{「そうしたら [虫が] 死んでいるから」と [医者が] 言う}のだ。）

その裏には{「～」と言う}けれども、「私はそう思わない」といった反語の意味(63)や、「私はそのことを知らなかった」といった意外性の意味(64)が含まれている。(63) (64)は実際に口に出して言ったことの引用であっても、それをさらに事柄化して説明の中に素材として取り込む用法であって、この点が「ト抜け」による引用と違っているのである。

4. 砺波市方言の引用標識のまとめ

以上の砺波市方言の「ト抜け」をまとめておこう。

1. 「ト抜け」は、実際に口に出して発話した内容を直接話法的に引用する場合に用られる。
2. 「チュー」「トユー」は、それ以外の場合に用いられる。例えば、物や事を話の素材として引用する場合。実際の発話内容を引用する場合であっても、「言ったこと」自体が事柄化され、素材化している場合。

今後、『日本語諸方言コーパス』の談話分析を進め、関西や四国・中国地方の引用標識にも同じような特徴があるのか、見ていきたい。

砺波市方言の引用標識の用例一覧

（カ° キ° ク° ケ° コ° はガ行鼻濁音を表す。末尾の（ ）の中の「86A」等は、『ふるさとことば集成』の文番号と発話者の記号を表す。[] は標準語訳において補った要素を表す。）

【ト抜け】

(a) 質問表現

(1)ソイタラ ヒトカ° ミテカッテ ア コッデモ オマエ チョコシ タシニ ナルカイ ユーテ。

（そしたら 人が 見て ア これでも おまえ 少し 役に 立つか [と] 言って。）(86A)

(2)ソルガ°ー アノー コノゴ°ロー ドーシテ オイデルケ ユヤー ソクサーイデ シャコ°シャコ°ヤト。

（それが あの このごろ どうして おられるか [と] 言えば 息災で 元気だって。）(95B)

(b) 命令・禁止表現

(3)ニテ タベツシャイ ユーテ。（煮て 食べなさい [と] 言って。）(43A)

(4) タベッシャイマ ユーテ クダハレタカ イ。

(食べなさいよ [と] 言って くだされたよ。) (50B)

(5) タノ クサ トットキ ユーテ モンデキテヤテ アオイカ モンデキタ。

(田の 草 [を] とっておけ [と] 言って もいできて 青いの [を] もいできた。) (63A)

(6) ハーン イマノ ジューシノ コドンダチニ ソンナモン モッタケ ユーテデモ アホラシカ ッテ ニ ゲ テイクワ。(そう 今の 14 [歳] の 子どもたちに そんな [重い] もの 持ち上げろ [と] 言って も あほらしがって 逃げていくよ。) (103B)

(7) ソンナコト ユーテ シマイニ オモショナッタラ オマエ クルマ ヒケ ユーテ イッショケンメー ヒッパッテッテ (そんなこと 言って あげくに おもしろくなったら おまえ 車 引け [と] 言って 一生懸命 引っぱって行って) (86A)

(8) アシタ イスルキ マデ オマエ ツナビキ シテクレ ユーテ。

(明日 石動まで おまえ 綱引き してくれ [と] 言って。) (110A)

(9) アノ アンカ アンカ アノ サト イマ ナマデ タベラレン ユーテ。

(あの 長兄 長兄 あの 砂糖 [を] 今 生で 食べるなよ [と] 言って。) (43A)

(10) アノ スインニ コーテキタ サト スインニ ツカワレンゾ ユーテ。

(あの 新たに 買ってきた 砂糖 [を] すぐに使うなよ [と] 言って。) (43A)

(11) ソンナ ウチカラ カズITE デラレン ユーテ クロナッテカラ ナンシタラ

(そんな 頃から 背負って 出てはいけない [と] 言って 暗くなってから 何 [を] したら) (44C)

(12) トーフ ヒトツ クレ ユート。(豆腐ひとつくれ [と] 言う) (1A)

(c) 終助詞

(13) ウチャ オババ オラ コンナモン タベタラ スグ クダンジャワ ユワハッタ。

(うち [の] おばあさん 私 [は] こんなもの [を] 食べたら すぐに 下痢をおこすよ [と] 言われた。) (26C)

(14) ソシテ ソンナ ショクノ エドルグイ シタサエナ ヒダルイ メニ アウンナンゼ ユーテ。

(そのうえ そのように 食事に 好き嫌い したりすると ひもじい 目に あわねばならんよ [と] 言って。) (31A)

(15) ソシテ コンナ ムシ オルカ ヤ ユーテ。(そして こんな 虫 [が] いるのだ [と] 言って。) (43A)

(16) ソシテ コンナ ムシ オルカ ユーテ。(それで こんな 虫 [が] いるのだ [と] 言って。) (43A)

(17) デカイト アル ウッチャナー ユーテ。(たくさん ある 家だな [と] 言って [いた]。)(77A)

(18) コレ ノボリ アガルトク コレ ギャクニ ナッデ チョッコ フンパッテクレルチャ ユーテヤト。

(これ 上り 上がるとき これ 逆に なるから 少し ふんばってくれるよ [と] 言っておられる。) (86A)

(19) オラ ナン ヒトリデ アンナモン カズケンコトイ ユーテ ユワハッタコトエ。

(私 まあ ひとりで あんな [重い] もの 背負えないな [と] 言われたね。) (108A)

(20) サー ワッテ タベヨマイカ ユーガ ノガ カ オイシイチャ。 スイカナラ。

(さあ 割って 食べよう [と] いうやつのが おいしいね。 スイカなら。) (46B)

(d) 断定辞

(21) ソンカイニ アンタ アノ コビキサンク ライ アンタ ニショージャ ユーテ。

(そのかわりに あなた あの 木挽きさんなどは あなた 2 升だ [と] 言って [いる]。)(4B)

(22) ゾースイヤ ゾースイヤ ユーテ。(雑炊だ 雑炊だ [と] 言って。) (24B)

(23) ゾースイヤ ユーテ。(雑炊だ [と] 言って。) (24B)

(24) ジューニシチュア コンナ ムシヤ ユーテ。(十二指虫は こんな 虫だ [と] 言って。) (43A)

(25) コンナ ムシヤ ユーテ。(こんな 虫だ [と] 言って。)(43A)

(26) ハダケヤ ユータトコロカ^ネー モヨ^ノ ヨイ トクニ ツクッタガ^ナラ ンマケレド。

(畑 [物] だ [と] 言ったところがね [天気] 模様の よい 時に 作ったのなら おいしいけれど。)(45A)

(27) アノ カナザワ ナカズカイヤ ユータツタガ^ア アッタナイケ。

(あの 金沢 仲使いだ [と] 言っておられたの [が] あったじゃないか。)(115B)

(28) ゴトービョヤ ユーテモ シトーゴショホドモ メカ^タ アッタモンカネ。

(5斗俵だ [と] 言っても 4斗5升ほども 目方 [が] あったものかね。)(104A)

(e) 挨拶表現

(29) ソシテ アタリマエドオリ ウンソーテンデ ソロテ カヤリニ ヒトア オヤスン ユーテ
イク ジブンナ。

(そして 普通どおりに 運送店で 揃って 帰りに [他の] 人が おやすみ [と] 言って 帰る 頃に。)(22A)

(f) 名詞 (句) (用例中のX1などは人名を表す。個人情報に属するため資料ではXに置き換えている。)

(30) ソイデ ヤッパリ ナカニ オーキー オラチャ X1サマ ユーテ

(それで やはり 中に [は] 大きい [家の] 私たちは X1さま [と] 言って)(15A)

(31) X1 アノー X1サマ ユートツタガ^ア。(X1 あのう X1さま [と] 言っていた人[が]。)(15A)

(32) アノ ホレ X8 ユー ンチノ パーチャン (あの ほら X8 [と] いう うちの おばあさん)(87B)

(33) X12ハン X13ツァ X13ツァ ユートツタモン。

(X12さん [を] X13さん X13さん [と] 言っていた。)(106A)

(34) ウン X13ツァ ユータ。(そう X13さん [と] 言った。)(107B)

(35) コンデ ショーガユ ユーテ アノ ヒトノ ベントノ マ オカズ イチバン ヨカッタロ

トオモトルワ。(これで ショウガ湯 [と] いて あの 人の 弁当の マ おかず [が] いちばん
よかっただろう と思っているよ。)(15A)

(36) イマコサ ホレ ホッカイドノ タネ ユーテ ハジメカラ オイシイガ^ア ヤットレド。

(今 [で] こそ ほら 北海道の 種 [と] いて 始めから おいしいのだったけれど。)(69A)

(g) その他

(37) ソヤケデ ソレ オボエ アル ユーテ。(それだから それ 記憶 [が] ある [と] 言って。)(82B)

(38) ガッコノ センセア ア コンナ シロイ ママ タベトル ユーテ ユウハッタモンヤ。

(学校の 先生が あ こんな 白い ご飯 [を] 食べている [と] 言って 言われたものだった。)(28C)

(39) ソシテ イッタラ ツナビキスル モンガ^ア タラン ユーテ。

(そして 行ったら 綱引きする 者が 足りない [と] 言って)(110A)

(40) ジブンラチャ ハダケニ ツクッタガ^ア オ タタイテミテ オトガ^ア ヨイ ユーテ トツテキテ

(自分たちが 畑に 作ったのを たたいてみて 音が いい [と] 言って 取ってきて)(46B)

(41) トフヤニ ドー トフ ヒトツ ユーテ キッカエシタモンデスチャ。

(豆腐屋に ほら 豆腐ひとつ [あるか] [と] 言って 聞き返したものでした。)(1A)

(42) タイテーノ イエナ ゴジューホド ユーテ ンナ ヤットツタガ^ア。

(たいていの 家は 50ほど [ある] [と] 言って みんな やっていたものだ。)(77A)

(43) アコエ ハイルマデ ミトツタ ユウハッタ。(あそこへ 入るまで 見ていた [と] 言われた。)(108A)

(44) ウル ヤット フリユー ジブンニ ンナ ハヤ タベラレタ ユーナ ジヤケデ

(ウリ [が] やっと 熟する 頃に みんな 早くも 食べられた [と] いうような 時期だから)(45A)

【チュー】

(d) 断定辞

- (45) ソナナコト イ イマ ナンジャ チューヤ カンジャ チューヤイヤ ワケ ワカランモン。
(そんなこと イ 今 何だ といって言えば かんだ といって言えば わけ [が] わからないもの。)(44C)

(f) 名詞 (句)

- (46) コツチャヤト ホレ マツノ ヒトト チコ[°]テ ホレ タバコ チューモン タベトツタ クセ アルモン デッサカイ。(こちらだと ほら 町の 人と 違って ほら 間食 というもの [を] 食べていた 癖 [が] あるものですから。)(3A)
- (47) ソヤデ ヤッパ ロードーシャ チュモンナ。(だから やっぱ 労働者 というものは。)(6B)
- (48) ソッカラ ソンカワンニ フクシヨク チューモンナ エーヨーナイモン ダッテ トチュナカデモ。
(それに そのかわりに 副食 というものは 栄養がないから 途中でも。)(11A)
- (49) アマミ チューモンナ チコ[°]ーデス。(甘味 というものは 違います。)(45A)
- (50) ソーヤソナ。 ソコデネ ハジメテ アノ トマト チューモン オラ アンタネ。
(そうだ それで 初めて あの トマト というもの [を] 私 あなたね。)(50B)
- (51) トーフナンカ チューモンナ ソリヤ イチバン エーヨーガ[°] アッタモンヤチャ。
(豆腐など というものは それは いちばん 栄養が あったものだよ。)(13A)
- (52) キモンナンカ チュモンナ ンナ ムカシャ アエゾメニ シタモンジャチャ。
(着物など というものは みんな 昔は 藍染めに したものだよ。)(25A)
- (53) アノ ケナンカ チューモンナ。(あの 毛なんか というものは。)(71A)
- (54) ソシテ アエガ[°] メヤナンカ チューガ[°] アッタレド。
(そして 藍瓶やなんか というのが あったけれど。)(25A)
- (55) ソルデ サッキカラ キモン チュー ハナシモ デタガ[°]。
(それで さっきから 着物 という 話も 出たが。)(25A)
- (56) ホントノ ンマイ モン チューア。(ほんとうの おいしい もの といえば)(45A)
- (57) イマノ アンタ サカナ チューヤ ヨーシヨクデショガ[°]。
(今の あなた 魚 といえば 養殖でしょう。)(45A)
- (58) ゴニンナリ ロクニンナリ チュー。(5人なり 6人なり という [人が必要だった]。)(114A)
- (59) X14 チューモンナ。(X14 というものは。)(108A)
- (60) X8。 X8サカ イネ。 X8サ X8サ チュー ウチノ。
(X8。X8さんかね。X8さん X8さん という うちの。)(93B)
- (61) ウチノ ハハオヤ チューモンナ コンド ジー ヨメンモンジャカラ。
(うちの 母親 という者は こちら [は] 字 [が] 読めないものだから。)(100A)
- (62) ソン トクニ トーケ[°] コエテ アガ[°]ルカ[°] イスルギ[°]カラ ソノ トーケ[°] アガ[°]ルマデ ベツニ コンド ツナビキ チューモンナ オッタモン。
(その ときに 峠 [を] 越えて 上がるのに 石動から その 峠 [に] 上がるまで 別に 今度 綱引き [をする人] というものが いたもの。)(110A)

(g) その他

- (63) ソコノ ウチノ シヨクジガ[°] イチバン ヨカッタ チューガ[°]ケ。
(その 家の 食事が いちばん よかった と言うのか。)(16B)

(64)ソーシタラ シンドルサカイ チューガイ。

(そうしたら 死んでいるから と [医者が] 言うのだ。)(43A)

(65)ソルデ マ ハラノ コタ ジューブン マ フクサエテモロタレド ヤー フクレナンダ チューヤー ヤッ
パ センソーチュデシタネ。

(それで ま 腹の ことは 十分に ま [腹を] ふくれさせてもらったけれど いや ふくれなかった
といえ ば やっぱり 戦争中だったね。)(17A)

【ト】

(g) その他

(66)コーシテ サト アrik トユート ヒタァ ヒャクショノ ヒトラチャ イップクシトラッシャル。

(こうやって 里 [を] 歩く というと 人が 百姓の 人たちが一服しておられる。)(3A)

謝 辞

本稿は、2017年6月17日に開催された砺波散村地域研究所例会における講演「ことばが接するところー富山の方言ー」の内容を基に執筆したものである。発表の機会を与えてくださった砺波散村地域研究所に深く感謝申し上げます。また、本研究は、国立国語研究所共同研究プロジェクト「日本の消滅危機言語・方言の記録とドキュメンテーションの作成」、科研費基盤研究(A)16H01933により資金の支援を受けて行った。

(きべ・のぶこ 国立国語研究所
時空間変異研究系教授)

(参考文献)

- 上野善道編(1989)『日本方言音韻総覧』『日本方言大辞典・下巻』小学館
牛山初男(1969)『東西方言の境界』私家版
国立国語研究所(1966～1974)『日本言語地図1～6』
国立国語研究所(2001～2002)『全国方言談話データベース 日本のふるさとことば集成1～20』国書刊行会
小西いずみ(2016)『富山県方言の文法』ひつじ書房
佐藤亮一監修(2002)『方言の地図帳』小学館
東条操(1953)『日本方言学』吉川弘文館
室山敏昭(2001)『アユノカゼの文化史ー出雲王権と海人文化ー』
柳田国男編(1942)『増補風位考資料』明世堂(『柳田国男全集20』ちくま文庫(1990年)、pp. 291-356による)

人口動態から見る砺波と黒部の差異

大 西 宏 治

はじめに

I 砺波と黒部の人口構成の変化

II データで見る両地域の差異

おわりに

はじめに

黒部川扇状地と砺波平野は富山県の東と西の端に位置する散村景観で有名な地域である(図1)。どちらの散村景観も日本で有数の景観といえる。これら両散村の成因、そこで展開される農業や他の産業の変容、居住形態の変化など様々な点でこれまでに研究が蓄積されてきた(金田1983; 田林1981、2013、2014; 神谷・山根1998)。両地域とも圃場整備が進み、農業に従事する時間が減少するとともに、農村部への工場の進出が相次ぎ、自家用車の普及も影響して通勤兼業が増加した。この地域に暮らす人々は兼業をしながらも農業と関連する生活を持ちながら、この散村景観が維持さ

れてきた。この景観を維持するために砺波市では2014年に景観行政団体となり、「砺波市景観まちづくり条例」と「砺波市景観まちづくり計画」が施行された。黒部川扇状地では生地の清水に代表されるような扇状地先端部分の湧水帯、黒部川の豊富な水資源をもとに、水環境に注目した地域づくりが行われてきている。

散村形態を持ち、兼業も卓越するような類似点を持つ地域ではあるが、この30年間の変化を見ると必ずしも同じ変化をしている訳ではない。次頁の図2は砺波市と黒部市の人口の変遷を示している(注1)。30年前の人口が黒部市では43,096人、砺波市では43,530人であった。しかしながら、35年

後の人口を比べると、黒部市では40,991人と人口が減少し、それに対して砺波市は49,000人と増加している。同じような出発点を持ちながら両地域はなぜ人口増減に違いが生じたのだろうか。

本研究の目的は次の3点を検討することにある。
①人口統計から見て両地域はどのような変化を経験してきたのだろうか。
②なぜ①のような変化を経験したのだろうか。

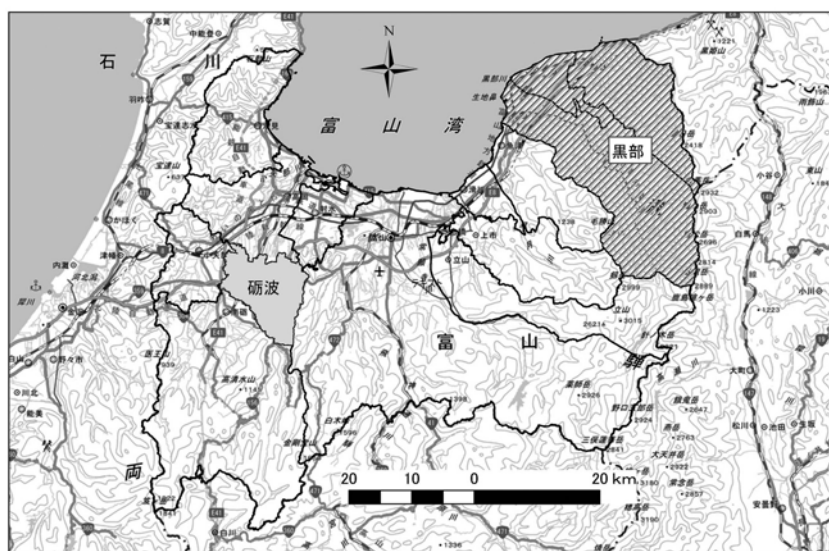


図1 黒部と砺波の位置(背景図は地理院地図)

③今後、両地域はどのようなようになるのだろうか、特に農村景観、散村景観の保全はどのようなようになるのだろうか。これらを国勢調査やRESAS（地域経済分析システム）^{（注2）}を用いながら検討したい。RESASは様々なビッグデータを可視化しながら地方創生に活用できるシステムであり、両地域の課題を様々な点から見直す際にも有益に機能する。

この後、本研究で取り上げる「砺波」は現在の砺波市を、そして「黒部」は現在の黒部市、入善町、朝日町を示す。

I 砺波と黒部の人口構成の変化

まず、砺波と黒部の人口に注目して、その30年間の変容について検討したい。次頁上の図3は黒部の年齢別人口構成の時代変化を示している。5歳区切りの年齢別人口が5年ごとにどのように変化しているのかを示している。同じように砺波の年齢別人口構成の変化を示したものが次頁下の図4である。これらを見ると、どちらも団塊の人口が飛びぬけて大きいことがわかる。2015年に65～69歳の集団が団塊の世代であり、人口が大きいためにその集団の動向は地域に対して大きな影響を与える。1947～1949年生まれが団塊の世代といわれている。図3、図4とも1980年以降の人口構成を示しているので、団塊の世代は1980年には30～34歳のところに現れ、1985年には35～39歳のところが団塊の世代となる。団塊の世代の子供世代は団塊ジュニアといわれ、それも一定の規模の人口があるが、おおむね1980年の5～9歳の集団になる。進学や就職で黒部や砺波を離れるものも少な

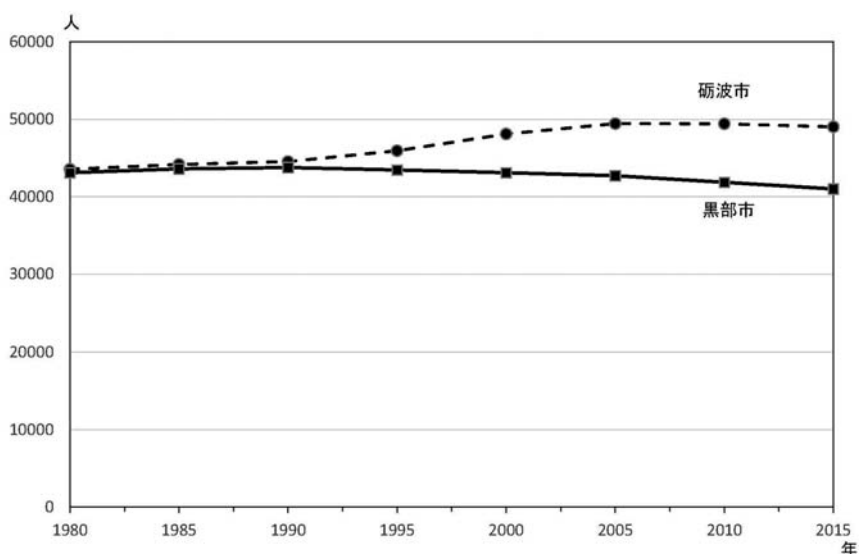


図2 黒部市と砺波市の人口の変遷（国勢調査より作成）

くないが、一部はUターンしたり、この年代の人口が流入したりする。

次章で黒部と砺波をデータから見た差異を議論するが、人口構成だけを見ると、団塊ジュニアの世代の居住地選考傾向が両地域で異なる。団塊の世代を見ると、黒部も砺波も進学、就職などで地域を離れた後、Uターンするものも少なくない。しかし、両地域とも50歳以降にこの世代の人口が減少している。50歳以上で黒部や砺波を離れるものが少なくないことが推測される。

次に団塊ジュニアの動向は両地域で差異がある。2015年の40～44歳を見ると黒部はもともとの人口である1980年の5～9歳の方が大きい。その後の転入転出を見ると団塊ジュニアの世代は減少している。それに対して、砺波について同様に見ると、2015年の40～44歳の人口は1980年の5～9歳の人口よりも大きい。この世代は進学や就職で一度、流出するものの、Uターンがあったり、他地域から住宅取得して転入したりと新たに流入していることがわかる。団塊ジュニア世代の流入はさらにその子どもの世代の人口にも影響する。両地域にはこのような人口構成の差異が見られることがわかった。このことは将来人口に大きく影響する。

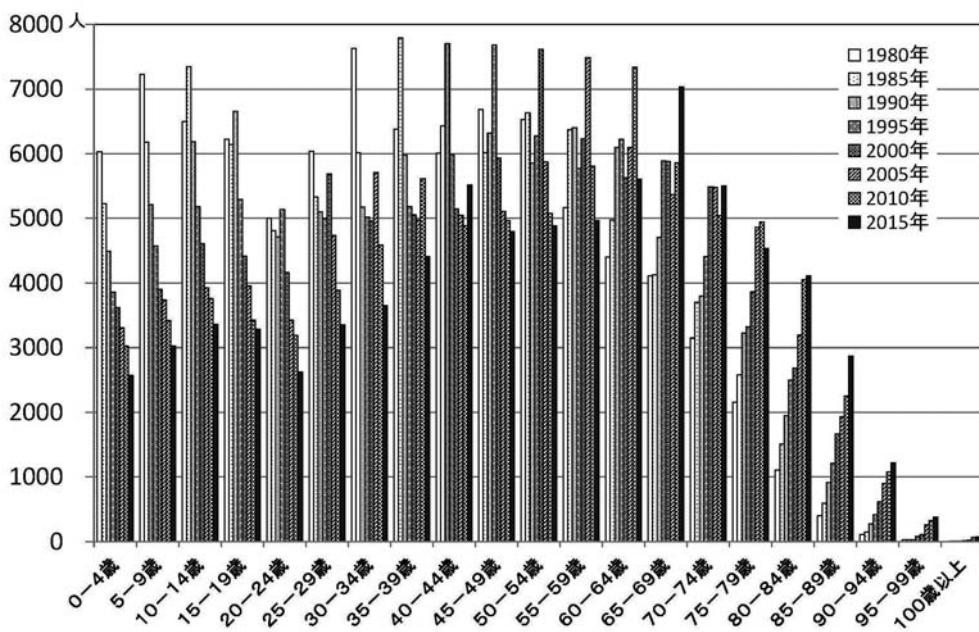


図3 黒部の年齢別人口構成の時代変化
(国勢調査より作成 黒部は黒部市、入善町、朝日町を合算したもの)

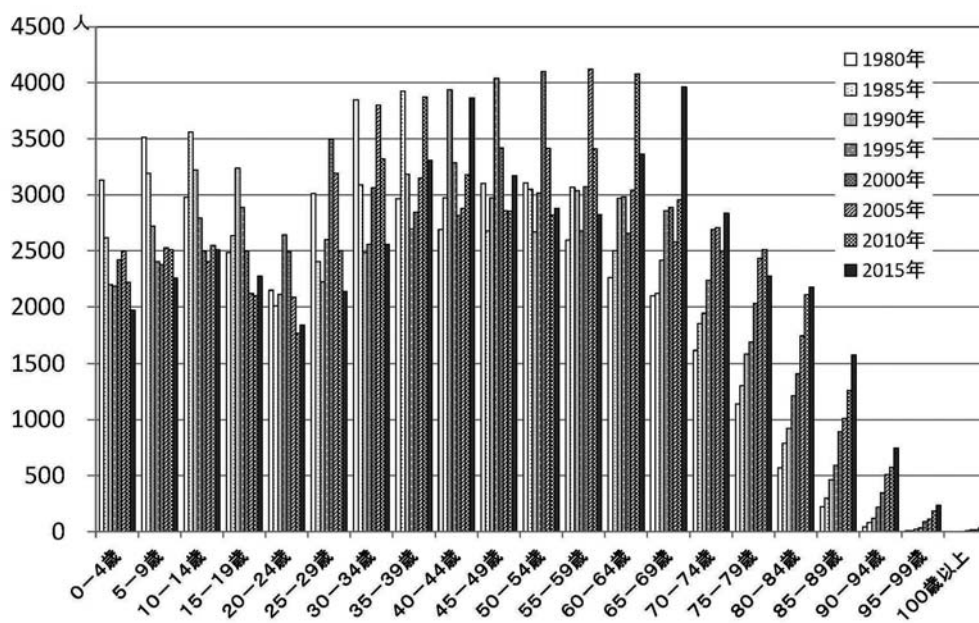


図4 砺波の年齢別人口構成の時代変化 (国勢調査より作成)

なぜこのような差異が両地域で生じたのだろうか。
次章でその要因について検討してみたい。

Ⅱ データで見る両地域の差異

前章で砺波と黒部の年齢構成の時代変化に差異があることがわかったが、その差異の要因はどこにあるのだろうか？ そこで、社会増減を考えるために1995年以降の両地域の転入転出と出生数、死亡数がどのようにになっているのかを整理する。図5は黒部について表したものである。1995年以降は死亡数が出生数を上回っており、人口の自然減が発生している。さらに加えて転出数が転入数を上回っていることから社会減も発生している。このように黒部は自然減、社会減ともに発生していることがわかる。これに対し、砺波は異なる傾向を持つ（次頁の図6）。2005年以降に死亡数が出生数を上回るが、それまでは自然増が見られる地域であった。さらに転入数、転出数を見ると、転入数の方が上回り、社会増となっている。高齢人口の割合が大きくなるために、社会増があつて

もそれを打ち消す自然減があるために、砺波でも2010年以降、人口減少が見られるが、しかし、社会増は継続的に発生している。

この社会増減は黒部、砺波双方で様に発生しているのだろうか。それぞれの地域の内側に地域差があるとすれば、どのような地域差があり、その差異が将来、それぞれの地域に何をもたらすのだろうか。そこで、黒部、砺波の人口増加率と社会増加率の地域差を検討する。

2005年から2015年の間の人口増減率を国勢調査の小地域統計を利用して整理した。17p上の図7は黒部の人口増加率の小地域統計を整理した結果である。これを見ると山間部では人口減少が顕著で、人口増加率の高い地域は黒部の北西部に集中する。このように一様に人口が減少している訳ではなく、人口増加している地域も存在する。ではこの人口増加している地域はどのような地域なのだろうか。その一例を表したものが17p下の図8である。電鉄黒部駅周辺を拡大してみたものである。電鉄黒部駅の近接地域は古くから市街化して

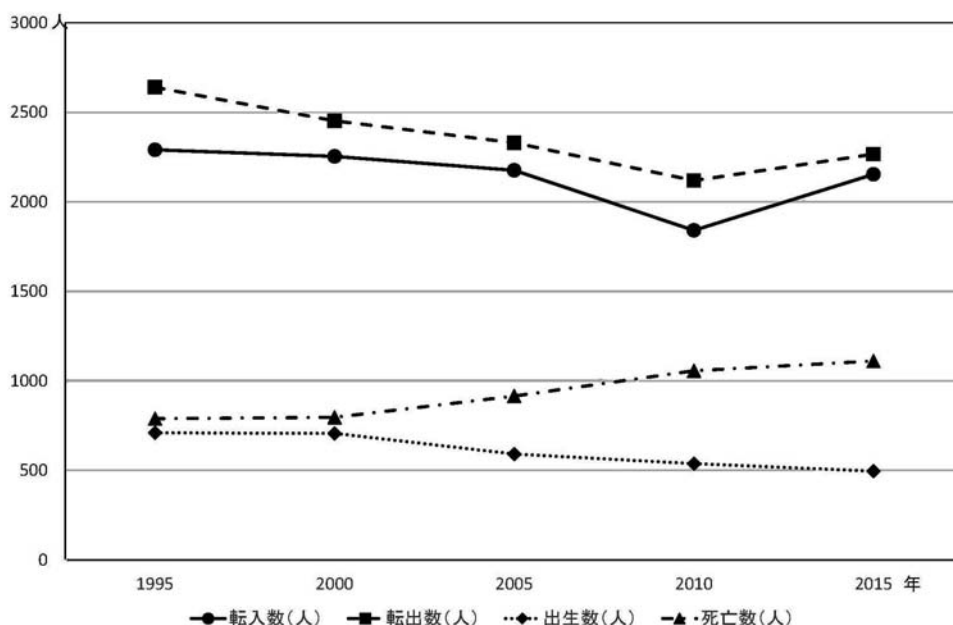


図5 黒部の転入転出数及び出生死亡数
(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成)

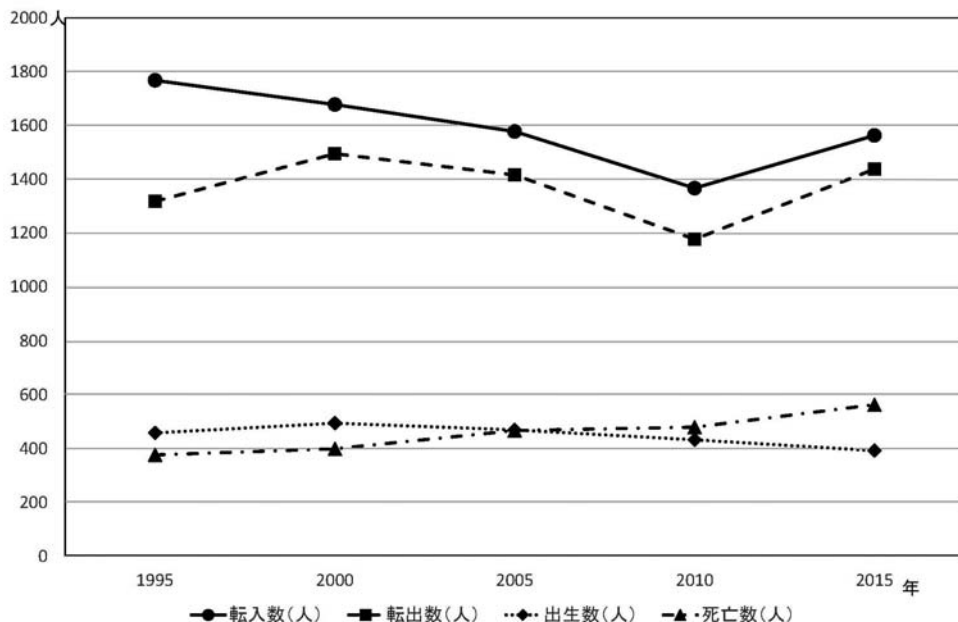


図6 砺波の転入転出数及び出生死亡数
(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成)

いるため、人口増加率が高い訳ではない。しかし、その周辺になると住宅開発が見られ、その結果、人口増加率が上昇していることがわかる。新たな住宅に他所からの移住者が集まっていることがわかる。

では砺波ではどのようなになっているのだろうか。そこで同様のデータを砺波について整理した。18p上の図9は砺波の人口増加率の小地域統計を整理した結果である。人口増加率の高い地域は砺波駅を中心にその周辺に拡大するとともに国道156号線沿いに現れるように見える。逆に砺波市の縁辺地域では人口減少率の高い地域が現れる。では人口増加率の高い地域の詳細を確認してみる。18p下の図10はその地域を拡大したものである。北側に現れる増加率の高い地域には住宅団地が建設されていることがわかる。このように黒部と同じく新たな住宅開発で人口増加している地域があることがわかる。

両地域とも人口増加率を確認すると、一様に人口増加、現象が生じている訳ではないことがわか

る。人口増加地域では新たな住宅団地などが開発され、その地区に一定の人口が流入していることも地図上で確認された。人口増加率の高い地域は一定の交通利便性が高い地域に見られる。黒部では西側に現れ県内の大きな都市への近接性を志向していることがうかがえる。砺波では幹線道路や鉄道駅への近接性がその要因といえる。

では、このような人口減少、人口増加によって地域にどのような課題が現れるのだろうか。次章で検討し、結びとしたい。

おわりに

黒部はすでに人口減少が顕著であり、人口推計も今後の減少傾向を示唆している。砺波を見ると現時点では人口減少が顕著ではないが、こちらも人口推計では人口減少することが予測されている。しかし、ここまで見たように人口減少は一様に発生する訳ではなく、増加する地区、減少する地区があることがわかってきた。黒部、砺波とも人口減少することを踏まえた地域づくりを考える必要

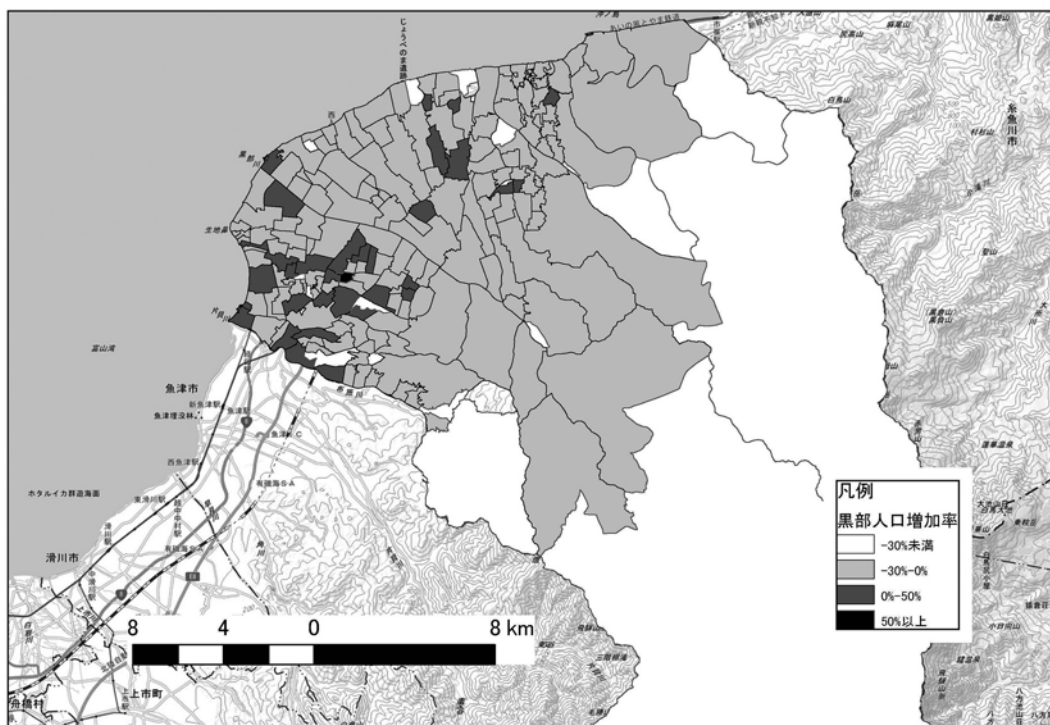


図7 黒部の人口増加率（統計年次は2005年と2015年、国勢調査及び地理院地図により作成）

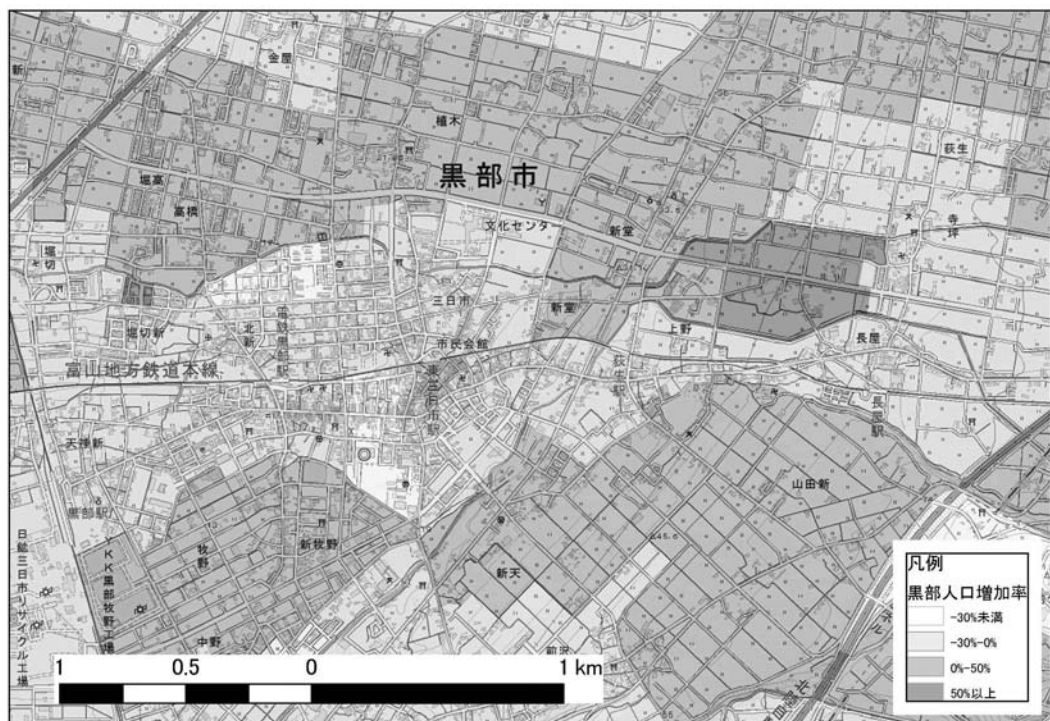


図8 黒部の人口増加率の高い地域（統計年次は2005年と2015年、国勢調査及び地理院地図により作成）

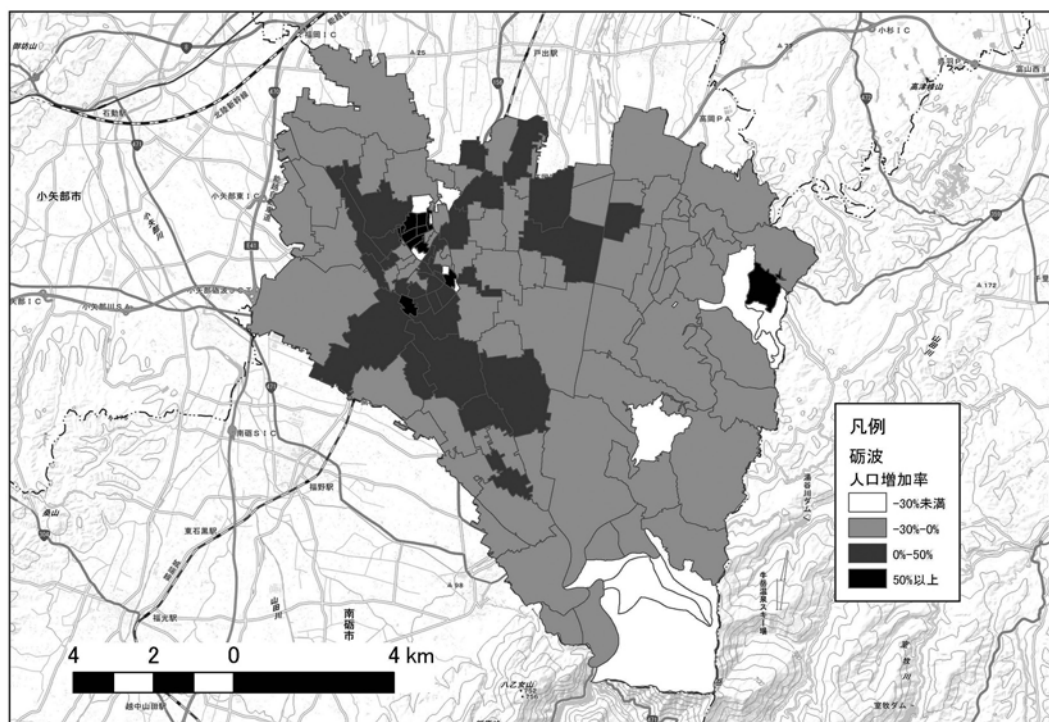


図9 砺波の人口増加率（統計年次は2005年と2015年、国勢調査及び地理院地図により作成）

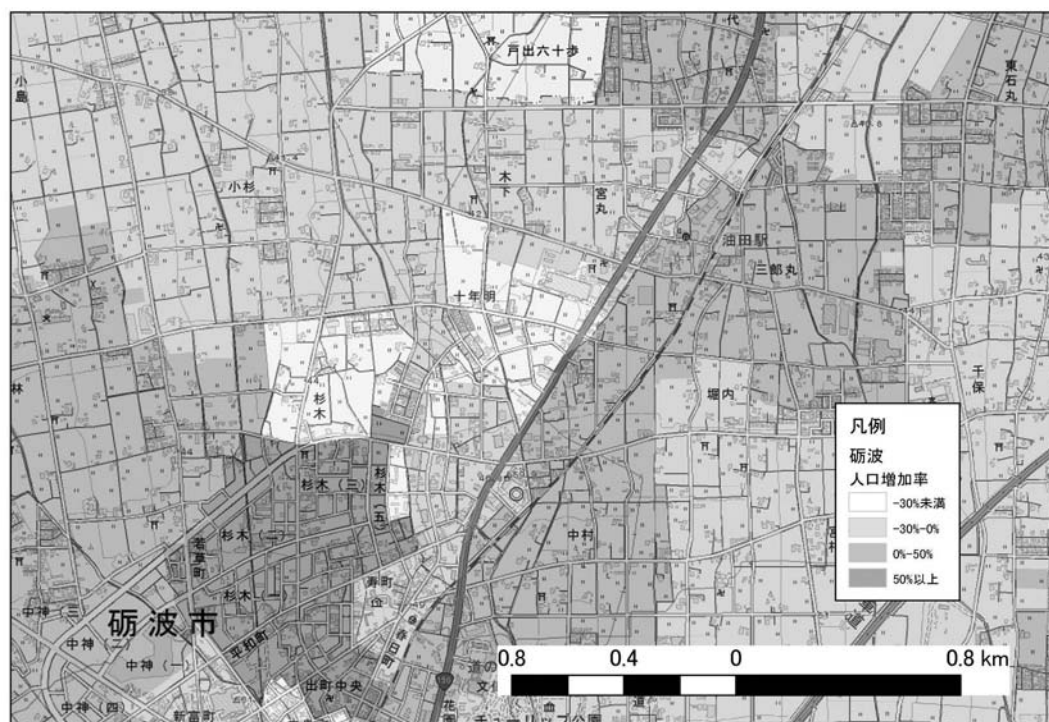


図10 砺波の人口増加率の高い地域（統計年次は2005年と2015年、国勢調査及び地理院地図により作成）

がある。

まず、社会増が見られる地域では、新たに住宅開発がなされた地域が多いことがわかる。黒部、砺波とも散村景観の地域であるが、これらの流入者はこの景観を維持する役割をもって流入する訳ではない。散村景観は農業やそこで営まれる生活と合わせて形成されてきた景観である。現代的な生活を持ち込む新たな住民にはその景観の意味は生活の延長線上にはない。しかしながら景観の保全を考える場合、この住民の役割を考える必要がある。景観保全に対して新たな住民でも容易に関わることができる仕組みや景観の意味を考えてもらう機会を設ける必要があるのではないか。

砺波でも黒部でもそれぞれ台風により屋敷林などの被害が出ている。生活の延長線上に屋敷林や農業がある訳ではない。このような社会的な変容が災害被害を生み出すことを考慮した地域づくりが必要となる。加えて、今後、高齢化が進み、散村の住居に空き家が見られるようになる。人口増加地域の近隣に人口減少地域が見られる場合もある。そのような地域で空き家となった住居を新たな流入者の住まいとして提供する仕組みがなければ、空き家の増加を止めることはできない。これも散村を維持する方法の一つになるかもしれない。

また、散村景観は道路延長を長くしてしまう景観であり、人口減少により税収が減少する中、どの道路をどのように維持していくのかも考えなければならない。特に黒部、砺波ともに積雪地域であり、除雪にも一定の費用がかかることも考えなければならない。

以上のような課題を考える際に、散村は誰のための景観なのかを改めて考える必要がある。そこに暮らしてきた人たちが歴史を重ねる中で成立させてきた景観である。それは現在の社会にとっても価値がある景観ではある。しかしながら、人口減少社会においてその風景をそのまま維持できるとは考えづらい。どのように維持するのかという戦略が必要であり、保全する対象を絞り込まな

ければならない。また、人口流入により保全できる可能性があるのであれば、彼らにどのように参画してもらうのか仕組みづくりが必要となる。そのように外へ訴えかけるような努力も今後必要になるかもしれない。

本研究は国勢調査の人口を取り上げ議論してきた。人口データだけから示される両地域の未来像は決して明るいものではない。しかしながら、それを逆手に取りながら新たな地域づくりに取り組む方法もあるだろう。データに基づきながら地域の将来を前向きに考えていかなければならない時期に差ししかかっているといえる。

(おおにし・こうじ 富山大学人文学部准教授)

(注)

- (1) 過去の人口も現在の黒部市と砺波市の範囲で集計し直している。
- (2) RESAS とは内閣府まち・ひと・しごと創生本部が提供する地域創生のためのシステムである。ビッグデータなどを容易に可視化し、地域づくりなどに活用することができる。<https://resas.go.jp>
RESAS のデータも国勢調査結果を加工したものである。

(参考文献)

- 神谷浩夫・山根拓：富山県砺波地方における生活空間の特性。地理学報告86、1-15。(1998)
- 金田章裕：砺波の散村と中心集落。藤岡謙二郎監修『中部地方』133-147。大明堂。(1983)
- 田林明：北陸地方における農業水利の空間構造。地理学評論54-6、296-316。(1991)
- 田林明：黒部川扇状地農村の地理学的研究とその展開。筑波大学人文地理学研究33、1-27。(2013)
- 田林明：農村変貌に関する調査手順：富山県黒部川扇状地を事例として。筑波大学人文地理学研究34、3-32。(2014)

「砺波の生活・生産用具」と富山の民俗

石 垣 悟

はじめに

I 膨大な民具の「発見」

II 「民具」との対面と課題

III 文化財保護制度と民俗文化財

IV 有形の民俗文化財の保護手法～指定と登録～

V 指定までの経緯～資料整理と事務的手順～

VI 指定までの経緯～学術的意義～

VII これから(指定後)期待されること

おわりに

はじめに

平成29年3月3日、「砺波の生活・生産用具」(6,900点)が重要有形民俗文化財に指定された。この資料群は、昭和42年の太田小学校PTAによる民具収集を皮切りに、昭和52年の「のぎくグループ」による仕事着の収集、さらに昭和58年の砺波郷土資料館開館以降の収集活動など継続的な積み重ねが大きな花を咲かせたことを示している。重要有形民俗文化財への指定は、たいへん喜ばしいことではあるが、同時にゴールではなく、あくまで区切りであって、新たなスタートでもある。そこで、今回縁あって指定を担当させていただいた立場から、指定に至るまでの経緯を整理しながら、どのような学術的位置付けにより指定に至ったのか、そして今後どのようなことが期待されるのか、といったことについて覚書的に述べておきたい。

I 膨大な民具の「発見」

私事になるが、砺波市との直接的な関わりは故佐伯安一先生との出会いにまで遡ることができる。富山県内で民俗の調査研究に携わったことのある方は、ほとんど十中八九、佐伯先生との関わりをもっている。私もまた佐伯先生の言動や著作から多くの教示を得てきた。そうした中で現職に就いてまもなく(平成18年頃)、冊子『砺波の民具』

をお送りいただいた。ちょうど国では文化財保護法を改正して有形の民俗文化財の登録制度を導入した時期でもあり、冊子の中身はたいへん刺激的であった。お礼の電話をした際、登録制度の話題にも及び、近代以降の民具に注視していること、その点でチューリップの球根栽培の用具などが注目されることなどをお伝えしたところ、その関係の用具をまとめたリストと資料台帳のコピーをお送りいただいたりもした。そうしたやりとりの中で、平成19年6月には「砺波の民具」5,528点が砺波市指定有形民俗文化財に指定されたこともお知らせいただいた。

こうした佐伯先生を中心とした砺波市の活動には深い感銘を受けた。それは、砺波市がこの膨大な資料をきちんと整理・管理してきたこと、また砺波市自らこれを指定して積極的に保存・活用しようという意思を明確にされたことへの感銘であった。膨大な民具と砺波市の活動は、私にとっては大きな「発見」であった。

II 「民具」との対面と課題

「砺波の民具」との対面の機会はそれからほどなくして訪れた。別件の民俗調査が富山県内で立ち上がり、佐伯先生と仕事をさせていただく機会ができ、たびたび来県するなかで砺波にも足を延



写真 1 砺波郷土資料館民具室

ばせたのである。当時、民具は庄東小学校3階に保管されていたわけではなく、別施設（写真1）に保管されており、その他の施設にも保管されたり、訪れた施設では近々取り壊す予定であることなどを伺った。

日本では、民具をめぐる状況は必ずしも芳しくない。日本で民具類の収集が盛んになってくるのは、昭和24年の社会教育法、昭和26年の博物館法の中で、民俗資料（含民具）が明確に取り上げられてからになる。この法律制定を契機に民具が社会教育上、重要な資料であり、故に博物館での収集、調査研究の対象とされたのである。そしてこれを受けて平成に入る頃まで、全国の地方自治体が民具を盛んに収集してきた。地方自治体の運営する地域博物館にとって、所有できる資料は限られている。東京や京都・奈良の国立博物館が所有するような「お宝」は手に入れにくい。しかし民具は住民の生活があればどこにでも存在し、しかも多くは寄贈、すなわち無償提供に依拠できることから、地方自治体にとっては最も身近に、かつ容易に所有できる資料であった。文化庁もまた、こうした動きを歓迎して歴史民俗資料館建設補助という補助メニューを設けて支援してきた（平成5年まで）。この補助によって全国に計452館の歴史民俗資料館が建設されている。富山県でも魚津歴史民俗博物館（昭和47年）や大山歴史民俗資料館（昭和58年）など計9館が建設されている。そうした過程で、特に国指定の文化財を所有する博

物館では正規の学芸員も採用し、資料をしっかりと整理・管理しながら調査・研究を進め、その成果を市民に広く還元しているところもみられる。

しかし、一方でせっかく収集したものの、それ以上先に進めずに立ち往生している地方自治体も少なくない。そこでは正規の学芸員が不在であるだけでなく、保管環境や管理体制すら十分でなく、中には雨風だけを応急的に凌いでいるプレハブやビニールハウスのところまである。近年ではその延長として資料廃棄を検討し始めている地方自治体もあるように仄聞する。ある自治体では数年前にオークション形式で資料を売り出して廃棄を進めた例まであった。その意味では「砺波の民具」も、課題は少なからずあるものの、市自ら指定までしてこれを後世に残そうという強い意思を明確に示されたことは、極めて高く評価すべきことである。

こうして「民具」との対面を果たした後、佐伯先生からいただいた『砺波の民具』を読みながら、この膨大な資料を国として、また民俗文化財としてどう評価できるかを考える日々が続いた。

Ⅲ 文化財保護制度と民俗文化財

日本の文化財保護制度の体系図を見ると、大きなカテゴリーとして有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群という6つがある。

このうち有形文化財は、大きく不動産と動産に分けられる。不動産は姫路城や法隆寺などの建造物をいい、動産は仏像や絵巻物、絵画などの美術工芸品をいう。恐らく多くの人が、「文化財」という言葉から真っ先にイメージするのはこの有形文化財だろう。富山県の事例でいえば、不動産ならば高岡市の瑞龍寺や勝興寺が典型といえ、動産ならば上市町の大岩日石寺磨崖仏や南砺市の安居寺木造聖観音立像などがこれにあたる。

無形文化財は、報道等で「人間国宝」と呼ばれている人をいう。これには芸能と工芸という2つ

の分野がある。芸能では歌舞伎や能、人形浄瑠璃などの役者が認定され、工芸では焼物や織物、金工などの作家が認定される。富山県では、高岡市に在住されている鍔金の大澤光民先生がいる。

記念物もまた、不動産と動産に分けられる。不動産は古墳や城跡、庭や特殊な地形などをさし、動産は希少な珍しい動物や植物などをさす。よく耳にする「天然記念物」は、文化財の категория であり、環境省の所管するレッドデータブックに載る絶滅危惧種とは必ずしも一致しない。富山県では、入善町の杉沢の沢スギや、立山のライチョウ、富山市婦中町の安田城跡、氷見市の虻ガ島などはよく知られている。

文化的景観は、記念物的な不動産と、有形文化財の不動産（建造物）が一体となった、人々の営みが作り上げた景観をさす。富山県には選定はまだないが、砺波市の散居村などは広い意味での文化的景観かもしれない。隣の石川県輪島市には大沢・上大沢の間垣集落景観という冬期の海風に適応しながら生まれてきた集落景観がある。

伝統的建造物群は、有形文化財の不動産（建造物）が集中する地区をいう。富山県では、高岡市の山町筋の街並みや、世界文化遺産にもなっている五箇山の相倉や菅沼の集落がこれにあたる。

これら5つのカテゴリーと同じレベルで位置けられるのが「民俗文化財」で、「砺波の民具」もここに入る。民俗文化財の法律上の定義をみると、『文化財保護法』第2条第2項で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器

具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」とされている。法律上の文言は多様な解釈が可能であるが、ベースは「私たちが歩んできた暮らしの実態や特色を知ることのできる文化財」が民俗文化財ということになる。

さて、この6つのカテゴリーを並べた時、まず気づくべきは、唯一、民俗文化財だけが学問の名称を直接的に冠しているということである。どうということかということ、歴史学に基づく「歴史文化財」、地理学に基づく「地理文化財」といったカテゴリーはなく、逆に記念物に対応して「記念物学」、有形文化財に対応して「有形学」があるわけでもない。ところが民俗文化財だけは、民俗学に基づく民俗文化財がある、あるいは民俗文化財に対応して民俗学があるという関係にある。つまり、学問と文化財とが一对一で直接的に結びついているのである。このことは何を意味するかといえば、民俗文化財は民俗学的視座に全面的に依存している、あるいは民俗学の視点や研究成果をベースにして民俗文化財は位置付けられているということである。

従って、図1のように、おおよそ人々の活動全てにわたって幅広く見られる文化のうち、民俗学的視点で切り取られた学術的な調査研究対象が民俗であり、さらにその民俗から行政的な保護対象という枠に嵌め込むことのできたものが民俗文化財ということになる。



図1 民俗及び民俗文化財の位置

Ⅳ 有形の民俗文化財の保護手法～指定と登録～

図2を参照しながら民俗文化財をみると、まず大きく有形と無形の2つに分けられる。端的に言えば、有形は形が有るもの、つまり手で触れられる物体をさし、無形とは形が無いもの、つまり手で触れられない行為や言葉などをさす。有形の民俗文化財とは生活や生業で使われてきた用具類、またそうした生活や生業の場・施設などをさす。また無形の民俗文化財とは生活や生業の中で伝承されてきた祭り行事（風俗慣習）、民俗芸能、物作り（民俗技術）などをさす。「砺波の生活・生産用具」は有形の民俗文化財にあたる。

有形の民俗文化財には、動産と不動産の2種がある。他のカテゴリーの文化財は、先に触れたように有形と無形、動産と不動産を明確に分けて保護を講じている。しかし、民俗文化財には有形と無形の双方が含まれるうえ、有形には動産も不動産も含まれ、それらを一体的に保護することもできる。つまり、民俗文化財は、保護対象とする文化事象の表象・在り方で切り取られるのではなく、あくまで民俗学的視点で切り取られるのである。従って、理念的には城郭や仏像なども民俗学的な視点で評価できれば、民俗文化財として保護対象とすることが可能である。

こうしたことから、民俗文化財には動産と不動産を一体的に位置付けているものや、有形と無形の双方から位置付けているものもある。例えば、石川県加賀市にある重要有形民俗文化財「白山麓

の山村生産用具及び民家」では、山村の生業で使った用具・動産と、それが用いられた民家・不動産が一体的に指定されている。また高岡市の高岡御車山は、町内を山車が巡行する祭りが重要無形民俗文化財に指定され、同時に山車自体も重要有形民俗文化財に指定されている。この点は、他の文化財とは異なる民俗文化財ならではの特色で、それは民俗学的視点からの位置付けの結果である。

民俗文化財の保護について国がとれる手法は、有形では指定と登録の2つ、無形では指定と選択の2つの計4つである。有形の場合は、指定されると重要有形民俗文化財、登録されると登録有形民俗文化財となり、無形の場合は、指定されると重要無形民俗文化財、選択されると記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財となる。2018年3月現在の富山県内の国指定等の民俗文化財には表1のようなものがある。

有形の2つの保護手法をみると、整えられてきた経緯が大きく異なる。端的には指定が古く、登録が新しい。指定は、文化財保護法が制定された昭和25年から5年後の昭和30年に運用が始まり、以来50年以上の積み重ねで現在まで計220件の指定がある。一方の登録は、平成17年より運用が始まり、10年ほどで計44件の登録がある。指定と登録には50年近い時間差がある。

指定から50年近く経ってから登録を導入したのはなぜか。先に触れたように、かつて収集された民具には、その後十分な保存活用がなされていないものも多い。市町村合併等の地方自治体のスリ

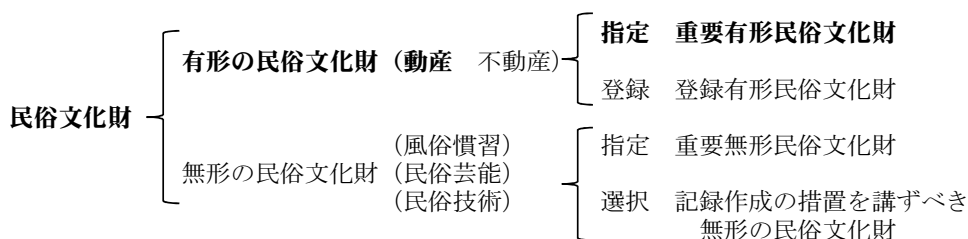


図2 民俗文化財の体系

※太字が「砺波の生活・生産用具」に関わる部分

表1 富山県内の国指定等の民俗文化財一覧
(平成30年3月現在)

重要有形民俗文化財	○高岡御車山（7基・高岡市） ○立山信仰用具（1,083点・立山町） ○富山の売薬用具（1,818点・富山市） ○砺波の生活・生産用具（6,900点・砺波市）
重要無形民俗文化財	○高岡御車山祭の御車山行事（高岡市） ○越中の稚児舞（射水市、黒部市、富山市） ○魚津のタテモン行事（魚津市） ○滑川のネブタ流し（滑川市） ○城端神明宮祭の曳山行事（南砺市） ○越中福岡の菅笠製作技術（高岡市） ○邑町のサイノカミ（入善町） ○論田・熊無の藤箕製作技術（氷見市）
登録有形民俗文化財	○高岡鋳物の製作用具及び製品（1,561点・高岡市） ○氷見及び周辺地域の漁撈用具（2,853点・氷見市）
記録作成等の措置を講ずべき無形等の民俗文化財	○加茂神社の稚児舞（射水市） ○明日の稚児舞（黒部市） ○五箇山の歌と踊（南砺市・砺波市） ○魚津浦のタテモン行事（魚津市） ○利賀のはつまま行事（南砺市） ○越中の田の神行事（黒部市ほか） ○中陣のニブ流し（黒部市） ○尾山の七夕流し（黒部市）

ム化・財政健全化を背景に、行き場を失いつつある民具も増えている。本来は各自治体の収集した資料は、正規職員である学芸員がきちんと整理・管理して調査・研究し、その成果を社会に還元し、場合によっては文化財指定までもっていくべきであったが、収集段階で止まってしまっているものが多いのが現実である。そうした情勢を深く憂慮して何とか保護の網をより広くかける手段を、ということで設けたのが登録制度であった。従って、指定と登録の文化財保護法上の文言を見ても、指定は「特に重要なもの」（第78条）とあるのに対し、登録は「保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの」（第90条）とあり、登録では保存と活用に重きが置かれている。

2つの保護手法は、こうした背景と時間差をもって整備されたため、指定・登録に至る手順、指定・登録後に求められることにも大きな違いがある。

登録は、廃棄・散逸の防止を目的にスピーディに進めるため、登録に至るハードル、登録後に求められるハードルは低いのに対し、指定はハードルが高い。登録は資料としての纏まりがある程度あれば、民俗学的位置付けが確定的でなくても進めるのに対し、指定はあくまで民俗学的位置付けが十分できるかどうかという学術的内容面を第一とし、なおかつ所有者が指定後もきちんと管理して後世に残せる担保がとれて初めて可能となる。「砺波の生活・生産用具」は、この高いハードルをクリアして重要有形民俗文化財に指定された。

V 指定までの経緯～資料整理と事務的手順～

指定に向けてクリアすべきハードルには、指定後の保存・活用に直結する整理作業や事務作業と、民俗学的位置付けという学術的評価の2つがある。前者については、まず資料1点ごとの資料台帳の作成、そして資料内容に応じた分類・一覧表の作成がある。これは指定後の保存活用に資するものであると同時に、学術的評価の最も基礎となる部分でもある。「砺波の生活・生産用具」は総点数6,900点にもなったから、資料台帳は6,900枚作成していただいた。

資料台帳とは、図3のようなものである。ここには資料名称、使われていた場所・時期、使い方、作った人、材質など当該資料に関する情報がわかる限り記載される。そこには文字情報だけでなく写真や図面なども付けられる。それはちょうど病院のカルテのようなもので、指定時の状態を記録しておくことで、指定後の修理や保存処理、貸出などの際に参考とするのである。従って、ここには指定後に新たに得た情報も常に追加される。

6,900枚の資料台帳の作成には膨大な時間を要している。砺波市と国指定に向けた正式な協議を始めたのは平成25年頃であったが、それから4年ほどで作成できる量では当然なかった。実際には平成19年の市指定、さらにはそれ以前の収集段階から砺波市がコツコツと作業を進めてきた結果、

民具調査カード	
姓・名 唐 箕	性別 男
地方名 トウミ	
産地 所沢市柳瀬 958	採集年月日 (年)月(日) 平成19年7月10日
製作者 長谷川 庄司 34-4073	
採集経過 資料館に案内を愛り 安川・源田から借りて	
使用機 昭和40年代まで	
機種名 豆の選別機	
使用法 3代 4代 5代 庄ハ — () — 庄ヨ (江戸時代の人)	
製作機 新井孝夫	
製作者 匿名 (不特定)	
製作経緯・材料 柳瀬町 明治三十九年度 九月製造 東保村 東礪波郡 東城若村会 村井盛幸出	
分析・由来 4枚羽根、ハンドルは鉄製 H22.9 新澤と矢 柳瀬町落 鉄心棒	男・友 生年月日 氏名 職業
調査年月日 (年)月(日) H19. 7. 25	調査者 渡辺礼子

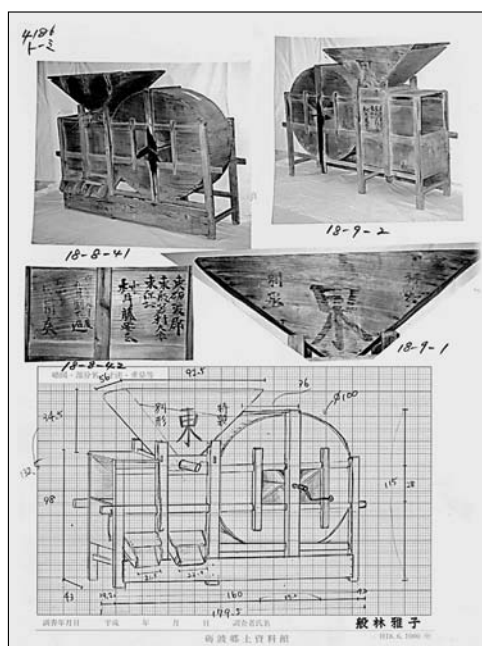


圖 3 資料台帳

6,900枚の資料台帳が見事に完成されたのである。

また、収集された資料は1万点近くあったが、そのすべてが重要有形民俗文化財になったわけではない。重要有形民俗文化財に含めるかどうかの判断は、資料を一点ずつ目視・確認して行った。その中で資料の情報が不十分なものや、資料自体の虫損・腐朽や欠落が著しいものなどは含めなかった。なお、確認作業の際はすべての資料を1点ずつ目の前に出してもらったから、ここでも膨大な作業時間を費やしたことを付記しておきたい。

またこの整理作業と並行して、6,900点という膨大な資料群の概要をまとめる作業も砺波市にいただいた。先述したように、民俗文化財は「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」であり、資料群から砺波の人々の歩んできた生活が語れなければ民俗文化財ではない。「語り」は当初、佐伯先生に進めていただいた。先生は亡くなる直前までこの作業に従事しておられたと聞いている。その後、砺波郷土資料館の安力川学芸員がこれを引き継いで完成させている。なお、文化審議会などで使用する写真の撮影

などにも尽力していただいた。

こうした一連の整理作業を経て指定候補となったのである。そしてこれを受けて文化庁長官や文部科学大臣などに了承を得たうえで、文化審議会に諮問（12月上旬）、第五専門調査会で調査（12月下旬）、文化審議会で答申（1月）を経て、平成29年3月、官報告示されて正式に重要有形民俗文化財に指定された。同月に東京で開催された指定書交付式には砺波市長や安カ川学芸員にも出席していただいた。

VI 指定までの経緯～学術的意義～

「砺波の生活・生産用具」は民俗学的にはどのように位置付けられたのであろうか。文化財指定においては、この点こそが最も重要となることはいうまでもない。ポイントは複数ある。

まず何よりも6,900点という膨大な数は魅力的であった。すでに新聞等で報道されてもいるようにこの数は圧倒的である。重要有形民俗文化財220件のうちから点数のベストテンをあげると表2のようになる。これで見ると「砺波の生活・生

表2 重要有形民俗文化財点数ベストテン（平成29年1月現在）

順位	文化財名	県 名	点・棟数
①	元興寺庶民信仰資料	奈良 県	65,395点
②	福応寺毘沙門堂奉納養蚕信仰絵馬	宮 城 県	23,477点
③	八葉寺奉納小型納骨塔婆及び納骨器	福 島 県	14,824点
④	砺波の生活生産用具	富 山 県	6,900点
⑤	伊勢湾・志摩半島・熊野灘の漁撈用具	三 重 県	6,879点
⑥	徳山の山村生産用具	岐 阜 県	5,890点
⑦	讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・麹室	香 川 県	5,577点・3棟
⑧	奥会津の山村生産用具及び民家	福 島 県	5,058点・1棟
⑨	瀬戸の陶磁器の生産用具及び製品	愛 知 県	3,943点
⑩	十日町の積雪期用具	新 潟 県	3,868点

産用具」は4位になるが、上位3件はいずれも寺院が所有している。これらは長い年月をかけて庶民が寺院に納めてきた奉納物の集積である。つまり強力な民間信仰を背景にして半ば自然に集まってきたものである。これに対して「砺波の生活・生産用具」は、冒頭触れたようにPTAや市民の協力を得ながら砺波市が主体的に収集してきたものであり、収集経緯は全く異なる。従って、所有者が高い意識をもって主体的に収集してきた重要有形民俗文化財としては「砺波の生活・生産用具」が最も数が多いということになる。

「砺波の生活・生産用具」に限らず、重要有形民俗文化財には数百点あるいは千点を超える資料群が多い。この点もまた有形文化財や記念物とは異なる有形の民俗文化財の特徴の一つである。なぜ有形の民俗文化財には集合体が多いのか。それは集合させることで民俗学的位置付けが明確になるからに他ならない。資料を1点ごとにみれば、同様のものが多くの家にあり、また今も使っている場合もある。しかしそれらを集合させ、体系化して分類してみると時間的幅や地域的特色をもった生活がみえてくる。それは文化財保護法という「我が国民の生活」を知る必要条件ともいえる。その意味で6,900点は文句なしの点数である。

また集合体には同じような資料が複数含まれることも多い。よく同じ資料は複数必要ない、資料は「良いもの」が1点あれば十分といった声を聞くこともあるが、それは大きな間違いである。第

一に同じように見えても、よく観察すると微妙に違いのあることも多い。取るに足りないような微妙な違いでも追求していくと、新たな地域性や歴史性を発見できる可能性がある。加えて同じものが複数あること自体にも重要な意味がある。それは資料がそれだけ地域に根付いていたことを明確に示している。極端に言えば、一つしかない資料は、たまたまある家が使っていたという事実を示すに過ぎず、その情報量によっては地域に根付いた民俗文化財とはいえない可能性すらあるのである。

数量と並んで、もう一つわかりやすい位置付けをいえば、稀少性、つまり体系的な収集の困難な分野の資料がよく収集されているということがある。例えば、人生儀礼の用具、特に婚姻関係や葬送関係の用具が一式で収集されていることは単純に珍しい。信仰とも深く関係する儀礼や行事の用具類は、私たちの歩んできた生活を知るうえで欠かせないが、意識的に残したり、寄贈したりすることは少ない。そこには恐らく、本来的には一度きりで使い切る、あるいは「祓う」という意識があるものと想像される。そのためか形態的あるいは材質的にも長持ちしないものが多い。そうした収集困難な稀少性の高い資料が「砺波の生活・生産用具」にはかなり含まれている。

数量と稀少性から一步踏み込むと、6,900点からはさらに様々なことがわかる。中でもこれらの資料から三つの地域的枠組みと歴史性が見出せる

点は、「砺波の生活・生産用具」を国の文化財として位置付けるのにふさわしいものとしている。

三つの地域的枠組みとは、日本列島、北陸地方、砺波地域という三つの枠組みである。日本列島という枠組みでみたとき、日本文化の東と西、日本海文化という視点は様々な可能性を内包する。日本文化に東と西の違いがあることはしばしば指摘されてきた。要因については諸説あり、その議論の中心は太平洋側、特に関東と関西の対比でなされることも多かった。そうした中で日本海側に位置するこの資料群は様々な示唆を与えてくれる。

まず総体的にみると、「砺波の生活・生産用具」には西日本的特色を有するものが多い。例えば、稲作の脱穀調整で使われる唐箕は、一番口と二番口がともに正面に付く西日本型と、一番口が正面、二番口が背面に付く東日本型があることがわかっており、砺波の唐箕のほとんどは西日本型となっている（図3参照）（なお、富山県東部、黒部市や魚津市などでは西日本型に混じって東日本型もみられ、近年氷見市の唐箕は東日本型であるという報告もなされていることから、富山県全体でみれば東西の混在地域であることがわかる）。

また農閑期に女性が布地を織る地機も、織機部分が織手と水平である東日本型と、織手に手前10度前後傾斜する西日本型があることが知られ、ネマリバタゴと呼ばれる砺波の地機は傾斜している西日本型である。

そうした中で農産物や荷物などを背中につけて運ぶセイタ（背板）は注目される。この用具にも東と西があるのが知られており、西は荷物を支える爪のある有爪型が多く、東は荷物を受ける爪がなく縄などで結び付ける無爪型が多い。ところが砺波のものをみると、写真2のように東と西の両方のタイプが使われてきたことがわかる。まさに日本列島の東と西の境界として砺波がある。歴史的には、もとは無爪型が広く使われており、後に朝鮮半島から有爪型が入ってきて西から広まったと考えられていることから、あくまで推測に過ぎ



写真2 「砺波の生活・生産用具」のセイタ



写真3 「砺波の生活・生産用具」のタタキボウ

ないものの日本海側では有爪型の伝播が砺波辺りで止まったのかもしれない。ちなみに新潟県にいくと西の有爪型は全くみられない。

これと関連して注目されるのがカラサオである。これは持ち手を振りあげて打部を回転させて穀物に打ち付けて脱穀するものである。砺波ではタタキボウ（写真3）などといい、肥料として水田の裏作で栽培するレンゲの種の採取、大豆などの脱穀に使われた。この用具が使われてきた地域の広がりについては先行研究が多くない。ただ、今回の指定に当たって簡単に調べてみたところ、富山県東部では使われていないようで、当然ながら新潟県では全く使われていない。新潟県ではパイとかパイという多少弓なりになった木の棒を用いて自家消費する大豆や小豆を脱穀する。つまり、日本海側でみると砺波辺りはカラサオの北限になる

ようなのである。

もっと詳細に調査してみる必要はあるが、その要因についても敢えて推測すれば、例えば太平洋側でみるとカラサオは岩手県北部まで見られる。岩手県北部はヤマセの影響もあって雑穀栽培、つまり畑作に重点がおかれ、その収穫物の脱穀にカラサオを不可欠とした。この点を勘案すれば、カラサオは稲作より畑作と強く結びついた用具と推測され、それが使用地域に反映されている可能性が高い。カラサオは、「カラ（唐）」の名がつくことからわかるように、ある時期に大陸から西日本に入ってきたと考えられている。それが徐々に北上していくなかで、太平洋側では岩手県北部まで伝わった。一方、日本海側では麦などの栽培も重要であったが、新潟をはじめ山形、秋田、津軽などでは稲作がかなり重視されてきた。砺波では裏作のレンゲ栽培や大門素麺を生んだ麦作もそれなりの重要性を持っていたといえ、カラサオを受け入れる素地があったといえないだろうか。

加えて注意しておきたいのは、砺波のカラサオに写真3のようにいくつかの形態もみられることである。持ち手と打部の繋ぎ目だけに注目しても紐で結束したもの、回転軸を入れたものがあり、回転軸も木製と鉄製がある。カラサオの形態の変遷については必ずしも確定的な説はないが、紐による結束は古く、回転軸も木製から鉄製へと変わる傾向が強いといわれる。仮にそうだとすると砺波のカラサオからは三つの段階を読み取ることもできる。想像をより逞しくすれば、各形態のカラサオが波状的に北上してきて砺波辺りで止まり、結果的に三つの形態が堆積・混在したといえるかもしれない。

この日本文化の東西と並んで注目したいのが、日本海文化である。例えば、ニシンやコンブなどの海産物は、日本海を航路で北からやってきた。富山は昆布巻や昆布などコンブの消費量が多いことで知られるが、富山湾にコンブは自生しないため、これを主に北海道から移入した。同様にニ

シンもまた北海道から移入した。ニシンは日本海文化に深く関わる魚で、太平洋側のイワシと対比できる。太平洋側では房総半島などで獲れるイワシを干鰯にして肥料として盛んに利用したのに対し、日本海側では北海道で獲れるニシンを肥料として利用した。ニシンを肥料に用いるには細かく砕く必要がある。「砺波の生活・生産用具」には、ニシンパンという巨大な俵板と、ニシンを切るニシンキリという特色ある用具がある。

逆に西からの流入でいえば、サキオリがある。サキオリとは、木綿の端切れを細く裂いて織った布地をいう。近年、愛媛県佐田岬半島をはじめ瀬戸内海沿岸の一部でもその利用が認められているが、大部分は日本海側の、特に北陸以北、つまり気候的に綿花栽培が困難な地域で利用された。江戸末期より西回り航路を通じて端切れを仕入れ、仕事着などに仕立て直して盛んに利用したのである。「砺波の生活・生産用具」にもサキオリの帯がみられる。

同様に西廻り航路を北上してきたのが輪島塗の膳碗である。能登半島の先に位置する輪島は、自生する漆の生産を背景に、海上交通を通じて木地物を流通させることで日本有数の漆器の産地となった。特に日本海側の村々にとっては、ハレの場で用いる膳碗一式を輪島塗で揃えることはある種のステイタス・憧れで、有力者はこぞってこれを買いたい求めたし、一般の家も共同で購入を試みた。「砺波の生活・生産用具」にも輪島塗の膳碗がみられ、中には江戸時代に買いたい求められたものもある。これらの膳碗は人生儀礼で使われた黒の膳碗だけでなく、報恩講で使われた朱の膳碗、高御膳などもある。

報恩講は、北陸の真宗地帯に顕著にみられる習俗である。周知のとおり浄土真宗は、室町期より北陸に根付いた宗教文化であり、いわば北陸の特色の一つといってもよい。報恩講は、秋の稲刈り後に親類や檀那寺を招いて祝う行事で、朱の高御膳などの関係用具が一式で収集されており、中世

以来のこの地域の特徴を示している。

さらにこの地域は江戸時代に入ると加賀藩領となった。加賀藩領の特徴ある習俗は多い。例えば、藩主の前田家と菅原道真の関係を反映しつつ展開したといわれる習俗に天神講がある。天神講については、近年、売薬商が越前から越中に伝えたという説も出されているが、金沢辺りでも一定の階級が天神堂という豪華な飾りを設えており、加賀藩領で濃密にみられた習俗であることは疑いない。砺波を含む富山県では、正月になると子供の健やかな成長を祈願して天神の掛け軸や人形などを床の間に飾る習俗が今日でもみられ、「砺波の生活・生産用具」にはその資料も収集されている。

また、婚姻関係の用具に含まれている嫁暖簾も加賀藩領に特徴的な習俗の資料である。嫁暖簾は、結婚式で花嫁が嫁ぎ先に入るときに仏間の入口に掛けられる。花嫁は嫁暖簾をくぐって婚家の仏壇を参った後、結婚式に臨むのである。宝船、鳳凰などの紋や家紋を染め抜いた加賀友禅の豪華絢爛な暖簾で、「砺波の生活・生産用具」にも10点が良好な状態で収集されている。

このほか、3月3日の桃の節供などの際に、女子の健やかな成長を願って用いられる金花糖と呼ばれる菓子も加賀藩領に顕著にみられる。金花糖は、煮溶かした砂糖を木型に流し込んで冷やし固め、食紅で彩色した砂糖菓子である。加賀藩領では、これを金花糖と呼んでハレの場で用いてきた。「砺波の生活・生産用具」には、様々なデザインの金花糖の木型が収集されている。

砺波はまた周知のとおり散居村という独特の景観をもつ。自家の屋敷の周辺に水田を集積させ、屋敷の周囲には家屋を風雪と日差しから守るカイニョと呼ばれる屋敷林を設けた。「砺波の生活・生産用具」にはこのカイニョを管理する用具類もある。カイニョは「高（耕地）を売ってもカイニョは売るな」といわれるほど大切にされ、その維持管理には枝葉を剪定する鉋や鎌、落ち葉や枯れ枝などを拾ったり集めたりする箕やドーワなどが不

可欠であった。さらに言えばこうして維持されたカイニョの樹木を利用して田均しのエブリなども作られており、それらもしっかり収集されている。もちろんこれらの用具は、同じ形態の用具が散居村に限らず周辺の農村でも使われてきたし、カイニョの管理以外の目的でも使われてきた。しかしここで重要なのは、同じ形態の用具であっても、それが実際に何のためにどう使われたかで資料の位置付けが大きく変わってくるということである。単なる剪定鉋や箕であってもカイニョの維持管理に使われた事実がある故に、あるいは単なるエブリでもカイニョの樹木を用いて作られたものである故に、この地域の生活を語る上で重要なのである。地道な聞き取り調査によって得られる各用具の個別具体的な情報は、資料の位置付けを大きく高める情報となることを改めて強調しておきたい。

ところで「砺波の生活・生産用具」のうちの生産用具をみると、農耕、漁撈、山樵、養蚕、紡織、諸職、商業などに分けられ、農耕も稲作のほか畑作、チューリップの球根栽培などがあって多彩である。人々は、稲作を中心としながらも、稲作に現金収入源となる様々な生業を巧みに組み合わせ、生計を立ててきた。砺波は、庄川上流の山地と、庄川中流に形成された扇状地と、庄川下流の平野部に大きく分けられ、山地では稲作に林業や養蚕、畑作などを組み合わせ、扇状地では稲作に養蚕や畑作、籾織、さらにはチューリップの球根栽培や大門素麺製造などを組み合わせ、平野部では稲作に養蚕や紡織、籾織などを組み合わせた。多彩な用具類からはこうした複合的生業形態の多様性を読み取ることもできる。

中でも生業の中心であったのが稲作で、砺波では田植え後の6月10日前後に豊作祈願のヨータカ（田祭り）という独特の行事も行われてきた。子供たちが蠟燭を灯した行灯をもって集落の家々をまわる行事で、これが都市祭礼（風流化）となったのが福野のヨータカ（夜高）である。砺波では風流化する前の形態のヨータカがみられ、その用具

も収集されている。

さらに現金収入源として注目されるのは、チューリップの球根栽培と大門素麺の製造だろう。どちらもこの地域の気候を上手く利用して幕末から明治・大正にかけて定着し、砺波を代表する産業へと展開して今日に至っている。チューリップの球根栽培は、大正7年に砺波の水野豊造が国内で最初に始めて稲作の裏作として定着した。大門素麺は、嘉永元年（1848）に売薬商が能登から製造技術をもたらしたといわれ、栽培していた小麦を用いて農閑期の副業として製造されるようになった。こうした砺波独自の生業の用具も一式で収集されている。チューリップの球根栽培は導入当初から昭和40年代頃までの用具が揃っていて変遷が読み取れるうえ、球根を掘り出すフォークに稲の脱穀に用いた千歯扱きの刃を転用したものなどもあって注目される。

チューリップの球根栽培や大門素麺の製造のほか、明治以降の生業の展開に目を向けてみると、稲作をはじめとした各種の農耕用具の中には砺波で考案され、砺波で製作されてきたものが数多くみられる。例えば「砺波の生活・生産用具」には昭和20年代半ばまで田打ちに盛んに使われてきた犁が65点収集されている。犁には長床、単用、双用などの形態があり、江戸の長床、明治の単用、大正以降の双用という変遷を読み取れる。単用犁には明治初期に旧砺波郡放寺村で製作された放寺の犁、双用犁には長野県からもたらされた松山犁を参考にして地元で製作された荒木犁、川辺犁、犀川犁、田辺犁、長谷川犁、杉下犁などがあり、犁の変遷だけでなく、この地域が犁を「地産地消」してきたことも読み取れる。

あるいは先に触れた唐箕についても、大局的には西の特徴を備えるが、微視的には砺波やその近辺で製作されたものが少なくないことがわかる。代表的なのが、旧射水郡櫛田村松原で製作されてきた唐箕で、穀物を投入する漏斗の部分に「松」の墨書をあしらい、松原唐箕と呼ばれた。また漏

斗の部分に「東」の墨書をあしらった旧東砺波郡東般若村東保で製作された唐箕もある。

同様に、「地産地消」されたのが、砺波ではラチウチキ、コロガシなどと呼ばれる、田植え後の除草に用いられた回転式中耕除草機で、「砺波の生活・生産用具」には現在の砺波市出町のトナミ農機などの地元業者が製作したり、改良したりした用具が多数みられる。

こうした農耕用具の中には砺波で生まれた後、砺波を超えて全国に普及したものもある。脱穀機や精米機などの動力源を用水から得る螺旋水車は、大正9年に旧東砺波郡南般若村の鍛冶職・元井豊蔵が木工用ドリルをヒントに考案したといわれる。扇状地の用水路に適した水車で、水量に左右されにくく、持ち運びもできる用具として実用新案まで取得した優れたものとして全国に普及した。今日でも簡易な水力発電にこれを用いている地域が一部あるようである。また、収穫した籾などの穀類や繭などを火力乾燥する金岡式乾燥機も、大正8年に出町の金岡甚三が考案したもので、特許なども取得して全国に展開した。

このようにみえてみると、「砺波の生活・生産用具」6,900点は、地域への定着度を示す数量と収集における稀少性ととともに、様々なレベルでの文化論を考える手がかりを与える資料群であり、そこには中世から近世、そして近代と砺波の歩んできた歴史の一端すら垣間見ることのできる事がわかる。こうした点を総合的に評価して重要有形民俗文化財に指定されることとなったのである。

VII これから（指定後）期待されること

指定を受けて今後期待されるところを簡単にまとめておこう。冒頭触れたように、指定はゴールではなく、それは新たなスタートというべきで、今まで以上に積極的に保存と活用を進める必要がでてくる。

そこで大前提として強調しておきたいのは、文化財の所有者は確かに砺波市であり、砺波市には

保存・活用の責任も一義的にはあるが、同時に公共財的な面も強く帯びているということである。つまり、それは砺波市民、富山県民、さらには日本国民が応援団となって後世に伝えていくべきもののなのである。市民、県民、国民の共有するにふさわしい公共財産なのであり、さらに言えば未来の国民も共有する公共財産なのである。

そうしたことからまず求められてくるのは、6,900点を如何に適切に管理、保存して後世に伝えていくかということである。表3のような文化財保護法に基づく一定の届出が必要となることはいうまでもないが、加えて資料の毀損や劣化を防ぐ日常対策が求められる。幸いこの点について砺波市では、指定後の平成29年6月には保存活用委員会を立ち上げ、そこでの様々な意見を集約しながら収蔵環境の整備に力を入れ始めている。重要有形民俗文化財を所有する自治体としての自覚がきちんと備わっていることをよく示していよう。

大学等の研究者の中にはこうした資料を用いて調査研究する一方で、資料の保存について無頓着な方も少なくないが、これは極めて大きな問題である。自身の調査研究も前の世代が資料を今日ま

で伝えてくれたから可能なのであって、従って今度はそれを次の世代に伝えていく責務が必然的にあるだろう。その時代に可能な限りの技術で管理し、しっかり次世代に伝えていきたいところである。そこには後世の研究者が新たな発見をする可能性もあるのだから。

ところで文化財保護でいう「保護」には保存と活用の二つの意味がある。両者の関係は、しっかり保存した上で保存に影響ない範囲で積極的な活用を図り、なおかつ活用が翻って保存にプラスになるべきである。では「砺波の生活・生産用具」をどう活用していくか。実は重要有形民俗文化財の活用についてはまだまだ課題が多い。明確な回答・特効薬はなく、これまで行われてきた活用といえは展示公開程度であり、今日の社会状況に照らせば不十分であったと言わざるを得ない。砺波市にはこれまでの収集の姿勢はそのままに、活用への果敢な取り組みも期待したい。1つのモデルケースを実践・確立してほしいところである。

その意味で大きな可能性を秘めていると思うのは、主な資料を収蔵・展示している民具展示室が児童が通う小学校と一体化していることである。

表3 重要有形民俗文化財に関する届出等

【届 出】

種 類	期 限	法 令
① 所有者の変更	変更後20日以内	80条（32条準用）
② 所在場所の変更	変更20日前	80条（34条準用）
※所有者名称・住所の変更	変更後20日以内	80条（32条準用）
※所在場所の名称の変更	変更20日前	80条（34条準用）
③ 滅失	発見後10日以内	80条（33条準用）
④ 毀損	発見後10日以内	80条（33条準用）
⑤ 現状変更（修理）	変更20日前	81条
⑥ 保存に影響を及ぼす行為	行為20日前	81条
※（報告）現状変更（修理）の完了	遅延なく	文部省令30号第3条
※（報告）保存に影響を及ぼす行為の終了	遅延なく	文部省令30号第3条
⑦ 公開（一般施設）	公開初日の30日前	84条
⑧ 公開（免除施設）	公開最終日から20日以内	84条
⑨ 指定書の再交付	—	指定書規則5条

【申 請】

種 類	期 限	法 令
⑩ 輸出（許可申請）	輸出の30日前	82条
※（報告）輸出の終了	遅延なく	保護委員会規則3号7条

有形の民俗文化財には、学校ないしは学校を改装した施設に保管している例が少なくない。ただ、本来博物館などの専用施設に収蔵すべきところをやむを得ない事情で収蔵している場合が多く、従って学校といっても廃校などの有効利用の一環で使うことも多く、現役の学校を利用する例はそれほど多くない。ところが「砺波の生活・生産用具」では保管場所の真下に小学校があり、そこには児童や先生がおり、毎日子供たちの元気のいい声が聞こえる。これは活用に極めて有利な武器となるのではないか。近年、博物館では、博学連携と称して学校側に行き出前授業をする、あるいは逆に学校側に来てもらって授業等に積極的に利用してもらう、といったことが流行っている。しかしそこには当然一定の物理的な距離があることも事実で、頻繁・手軽に互いに利用・交流しにくい面も少なからずある。そうした点で庄東小学校と民具展示室／重要有形民俗文化財の物理的距離はほとんどないから、博学連携の大きな可能性が秘められていると思われる。

その点で2つほど可能性を示せば、1つは副読本の作成・利用がある。周知のとおり、小学校では通常授業を補完するために自治体独自で副読本を作成できる。従って、それは地域の素材を用いて地域への理解を深めようとする際には有効である。小学校3年生の「昔の暮らし」の単元で、「砺波の生活・生産用具」を用いた副読本を作成・利用することができないだろうか。教科書に載っている資料がすぐに身近にある、という環境は、児童に興味関心を抱かせる有効な一助となるように思う。こうした試みは寡聞にして知らないが、試してみる価値は十分あるように思う。

もう1つは、子供学芸員の養成である。現在、各地の博物館で市民学芸員・ボランティアを養成し、その協力も得ながら博物館活動を行う傾向が強まりつつある。それは従来の友の会制度とは異なる。受け身的に博物館活動に関わるのではなく、学芸員とともに資料を調査して整理・展示するな

ど主体的に関わるのである。一方で、かつて各地の小中学校には郷土研究クラブなどと呼ばれるクラブ活動があり、先生の指導下、主体的に郷土の歴史や民俗を調べる活動がみられた。昭和9年に出版された『小学生の調べた上伊那川島村郷土誌』のように、今日でも学術的に高く評価されている成果も多い。こうした点を踏まえれば、博物館的には市民学芸員の一環として、小学校的にはクラブ活動の一環として、子供学芸員の活動が推進されてもいいのではないだろうか。学芸員の立会いの下、比較的安全な資料などについては、小学生が実際に触って清掃したり、展示したりしてもいいように思う。近年、博物館の資料展示の一手法としてハンズオン、すなわち触ってみる展示の有効性が指摘されているが、子供が興味をもったものを触るという行為は、赤ん坊が物を口に入れるのと同様、成長過程で必要な生理的行動でもある。それ故に実感的に多くのことを学べるはずである。資料の保存が大前提ではあるが、子供学芸員が資料に触れることはそれなりに意味のある活用のように思う。それはまた子供たちの文化財への興味関心を醸成する一助ともなるかもしれない。

おわりに

冒頭触れたように、国指定はめでたいことであると同時に新たなスタートでもある。そのスタートは大きな可能性をもっている。所有者の砺波市、直接的な応援をいただきたい砺波市民の皆様には、末永く「砺波の生活・生産用具」の保護に尽力してほしい。それが今日まで6,900点の資料を残してくれた先人への恩返しであり、これから生まれてくる子供たちの未来を開く一歩となるはずである。

(いしがき・さとる 文化庁 伝統文化課
民俗文化財部門 文化財調査官)

収蔵資料の活用報告

一事業展開と研究活動の両面から一

溝 邊 悠 介

はじめに

I 事業経緯

II 事業構成・内容

III 体験資料について

IV 綿栽培、唐箕の選別実験

V 半田の再現

まとめ

はじめに

民具を活用した事業として、筆者が平成28年度まで在籍していた大阪府の大東市立歴史民俗資料館の米づくり事業を取り上げる。

大阪市の東に位置する大東市は人口12万人ほどで、近年急速に宅地化が進んでいる。近世では大和川の付替え（1704年）により、新田開発が進められた地域で、50年ほど前までは市域の大部分が水田や畑が占めていた。工業団地の整備や宅地化で水田や畑は少なくなり、地域によるが「水田を見たことがない」という子どもが増えている。

米づくり事業は、大東市立野外活動センターを運営している大東市青少年協会と大東市立歴史民俗資料館との共催事業として平成26年度より実施している通年事業である。野外活動センターでは、センター前にある水田で農業体験の一環として米づくりプログラムを開催しており、そのプログラムの中で歴史民俗資料館が所蔵している民具を体験できるよう事業化したものである。米づくりの工程を苗代づくりから代かき、田植え、稲刈り、脱穀、試食の年6回に分け、それぞれ歴史民俗資料館所蔵の農具を持ち出し、むかしの農具を実際に使用し体験できるというところに事業の特徴がある。作業前には、稲作の歴史を紹介し、当日使用する農具の解説などを学芸員が行う、30分ほど

の座学を終えてから作業に入るという事業構成をとっている。この事業自体ターゲットを大人向けに設定しているため、座学は作業の注意点や農具の紹介・解説だけに止まらず、日本の稲作の歴史、近世河内の農法など、様々な情報を取り込んだものになっている。子ども（ほとんどが低学年）にとっては歴史の話は難しい内容になってしまう。そのようなことに対しては農作物の生育過程観察や、農作業体験の場を提供するものとしている。また、座学の時間に野外活動センターの職員がザリガニ釣りなどの子ども向けプログラムを実施している。

I 事業経緯

本事業は平成25年に野外活動センター職員の出前講座として脱穀作業を実施したことから始まる。「稲刈り体験のイベント後、はき掛けした稲を脱穀したい。体験に使える脱穀機はないか」との問い合わせに対し館蔵資料を検討し、使用に耐えるものを選定して出前講座という形で実施した。体験用として用意した足踏脱穀機と唐箕は、歯車や回転軸などの調整を行い、安全に使用できるようにした。

野外活動センターでは以前からセンター前にある3畝ほどの水田で米づくりプログラムを実施し



写真1 大東市立野外活動センター

ていたが、一般参加者が体験できるのは田植えと稲刈りの年2回のみだった。これは他施設の農業体験イベントでも同様の状況が多いことかと思う。機械化されている現代の稲作の中では、手仕事の参加プログラムとして成立するのは田植えと稲刈りの2回になる。そのような背景から、手作業の体験を増やすとともに稲の生育観察もできるよう、通年のプログラムにするために昔の農具・農法を再現しようという動きに繋がった。(写真1)

平成26年度は通年事業ではあるが各回毎の申し込み制としており、参加人数は回によってまちまちであった。平成27年度より通年単位の募集をかけ、参加人数は30名弱、平成29年度は40名を超える参加者となっている。さらに、平成28年度では米づくりの6回以外にも、藁細工の回を設け、12月から3月まで注連縄づくり、鍋敷き、藁草履づくりなどの体験ができるようにした。

また平成27年度より、歴史民俗資料館のボランティアスタッフである“市民学芸員”が参加し、歴史民俗資料館の市民学芸員の提案事業としての側面もある。

市民学芸員とは歴史民俗資料館のボランティア制度で、1年間全12回の市民学芸員講座（現在は学芸員体験講座）を受講し、翌年から講座補助や展示準備補助、提案事業などの諸活動を行う制度である。講座は考古学から美術、民俗、古文書など多岐にわたる内容で、資料の扱い方も講座の中でレクチャーしている。市民学芸員は、平成29年

度で50名弱が登録しており、それぞれ自主的に提案した事業や資料館学芸員が提案した事業に参加し活動をしている。

市民学芸員の米づくり事業登録者数は10名前後で、資料運搬のサポートや農具を初めて使う参加者の補助を行うが、米づくり事業にはない綿栽培や麦栽培の作業なども市民学芸員に関わってもらっている。市民学芸員だけが参加できるプログラムも用意することで資料館単独事業としても成立できるようにしている。

Ⅱ 事業構成・内容

本事業では代かき、田植え、脱穀、試食の計4回で館蔵資料を使用している。実際の作業では使用しない（できない）資料も座学会場へ持ち出し、見せたり触らせたりしながら解説を加えている。以下各回の構成・内容を記したい。

第1回 苗代づくり

例年、5月3日に苗代づくりを行う。(写真2) 苗代は本田の一区画を利用しているが、苗代で全ての苗を育成するのではなく、パレットによる育苗も実施している。苗代は備中鍬などで土を砕いてならし、種籾を蒔いてから燻炭がけを行い、簡易的なビニールハウスを組み立てる。座学では第1回目であるので全体の説明と、苗代に関して移植栽培、直播栽培の例を紹介している。



写真2 苗代づくり

第2回 代かき

代かきは5月最終週に行う。踏車、馬鍬、柄振りの農具を使用する。鍬、備中鍬はホームセンター等で購入できる既製品を使用している。踏車は2台用意し、車直径の小さい方を子ども用に供している。本田脇の水堀に踏車を設置し、踏車を使用して水を田へ入れる。(写真3) 備中鍬、馬鍬で土を砕きながら均していく。馬鍬は牛が曳くことまでは再現できないため、スタッフや参加者が交代しながら曳く。柄振りで均し、本田の西側半分は畦シートが設置されているため、東側の半分について鍬を用いて畦塗りを行っている。



写真3 踏車による引水

第3回 田植え

田植えは6月第1週に行う。使用する農具は田植定規のみだが、座学において正条植え普及の歴史と田植定規、雁爪、除草機の関係性を紹介し、雁爪、除草機は座学会場で見学できるようにしている。(写真4)

苗は15cmほどに成長してから、本事業では一本ずつ植える一本植えを実践している。一本ずつ植えることで茎の分けつが分かりやすく、夏場にも参加者が観察に来られるようになる。一粒の種籾が成長していく過程をみせるのに最適ではあるが、育てるのが難しく、植え直しが必要になることがある。その場合は後日職員が植え直ししている。



写真4 田植えのため田植定規を使用

第4回 稲刈り

稲刈りは例年10月の体育の日に実施しており、稲刈鎌で刈り取り、はさ掛けまでを行う。稲刈鎌はホームセンター等で購入できる既製品を使用している。(写真5) はさ掛けの際、稲を束ねる藁は前年度のものを使っている。座学では、稲刈りの歴史を紹介するため出土遺物の石包丁を見せて、穂首刈りと根刈りの違い、野生稲の収穫方法などを紹介している。



写真5 稲刈鎌による稲刈

第5回 脱穀

脱穀は11月3日に行っている。はさ掛けした稲を外し、千歯扱きで脱穀作業をある程度体験した後、足踏脱穀機を体験してもらう。(写真6) そうすることで道具の変遷・作業効率の違いなども体感できるようにしている。脱穀作業と平行して箱通しで藁屑を選別し、最後は唐箕を使用して一番と二番に分けるまでの工程を体験する。この脱穀の作業は使用する農具・作業量とも全6回の中



写真6 千歯扱きによる脱穀

で最も多く、毎年夕方までかかるイベントになっている。

第6回 試食

試食は11月第3週に実施しており、脱穀から第3週までの間に精米作業をする。精米に関しては体験できる状態の資料がないため、精米機にかけている。当日は野外活動センターにあるかまど、羽釜を使用してご飯を炊く。箱膳、脚付膳を使用し、茶碗・箸は参加者が用意する。座学では箱膳や弁当箱など食に関する資料や菓製品について解説している。(写真7)



写真7 試食と座学

市民学芸員事業

市民学芸員の事業として米づくり以外に、綿栽培、麦栽培を実施しているが、麦栽培では脱穀作業に麦扱き、麦摺り台を使用している。麦扱きの館蔵資料では穂首刈りタイプのものと千歯扱きタイプのものがあるが、千歯扱きタイプのもので脱



写真8 市民学芸員による麦の脱穀

穀を行う。穂首ごと扱き落として麦摺り台にかけ、殻と実を唐箕で選別するまでを行っている。(写真8)

Ⅲ 体験資料について

現在、事業を通して約15種類の資料を体験用として使用しているが、基本的には資料館台帳に登録されていないものの中から選定している。歴史民俗資料館では平成23年から25年にかけて民俗資料の台帳化が進められ、その作業によって記録化されたものを登録資料と呼んでいる。未登録というのは、その作業がされていないもの、あるいは新着資料ということになるが、事業がスタートしてからは体験用として意図的に収集している。登録資料は元々小学校の空き教室に地域の人が使わなくなった道具類を集めたものも多く、学芸員が調査し収集していないので来歴が不明なものが多い。このような状況のため、未登録とはいえ資料価値が低いものが全てではない。体験用としては、可動部分がしっかりしていること、メンテナンスができることや一般参加者が安全に取り扱えることなどの条件で選定している。鎌や鍬などの刃物類は、資料では柄が弱っているものが多いことと刃部の錆などの理由から、既製品を使用している。足踏脱穀機や唐箕、踏車などは回転する部分の磨耗を抑えるためにグリースを塗布するようにしている。

なかには新材部品と取り替えることで体験用に



写真9 足踏脱穀機のメンテナンス

供するものもある。平成25年の事業では精米作業に唐臼を試験してみたが、資料の軸が摩滅していたため、軸を新材に取り替えて使用した。

いずれにしても体験で使用する場合、事前に調書を取り、どこに手を加えたかメンテナンス履歴を記載して、資料の状況が分かるように努めている。(写真9)

IV 綿栽培、唐箕の選別実験

市民学芸員事業で行っている綿栽培は平成27年度より実施しており、これは学芸員からの提案事業として参加者を募っている。元々筆者が唐箕の性能研究をしている中で、江戸時代の農書に綿の種子選別に唐箕を使用している記述に注目して始めた実験を、事業に展開させたものである。

筆者は2013年の京都造形芸術大学大学院修士論文「改造痕からみた西日本型唐箕の時代変遷―風のベクトルを検証した結果から―」の中で西日本各地の155台の唐箕を計測調査し、選別胴の天板をかさ上げる改造が大正以降広まったことを指摘した。西日本での唐箕の天板改造資料を検証すると、明治末までの唐箕には改造が施され、大正の新造唐箕には初期設計として天板を上げる事例がみられるようになり、昭和に入って小型化されてゆく傾向がみられる。石川県立歴史博物館所蔵の大正4年唐箕設計図や、大正4年の小西式唐箕などの特許資料からも裏付けとなり、改造の効果としては、選別胴天板を上げることで落下する穀粒



写真10 京都造形芸術大学所蔵・改造痕のある唐箕

に対し上向きの風をあて、比重の大きな穀粒の選別精度向上を目指したものであることがわかった。唐箕の解説では、「調整の道具で実と秕に分ける、または秕や藁屑を飛ばす」という説明をよくみかける。しかし、筆者の風力実験結果では、選別胴天板の改造を加えない方が藁屑などを吹き飛ばす除去能力が高く、唐箕の改良の方向性は様々な穀物に対して同様に発揮できる選別精度の向上にあるといえる。

唐箕は修理などの後補に加え、改良や改造が多く、それゆえに先行研究では改変されない支柱などの部位を抽出して形態分類の検証が続けられている。しかし地域差や時代差は、支柱など構造体以外に前述のように機能面でも表れる。時代差では選別胴天板の改造が挙げられ、地域差では樋口(一番口、二番口)の並びの違いが挙げられる。(写真10)

唐箕の樋口は大きく分けると、一番口・二番口とも正面を向いている並列タイプと、二番口が背面に向く振り分けタイプの二種類に分かれる。筆者の計測調査では西日本はほぼ並列で、東日本は振り分けと並列が混在する。先行研究においても並列は西日本で振り分けは東日本という指摘はされている^(註1)。並列タイプは出口が隣接しているので、選別後に雑じる可能性があり、一番口と二番口の間に藁をカーテン状に広げて遮るやり方が伝わっている。振り分けタイプの方が出口で混じることがないので、遮蔽物を用意する必要もなく

機能面では優れていると考えることができるが、唐箕を使用する際、使用者は樋口からでる穀物の勢いを見て右手で回転スピードを調節し、左手で落下量を調整できる。樋口が正面を向いて選別の様子を確認できることは重要な問題であり、別の観点で考えると二番口が正面を向いているということには、選別する上で正面に向けられた意味があるとも考えることもできる。

そこで近世農書の記述に注目した。文政11年の『農業余話』、天保4年の『綿圃要務』には綿の種子を唐箕で選別し、二番口に分けられた種子が最上であると述べられている^(注2・3)。二番口は一番口よりも比重の小さいものが分けられるため、米や麦においては一番口が最上とされる。しかし『農業余話』では、大粒の種子を蒔くと茎葉が繁茂し、実の皮が厚くなるため綿自体が小さくなると記されている。また、小粒の種子は、初めの生育は弱くとも綿の性質がよく、綿を植えるには小粒の種子が最上であるとも記され、二番口種子を取り上げる理由を説明している^(注4)。

このような事例から、綿の栽培が盛んであった西日本において、並列の樋口（二番口重視）が重要視され、関東では一番口を重要視する振り分けの樋口（一番口重視）が広まったと考える。

平成28年度で実施した綿種子唐箕選別実験では、改造痕のない唐箕を使用し、三番口に風力計を設置して、同じ風力で選別作業を続けられるようにした。1,095粒の種子を選別し、それぞれ一粒ずつ電子天秤で計量した。選別結果は一番口が983粒、二番口が101粒、三番口が11粒であった。計量結果は一番口の平均値が0.081g、二番口の平均値が0.063g、三番口の平均値が0.017gであった。一番口種子と二番口種子の差は約20mgで、唐箕が細かな差を選別できる能力があることを確認できた。(写真11・12・13)

選別した種子を水田横の畑に播種し、生育観察をすると『農業余話』の記述の通り、一番口種子の成長が早く葉数も多い傾向がみられた。観察は



写真11 綿種子唐箕選別実験



写真12 電子天秤の計量



写真13 綿の花

定期的に行えず、土壌検査も簡易的なものであるため、未だ不完全なデータで結論を出すに至っていないが、唐箕の分布調査、計測調査、文献調査などと合わせて、今後も継続的に検証を行ってきたい。

V 半田の再現

平成29年度からは耕作面積を増やし、大阪の河内地域で近世より行われている半田の再現を実験的に試みている。

河内の土壌は、大和川により生駒山系などからの風化花崗岩が運ばれてくるため、砂地を含む土壌であるが、洪水の後に土砂を盛り上げて綿を植える「半田」が江戸時代に広まった。氾濫した川の土砂に覆われてしまった田面を再生するための天地返しの一環として行われたものであり、土砂を一系列盛り上げて田面を出し、盛り上げた列に綿を植え、元の田面に稲を植える農法である。

『綿圃要務』には次記のように示されている。

半田と号して、盤に香を盛たるが毎く、壺畦は田、壺畦は畑にして、土をかき揚げたる方に綿を作り、低き方に稲を作るを、掻揚田ともいひて、其田の処に水溜れども、畑はよく乾き、殊に田土を揚げたるものなれば土肥て、外の肥し半分入て綿よく出来、水田の稲も一段見事に出来るなり



半田の図
出典：『日本農書全集15』



写真14 再現した半田

この記述をみると、綿も稲も見事に育つという一文がみられるが、この一文に対して市民学芸員から疑問の声があがり、半田の稲と綿の生育状況を見る実験を行うことになった。(写真14)

この経緯を述べると、市民学芸員の金澤涼夏さん（高校1年生）は、平成28年度に学芸員体験講座を受講し、29年度より市民学芸員として活動している。学芸員体験講座での「民俗資料」の講座で半田を紹介しており、半田への興味・疑問から実地研究をやってみたいとの提案を行った。そこで、平成29年度より使用できる水田が増えたことから半田の再現を実施することとし、綿の特性に注目し、半田の効果を検証している。

綿の特性とは、根からストロゴラクトンを分泌

するという点で、根寄生植物の発芽を誘引することや、植物の分けつ（枝分かれ）を抑制する分泌物であるので、稲との共生関係がどのようなものであるか、収量に関係するののかという疑問点から研究を続けている。

今年度は急ごしらえの半田づくりとあって、田起こしが不十分であったり、除草が不十分であったりしたが、生育観察では綿から稲への成長阻害を示唆する結果がみられた。通常の水田と半田との比較をすると、半田では綿畝に近い稲は生育が悪く、綿畝から離れている稲の方が生育がよい。また、半田外側の稲は、通常の水田の稲よりも生育がよいという結果もあり、今後土壌検査なども実施しながら、検証を続ける計画である。

まとめ

米づくり事業は野外体験学習の中に、歴史民俗資料を取り入れて活用し、総合的な学習ができるようにしたものである。平成26年度の事業開始より4年が経過したが、順調に参加者を伸ばしている。地域によってもまちまちであるが、急速に都市化が進む地域では、一斉に古い道具類＝民俗資料が手放され、またそれらを知らない・使ったことがない世代が増えている。事業参加者の声を聞くと、「知らない・使ったことがないからこそ体験してみたい」、「普段食べているお米がどのように成長するかみてみたい」という声があがる。今後も参加者が事業を通して自然環境や歴史民俗など、それぞれ知りたいことについて体験しながら総合的に学習できる場としていきたい。

また、体験学習事業は学芸員や市民学芸員の立場からも、実験を重ねられる場として、うまく事業に取り込みながら観察や実験を続けている。まだ結果をまとめられる段階ではないが、活動の一環として選別実験、生育観察、半田再現研究などの途中経過を今回紹介した。

大東市立歴史民俗資料館は市民学芸員制度を確立させて様々な取り組みを実施している。資料館

と地域、幅広く多様な人間が関わりながら、事業の中から新たな事業が生まれ、展開されている。民俗資料について、今後も新たな活用方法を実施できるように努めていきたい。

(みぞべ・ゆうすけ 奈良県立民俗博物館
主任学芸員)

(注)

- (1) 小坂広志「紀年銘を有する唐箕について」
『日本常民文化研究所調査報告第六集』
(財)日本常民文化研究所 1980
- (2) 『農業余話』文政11年 小西篤好
「一、灰にて種子を製するには(中略)、さて桶に水を溜め置、其中へ右の灰を合せたる製実を入れてかき雑れば、上実(じょうじ)は沈(しず)ミ、秕(し)と虫喰(むしく)たるあしき実(じ)は浮くものなり。沈(しず)ミたる上種子(じょうし)を通用の灰に合せて乾(かわ)し、はら／＼となるを颯扇(さつせん)にて強く繰(く)り、二番(にばん)の方へ出(で)たるは最上(さいじょう)の種子(し)なり」
- (3) 『綿圃要務』天保4年 大蔵永常
「灰にまぶし、日に干、はら／＼となりたるを、颯扇(さつせん)にて強くくり、二番(にばん)の方へ出(で)たるハ最上(さいじょう)の種子(し)なれば、是(こゝろ)を蒔(ま)くべし」
- (4) 『農業余話』
「凡(もろ)種子(し)の大粒(だいりゅう)なるは太(ふ)く生立(せいだ)榮(え)えて、立枝(たちえだ)となり、実皮(じつかわ)厚(あ)くなる故(ゆゑ)、綿(わた)となる肉(にく)は皮(かわ)におされて瘠(しやう)るものなり。故(ゆゑ)に雄(お)の方は植(う)べからず。小実(せうじ)は生立(せいだ)弱小(じやくせう)なれとも其(その)性(せい)よし。故(ゆゑ)に綿(わた)は小実(せうじ)を最上(さいじょう)とす」

砺波地方のスキ

安カ川 恵 子

はじめに

I 砺波郷土資料館収蔵のスキ

II 単用スキから双用スキへ

III 呉東にあるのは単用スキばかり

IV 呉東のヘラズキと砺波のパンノコズキ
おわりに

はじめに

砺波市立砺波郷土資料館（以下「資料館」という）では昭和58年の開館以来、砺波地方の民具収集に努めてきた。今では約1万点の民具を収蔵するまでになり、このうちの6,900点が、平成29年3月3日付けで文化庁から「重要有形民俗文化財」の指定を受けた。代々の館長を始め関係職員の地道な努力にもよるが、何よりも多くの民具を快く寄贈されたり、収集活動にご協力いただいたりした各般の皆様方に厚くお礼を申し上げたい。今回の私の発表は、当館に収蔵する多くの民具の中から、特にスキを取り上げたいと思う。スキとは、現在のトラクターにあたる耕起具である。昭和30年代に動力耕耘機が普及する以前、牛や馬に曳か

せて田を耕していた道具であり、高度経済成長期前の、人と家畜が一体となって農耕していた頃の農具である。

I 砺波郷土資料館収蔵のスキ

資料館はこのスキを73点収蔵する。これだけの数のものが集まれば、これらを整理するために分類することが必要となる。分類するには基準づくりが必要である。スキの場合、今までの研究史の上からスキ床^{とこ}の長さをひとつの指標としている。「床」とはスキが地面に接する部位である。この床が長いか、短いか、それともほとんど無いくらいのかということ、それぞれ長床スキ、短床スキ、無床スキと分類される。（図1に、そ

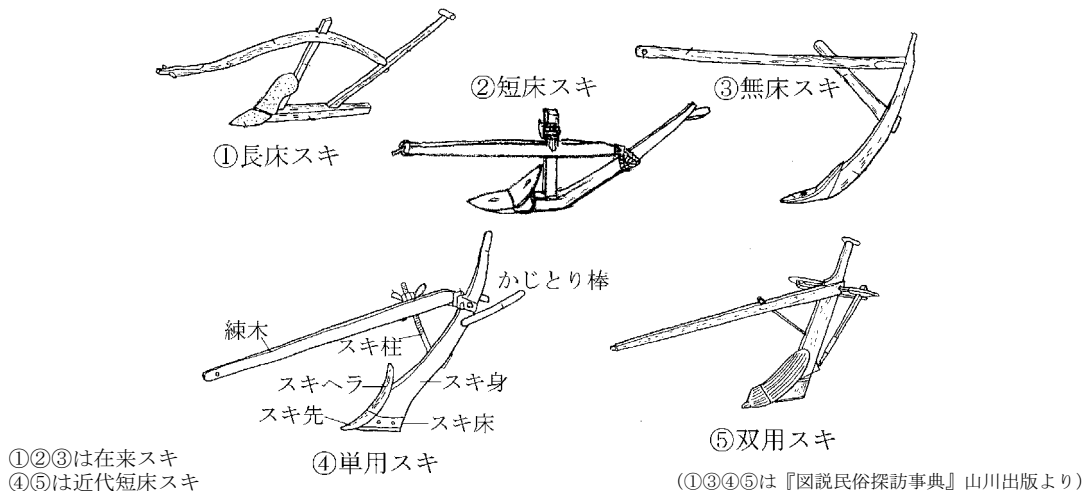


図1 スキの種類と各部の名称

れぞれの代表的なスキの絵とスキの部位名を示す) こうした3分類の上で、さらに似たもの同士を比較しながら資料館収蔵のスキを分類したのが表1である。次にそれぞれの型式の代表的なものを説明したい。

1. 長床スキと無床スキ

まず、No.1は資料館にただ一点だけある長床スキである(写真1)。高岡市戸出市野瀬^{いちのせ}にある家



写真1 長床スキ

の納屋で見つけたものだ。実は、納屋にはこのような状態であったわけではない。3本の棒が別々の場所に存在した(写真2)。それを空いている穴に差し込んで組み立てるとこのような形になった。スキヘラ^{ねりぎ}と練木の部分が足りないのだが、よく探せばもしかするとその納屋にあったかもしれない。不完全な形だが、資料館には長床はこれ1点しかない貴重なものとして挙げておきたい。今残っている部分はすべて木製であるが、スキ先に



写真2 長床スキ(分解した状態)

表1 砺波郷土資料館収蔵スキ一覧

No.	形状・製作者等				使用地 (採集地)	寸法 (cm)			備 考
						練木	スキ身	スキ床	
1	在来	長床	単用		高岡市戸出市野瀬	欠	91	81	
2	在来	無床	単用		砺波市苗加	138	106	24	
3	在来	短床	単用	大型	砺波市太田	203	113	41	
4	在来	短床	単用	大型	砺波市太田	欠	118	44	
5	在来	短床	単用	大型	砺波市太田	195	117	45	
6	在来	短床	単用	大型	砺波市安川	184	118	42	
7	在来	短床	単用	大型	砺波市頼成	欠	129	36	破損大
8	在来	短床	単用	大型	砺波市頼成	欠	84 + α	38	
9	在来	短床	単用	大型	砺波市頼成	208	116	43	破損・犁先別
10	在来	短床	単用	放寺	砺波市太田	155	101	41	
11	在来	短床	単用	放寺	砺波市太田	150	100	46	
12	在来	短床	単用	放寺	砺波市太田	152	100	48	
13	在来	短床	単用	放寺「安藤喜三郎製」	砺波市太田	欠	110	40	破損
14	在来	短床	単用	放寺	砺波市太田	欠	100	41	破損
15	在来	短床	単用	放寺	砺波市荒高屋	153	104	41	
16	在来	短床	単用	放寺	砺波市小島	152	101	40	
17	在来	短床	単用	放寺	砺波市太田	153	107	47	
18	在来	短床	単用	放寺	砺波市秋元	164	108	42	
19	在来	短床	単用	放寺	砺波市秋元	160	108	41	
20	在来	短床	単用	放寺	砺波市神島	152	105	45	
21	在来	短床	単用	放寺	砺波市神島	欠	99	48	破損
22	在来	短床	単用	放寺	砺波市中村	欠	101	46	破損
23	在来	短床	単用	放寺	砺波市西中	152	107	42	

No.	形状・製作者等				使用地 (採集地)	寸法 (cm)			備 考
						練木	スキ身	スキ床	
24	在来	短床	単用	放寺	砺波市宮村	152	107	42	
25	在来	短床	単用	放寺	砺波市内	欠	107	40	
26	在来	短床	単用	三塚「三塚宗平」	砺波市増山	151	96	53	
27	在来	短床	単用	三塚	砺波市太田	146	100	49	
28	近代	短床	単用		砺波市秋元	123	98	35	
29	近代	短床	単用	「本江式」	南砺市国広	111	91	34	
30	近代	短床	単用		砺波市頼成	125	89	47	
31	近代	短床	双用	単用の改良双用	砺波市太田	142	113	34	
32	近代	短床	双用	単用の改良双用	砺波市太田	138	110	30	
33	近代	短床	双用	長野の松山	砺波市高道	135	105	36	
34	近代	短床	双用	長野の松山	砺波市豊町	136	103	39	
35	近代	短床	双用	出町の田辺	砺波市神島	135	101	38	
36	近代	短床	双用	出町の田辺	砺波市神島	132	98	42	
37	近代	短床	双用	神島の杉下	砺波市神島	140	103	35	
38	近代	短床	双用	東野尻村の川辺	砺波市太田	131	102	34	
39	近代	短床	双用	東野尻村の犀川	砺波市苗加	134	98	37	
40	近代	短床	双用	東野尻村の越野	砺波市苗加	132	100	36	
41	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市太田	130	101	40	
42	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市太田	132	100	38	
43	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市大辻	137	105	40	
44	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市鹿島	132	105	41	
45	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市太田	128	102	39	
46	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市太田	129	102	41	
47	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市新明	129	101	40	
48	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市西中	132	110	39	
49	近代	短床	双用	井波の長谷川	砺波市苗加	122	104	42	
50	近代	短床	双用	山野の荒木	南砺市専勝寺	139	102	40	破損
51	近代	短床	双用	山野の荒木	南砺市専勝寺	139	106	42	
52	近代	短床	双用	山野の荒木	砺波市苗加	139	103	41	
53	近代	短床	双用	日本海農具製作所	砺波市太田	131	100	42	
54	近代	短床	双用	日本海農具製作所	砺波市太田	131	100	40	
55	近代	短床	双用	日本海農具製作所	砺波市太田	132	100	40	
56	近代	短床	双用	日本海農具製作所	砺波市宮村	135	100	40	
57	近代	短床	双用	日本海農具製作所	砺波市新明	126	100	37	
58	近代	短床	双用	日本海農具製作所	南砺市養谷	137	103	40	
59	近代	短床	双用		砺波市太田	135	103	38	
60	近代	短床	双用		砺波市太田	139	102	34	
61	近代	短床	双用		砺波市増山	145	102	39	
62	近代	短床	双用		砺波市増山	132	100	36	犂先破損
63	近代	短床	双用		砺波市宮村	132	100	41	
64	近代	短床	双用		射水市棚田	134	100	42	
65	近代	短床	双用		砺波市太郎丸	138	100	38	
66	近代	短床	双用		砺波市苗加	122	103	38	
67	近代	短床	双用	(宝珠の印)	砺波市苗加	126	98	43	
68	近代	短床	双用		砺波市東保	130	100	38	
69	近代	短床	双用		砺波市東保	134	98	41	
70	近代	短床	双用		砺波市太郎丸	135	104	41	
71	近代	短床	双用		砺波市頼成	136	100	47	
72	近代	双用二段		日本海農機具製作所	砺波市苗加				
73	テーラー用二段犂			(長谷川)	南砺市山見				

はかつて金属製の刃が装着されていたと思われる。

昭和7年生まれのお家のお爺さんから寄贈していただいたが、自分の記憶のある限り、実際にこのスキを誰かが使っていたのは見たことがないとのことで、少なくとも大戦前には既に使われなくなっていたようである。

このような長床スキは、江戸時代の寛政元年(1789)に砺波郡下川崎村(現小矢部市下川崎)の宮永正運が著わした農書『私家農業談』^(注1)に描かれている(図2)。また、この図とよく似た完全な形のは南砺市井口地域に現存する(写真3)^(注2)。この井口のスキにはスキヘラも練木も付いているが、残念ながら資料館所蔵ではないので一覧表には入っていない。

これらの長床スキは、スキ床・スキ柱・スキ身・練木などの一本ずつの部材から成る。

次にNo.2は無床スキである(写真4)。これも資料館には1点しかない貴重品である。砺波市苗加^{のうか}にある家の納屋にあったものである。一本の杉材からスキ身、スキ先・スキヘラを作り出している。今はスキ先とスキヘラの継ぎ目部分にだけ細い金属板が入っているが、スキ先にもヘラの部分にも金属製の刃があったと思われる。やはりこのスキも、昭和5年生まれのお家の方の記憶では、実際使われていたところは見ることがないとのことであった。これも少なくとも大戦前には使われなくなっていたようである。

2. 在来・単用スキ

次に、No.3から9までは、大型の単用スキである(写真5)。この型のスキは、全国の博物館や民俗資料館を回って実際のスキを多く調査された農具の研究者河野通明氏^{げん ほうじ}によって原放寺^{げん ほうじ}のスキとされたものである^(注3)。放寺のスキ(後述)の前身と想定される。

放寺のスキに比べて全長が長く、重いのだが、放寺のスキと同様の一本の曲がった部材からスキ身とスキ先を作り出し、スキヘラの部分だけを別

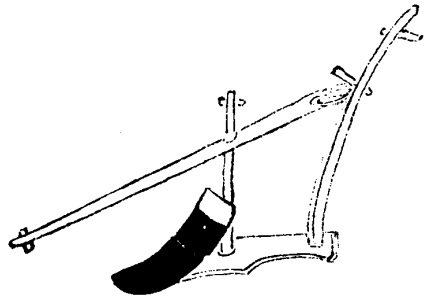


図2 『私家農業談』のスキ

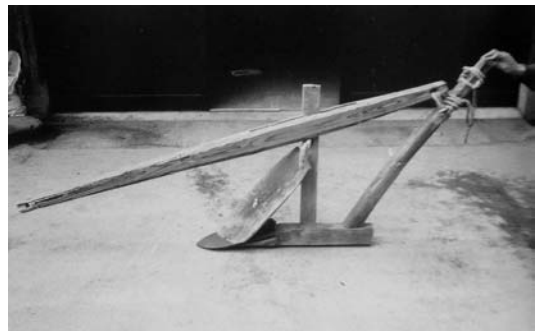


写真3 井口スキ



写真4 無床スキ

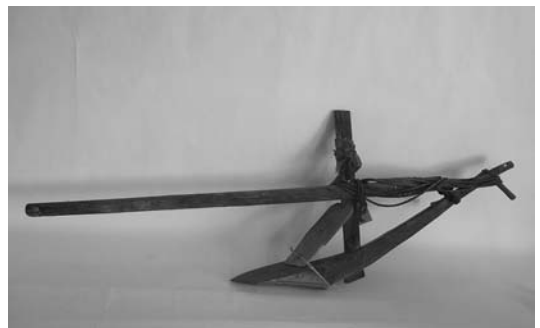


写真5 大型の単用スキ

材で付けている。この部分がその後の放寺のスキでは改良されている。このスキも、その家の方では実際に使われていたところは見たことがないとのことであった。

次に、No.10から25までは、砺波地方で最も一般的な「放寺のスキ」と呼ばれるスキである（写真6）。「放寺」とは現高岡市放寺のことである。ここで作られたのでこのように呼ばれている。一本の曲がった木材からスキ身とスキ先の刃を取り付ける台の部分を作り出している。河野氏の言われる原放寺のスキに比べると、ずいぶん小型で非常に軽くなっている。扱い易くすき起こしの能率も上がったので、砺波地方を中心に広く普及した。

No.13のスキには「放寺 安藤喜三郎製」と焼印がある。この安藤家は、初めてこの型のスキを作り始めたという清都八助きよとの生家である。安藤家に生まれた八助（弘化4年生まれ）はもともと大工だったらしいが、養子に行った先の清都家でこの型のスキを作り始めた。焼印の喜三郎は八助の甥



写真6 放寺のスキ



写真7 三塚スキ

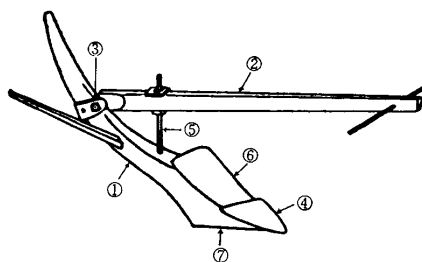
にあたる人物である^(注4)。明治20年代頃から八助が作り始め、その息子宗一郎（明治11年生まれ）に引き継がれ、昭和8年頃まで作っていたようである^(注5)。

次にNo.26と27は、富山の三塚みつづかという人が作り始めたので三塚スキと呼ばれている（写真7）。No.26には「三塚宗平」と焼印があり、放寺のスキと同様に、一本の材質からスキ身と床の部分を作り出す曲りスキである。しかし、放寺のスキとの大きな違いは、スキ身から右方向へ長いかじとり棒が付けられていることである。砺波地方の古老にこの写真を見てもらったところ、「こんなもんあったら邪魔になってかなわんな。馬ちゃ危ないもんで、こんな長いもんあったら、なお危ない」と言われてしまった。この地域の人にとっては長いかじとり棒は馴染みのないもののようである。

ここまで説明してきたNo.1から27までのスキは、刃の部分以外はすべて木製である。砺波や富山というそれぞれの地域で、その地域の業者によって作られ、その地域の人に使われてきたという意味から、地方の「在来スキ」といえる。

3. 近代短床・単用スキ

それに対して、次に説明するのは「近代短床スキ」と呼ばれるものである。図3を見ていただきたい。熊本県の大津末次郎がそれまでのスキを改良して特許出願し「㊦（マルコ）犁」との商品名で売り出した物の特許公報原図だという^(注6)。それ以前のスキとの相違点は多々あるようだが、主な



大津の犁（特許公報原図）

図3 大津末次郎の「㊦（マルコ）犁」

改良点は次の2点と言えそうである。1点目は、練木を固定するスキ柱⑤をボルト・ナット式にすることにより、練木の角度を変えると同時にスキ先の角度も変えられるようになり、耕す深さを加減し易くしたこと。2点目は、スキ身と練木の結合部③を工夫して、左右あるいは上下に自由にかたして固定できるようにしたことである。この大津の特許出願は明治33年（1900）3月で、認可されたのが明治35年4月となっている^{（注7）}。大津の発明と時を同じくして、福岡県の磯野や深見などの^{すき}犁製作所でも、次々と新たな短床スキが製作され全国に販売網を拡大していくことになる。

そのような全国的な流れの中のもの、資料館のNo.28から30までと思われる（写真8）。スキ身と練木をつなぐスキ柱は、金属棒で作られており、従来の在来スキが、スキ柱に大きくあけられた穴の部分を縄で縛り、くさびを兼ねた手綱休めで、



写真8 近代短床・単用スキ

練木の角度を変えていた（写真9）のに比べて、非常に簡単に角度を変えて固定できるようになっている（写真10）。スキ身と練木の結合部も在来スキでは縄縛りであった（写真11）。このスキには焼印・墨書などがなく、残念ながらこの製作所で作られたかは不明である。

このようにNo.1から30までのスキは、在来のスキと近代短床スキという違いはあるものの、実は共通の特徴もあった。それは、すき起こした土の塊を片方側だけへ返すという点である。砺波地方ではすべて左側へ返すように作られている。全国のスキを見ると右側へ返すように作られているものもあるが、砺波や富山は左返しである。このようにすき起こした土を片方へだけ返すスキを片スキ、または単用スキと呼ぶ。在来スキはすべて単用スキであった。ところが、近代短床スキの段階



写真10 近代短床スキのスキ柱 ボルトとナット



写真9 在来スキ スキ柱と練木の調節部



写真11 在来スキ スキ身と練木の結合部

では、今説明した単用スキの他に、新たに土を左右どちら側でも返せる「双用スキ」が発明されるのである。

しかし、完全な「双用スキ」を紹介する前に、単用と双用の間をつなぐような改良型が存在したことを紹介したい。No.31と32である（写真12）。このような型のスキは私が見た限りでは、全国版の出版物には取り上げられていないようである。スキ身前側に取り付けられたレバーを操作することで、スキ先とスキヘラの間の大きなちょうつがい動き、スキヘラの部分が左右に反転する仕組みになっている（写真13）。表1では、仮に「単用の改良双用」としておく。これは次に述べる松山原造の双用犁特許後の発明かもしれないが、全国のどこからも報告がないようで、もしかすると砺波地方の小さな業者の発明品かもしれない。識



写真12 単用の改良双用スキ



写真13 スキヘラ部分の大きなちょうつがい

者からの意見を拝聴したいと思う。

4. 近代短床・双用スキ

次に「双用スキ」を紹介したい（写真14）。かじとり棒の部分に取り付けられているレバーを左右に動かすことにより、スキ先とスキヘラ一体となったスキヘラ部分が左右に返る仕組みになっている。このスキ先・ヘラ部分を反転させる方法は製造者によって異なるが、いずれも、すき起こした土の塊を左右どちらの方向にも反転させることができるので双用スキと呼ばれる。この型がNo.33から71まであり、資料館収蔵のスキでは最も多い種類である。

この双用スキを最初に発明したのは、長野の松山原造で、さまざまな試行錯誤の末に新型のスキをほぼ完成させたのが明治33年（1900）秋^(注8)、特許を出願したのが明治34年3月、認可されたのが同年12月となっている^(注9)。先ほど述べた熊本の天津や福岡の磯野・深見などとほとんど同時期である。ただし、天津・磯野・深見は単用スキで、松山は双用スキなので、この点が決定的に異なっていたわけである。

この双用スキが砺波地方へ実際にもたらされたのは明治37年頃であった。松山が実用向けに大量生産の体制を整えたのが特許を得た翌年の明治35年^(注10)だったので、この地方への導入はきわめて早い時期といえる^(注11)。

双用スキについては、多くのものに焼印が押し



写真14 双用スキ

てあり、製造者を特定することができる。長野の松山が2台で、砺波市内では出町の田辺が2台、神島の杉下・東野尻の川辺・犀川・越野がそれぞれ1台、南砺市内では井波の長谷川9台、山野の荒木3台、日本海農具製作所6台となる。いずれも砺波地方の業者である。なお、「日本海農具製作所」というのは、大戦中の統制により、出町の田辺と井波の長谷川が共同で作った会社である。田辺と長谷川は同業者であるとともに姻戚関係にもあった^(注12)。

これらの業者によって作られた双用スキは、早いところでは明治末年から、遅いところでも昭和初年頃までに導入が進み、それまで砺波地方で一般的に使われていた単用の放寺のスキがほとんど姿を消してしまう。放寺のスキの製作は昭和8年頃で終わってしまうのである^(注13)。

表1のNo.72は、砺波では大変珍しい二段スキである（写真15）。普通のスキ先の上にもう一つ小さなスキ先がついている。この型は福岡県の深見が最初の発明で^(注14)、すいた土を二重に反転させると同時に碎土も行うという優れたものだそう。しかし、寄贈された方の話では、それまでの双用スキに比べると非常に重く^(注15)、やせた馬や牛では曳くことができず、間もなく動力耕耘機が導入されたことによりほとんど使わずに終わったとのことであった。

最後のNo.73は、井波のスキ製造業者であった長

谷川からいただいたものである。馬ではなく、新たに普及したディーラーに付けて使用することを目的に開発した二段スキである。その後まもなく（昭和30年頃）大手の製造者がこの地方に進出してきたため廃業してしまい、最後の思い出として一台だけ手元に残して置いたとのことだが、自分で持っていたとしても仕方が無いと言われ資料館に寄贈されたものである。以上の73点が現在資料館に収蔵しているスキである。

Ⅱ 単用スキから双用スキへ

これら収蔵されているスキから、砺波地方の耕起作業の推移は次のように想定できる。

まず、江戸時代には、『私家農業談』に記述があるように長床スキが使用されていたようである。しかし、スキの使用はあくまで乾田地帯に限られ、湿地帯の多くはクワでの人力作業であった。その上、『私家農業談』の作者である宮永正運は、加賀藩の十村（他藩の庄屋に相当する上層の農民）に準ずる山回役^{とむら}という役目の豪農である。彼のよう^{やまわりやく}な使用人を何人も使う豪農や、一定の高持農民レベルの人々がスキを使っていたと思われ、その使用は限定的だったようだ。

各地の市町村史の記述によると、馬耕が普及したのはほとんどが明治20年代以降と記されている。この頃から放寺のスキが作られ始めたとの聞き取り調査と合致し、その頃から一般の百姓層にもスキが普及したと思われる。馬を飼っている人は自分の馬で、飼っていない人は、春の耕起の時期だけ3～4軒で仲間を作って馬を借り、田を耕すようになる。そこで使用されるスキは、明治から昭和初年までは、放寺のスキのような単用スキだったが、それ以降は双用スキに取って代わられる。そして昭和20年代後半から30年代初頭にかけて動力耕耘機が急速に普及し、スキは使われなくなる。まとめると次頁の表のようになると考えられる。

そしてそれは、どこでも同じであろうと私は長い間思っていた。ところが一昨年あたりから、ど



写真15 二段スキ

江戸時代	長床スキ
明治中期以降	単用スキ（放寺のスキ）
大正～昭和初年以降	双用スキ
昭和30年代以降	動力耕耘機

うもそうではないらしい、少なくとも富山県の呉東（富山県では中央部にある呉羽山を境に、それより東部は呉東、西部は呉西と呼称）の状況は砺波地方と違うということが分かってきた。

Ⅲ 呉東にあるのは単用スキばかり

資料館収蔵の民具は砺波市頼成にある庄東小学校併設の砺波民具展示室で展示公開している。そこへ色々な人が見学に訪れる。圧倒的にお年寄りが多いが、呉東の立山町や朝日町から来た人の中には、動力耕耘機が普及する前に使っていたのは、土を片方側へしか返せない単用スキだったという人が結構いる。どちらへでも返すスキがあるのは知っているが、自分は使っていなかったと言うのである。

そう言われると、今から10年ほど前に魚津歴史民俗博物館や滑川市の岩城家、朝日町のなないろKANなどを見学したときに、そこで目にしたのは三塚スキばかりだったことを思い出す。また、私は富山民俗の会に所属しているが、この会で平成29年に黒部市宇奈月町下立で集落調査をした。その際、私は民具を担当して昔の農具などを見たり、お年寄りから昔の生活の話を聞いたりしたのだが、そこで出会ったスキはすべて単用の三塚スキであった。そのスキを実際にどう使ったのかということも聞き取りすることができた。実にこれは私にとって驚きであった。なぜなら、砺波地方では実際に単用スキを使っていたという人に会うことはできないからである。子どもの頃、父親やお爺さんが単用スキを使っていたのを見たという人にさえ会えない。今の80歳代の人が子どもの頃見たのは双用スキである。砺波地方では、昭和初期より以前、大正初期に双用スキが流行ってきた

と書いてある本もある。それほど、早い時期に単用スキから双用スキに変わってしまったのである。

砺波地方の人にとって単用スキは過去の遺物だが、呉東のお年寄りの中には、単用スキを実際に使ったことがあるという人がいる。この呉西の砺波地方と呉東の差は何によるものであろうか。結論から言うとそれは、単用スキの使い方の差によると、今私は考えている。

Ⅳ 呉東のヘラズキと砺波のバンノコズキ

図4は『富山県史民俗編』155頁にある「ヘラズキの例」である。ヘラズキとは、「平鋤き」のことで、周囲からすいて、畝のできないすき方である^(注16)。地域や個人差により、すき方には差異があったようだが、この県史を始め他の出版物の記述^(注17)と私が直接聞き取りしたことをまとめる。

呉東のすき方は、田んぼの形にあわせて、基本的に回ってすくというすき方が主流だったようである。最初の荒起こしでは、田んぼの長辺の隅（図中のサイタテの部分）からスキをおろし、右回りに、畦に沿ってすき、隅に近くなると弧を描くようにゆるく曲がる。そして反対側の長辺でま

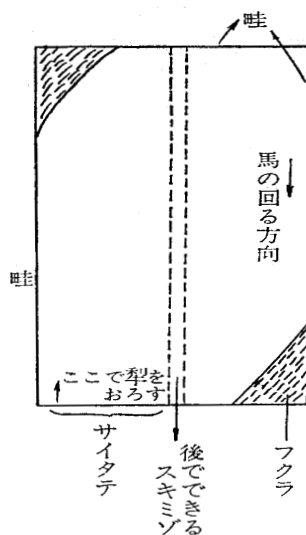


図4 ヘラズキの例（『富山県史民俗編』155P）

た直線にすき、隅に近くなるとまた、弧を描くように回る。このようにすいていくと最後の中央部分にスキ溝ができる。そこで二度目にすくときは、この中央からスキを入れて、今度は中心から外側へ左回りにすいてゆく。左回りは、右回りに比べると、労力も、かかる時間も1.5倍以上の差があり、馬も人も疲れるらしいが、それでもこのようにしないと土がうまくこなれないそうだ。

このすき方では、馬を入れる前のクワ打ちの部分、図4にあるフクラと呼ばれる部分だけということになる。(実際には四隅と畦ぎわのほとんどはクワで打たないといけならしい)

この呉東のすき方に対して、砺波地方で行なわれていたのが図5のすき方である。県史同編には「バンノコズキの例」となっている。これも県史を始め他の出版物の記述と私が直接聞き取りしたこととでまとめてみる。

砺波地方のすき方は、スキを入れる前に6尺から9尺おきに一筋（一畝半から二畝の幅）ずつミツグワ（三本畝）で打っておく。この作業を「バンノコウツ」または「バンノコワル」と言う。そして、この筋を中心にして、スキで両側から回りずきを行う。すき返された土は、この筋の所に山

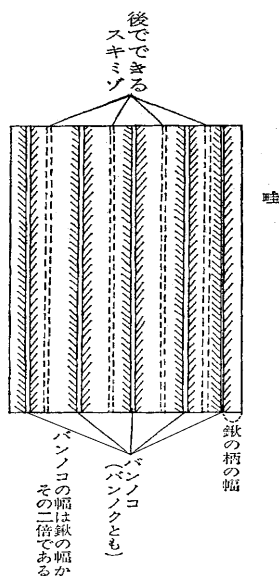


図5 バンノコズキの例 (『富山県史民俗編』155P)

盛りになって畝を作ったようになる。そのため、スキに続いて女たちが、この山をヨツグワ（四本畝）で切り崩してすき溝へならす作業を行う。これを「コギリ」と言う。また、馬が田の端までできたら折り返すときに馬身の分だけスキ残しができるので、その分の6尺ほどの長さを6尺おきに二畝ずつ打っておくことも必要だった。これを「スクサシウツ」と言った。

このように砺波地方では、スキを入れる前に「バンノコウチ」や「スクサシウチ」をして、スキですいた後も「コギリ」という作業を行った。大げさにいうと、一枚の田を起こすのにその4分の1から3分の1はクワでの手作業だったのである。

そのような作業工程のところに双用スキがもたらされたのである。双用スキはスキヘラが左右のどちらにも返るので、すき起こした土を双方向へ返すことができる(図6)。すき起こした土は、すでにすいたスキ道へ返すことができるので、従前のクワでの手作業の必要が無くなった。一方向から順にすき続けることができ、クワでのきつい打ち起こし作業から解放されたのである。このため、砺波地方ではこの便利な双用スキに飛びついたのであろう。

一方、砺波地方のように、多くのクワ打ち手作業を必要としていなかった呉東では、双用スキの利点がそんなに驚きとともに受け入れられること

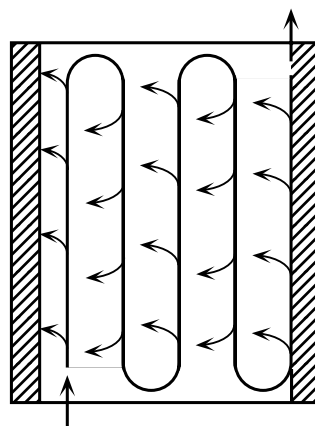


図6 双用スキによる平起こしの例

がなかったであろう。

この単用スキの使用法の違いが、砺波地方と呉東の、双用スキ使用の有無の差となって表れているのではないだろうか。

おわりに

この程、収蔵民具が大量に国の重要有形民俗文化財に指定されたことは、いままで砺波地方の生活を築き上げてきた先人が培った文化遺産が、我が国全体にとっても重要なものであるとの証を得たものと思う。このことはとても喜ばしいことである。しかしながら、収蔵民具の多くはすでに実用的なものとは言えない。特に米作りに使われた生産用具いわゆる農具は、昭和30年代以降の田畠のほ場整備とともに急激な機械化が始まり、その使用法が忘れ去られようとしている。スキというものは残っているが、それをどのように使ったのかということが分からなくなりつつある。実際に使ったり、見たりしていた人にとっては何でもないことが、たとえ文章で残された記述があるとしても、現代の人にとってそれを理解することはとても難しい。砺波地方の「バンノコズキ」については、民俗研究の大家であった故佐伯安一先生などの話からある程度は理解していたが、呉東のスキの使い方については、県史の記述を読んでもピンとこなかった。それが、黒部市宇奈月町下立で長谷川勇氏（昭和8年生まれ）にお会いし、実際の体験を図に描きながら説明してもらい、私が疑問に思うことをその都度答えてもらうということを繰り返すことによって分かるようになった。この問答こそ聞き取り調査の全てである。しかし、このように問えば答えてくれる人も非常に少なくなっている。

文化財として、ものを博物館で後世に残すことはもちろん大切なことである。しかし、そのものをどう使ったかが分からなければ、そこに生きた人間の暮らしや心を感じることはできない。今からでもできるだけの聞き取り調査をして、残され

ているものに、少しでもその価値を付け加え、現代の人が、それを使って生きてきた人たちの姿を少しでも思い描くことができるような記録を残したいと思っている。

（やすかがわ・けいこ 砺波散村地域研究所員）

（注）

- （1）宮永正運・宮永正好『日本農書全集 6 私家農業談・農業談拾遺雑録』社団法人農山漁村文化協会 246頁 1979
- （2）佐伯安一『富山民俗の位相』口絵 桂書房 2002
- （3）河野通明「民具という非文字資料の体系化のための在来農具の比較調査－「民具からの歴史学」の有効性の追求と方法論確立の試み」『神奈川大学21世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究成果報告書 身体技法・感性・民具の資料化と体系化』神奈川大学21世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議 226-229頁 2008
- （4）平成12年3月4日 清都小彦太氏談
- （5）佐伯安一「放寺の犁」『とやま民俗』No.4 富山民俗の会 6頁 1975
- （6）飯沼二郎・堀尾尚志『ものと人間の文化史19 農具』187頁 1976
- （7）農業発達史調査会編『日本農業発達史4』239頁 1954
- （8）岸田義邦『松山原造翁評伝』株式会社新農林社 35頁 1954
- （9）（7）に同じ。261頁
- （10）（8）に同じ。38頁
- （11）このあたりの事情に関しては、安カ川恵子「双用犁の富山県への導入時期について」『民具マンスリー』39巻1号参照
- （12）平成12年5月29日田辺外茂雄氏談、平成20年11月9日長谷川修三氏談
- （13）（5）に同じ。
- （14）飯沼二郎『農具』198頁では昭和9年、『日本農業発達史10』年表では昭和5年、『日本農業発達史4』252頁には昭和8年特許登録とある。
- （15）本品は14kg。当館にあるスキで最も軽いのは5.6kg、普通は8～9kg
- （16）富山県『富山県史民俗編』155頁 1973
- （17）大田栄太郎『富山市の文化財シリーズⅡ 富山市の年中行事』富山市教育委員会・富山市文化財保存選奨委員会 21頁 1967

砺波地方の馬鍬

般 林 雅 子

はじめに

I 砺波市の馬鍬の分類について

II 馬鍬について

III 馬鍬の名称と表記及び測定箇所

IV 馬鍬の計測について

IV 馬鍬の特徴とまとめ

おわりに

はじめに

砺波市では、民間団体の活動が起点になり、昭和43年から約半世紀に渡り、農具類、生活用具を中心とした民具（以下「民具」と総称する）を累々収集保存してきた。これらの民具の多くは市内を始め砺波地方を中心とする市町村（平成の市町村合併以前を含む）の方々からの寄贈である。

特に農具類については化石燃料による機械化以前に使用されていたものを中心に収集し、また、使用目的が同種のもので、地域性、機能性が異なれば収集するものとされた。そのことが今となっては貴重な資料性の高い収集体系となったことは、収集を担ったリーダーの先見の明である。

収集した民具は一点ごとに洗浄・測定し写真等を添付してカード化し、分類整理、保存している。

さて砺波平野は扇状地平野であり、かつ積雪地

帯であることから、年間を通じて融雪による水利に恵まれ、典型的な水稲単作地帯である。加えて、江戸時代初期から周辺丘陵地や山間地の谷間も開拓が進み、砺波郡の石高は20万石を超えていた。その扇状地には散村が発達し、農家が所有する水田は耕土の厚さや土質は一定ではなく変化に富んでいる。そのため使用された農具類にはさまざまな形や工夫の跡が見られる。

その収集された民具の中から、平成29年3月3日に6,900点が、「国重要有形民俗文化財」に指定された。指定された理由は、北陸地方の典型的な農村の生活となりわいの地域的な特色、変遷をよく示し、かつ収集が整理されているということである。国指定民具の数で全国最大規模となっている。

現在砺波郷土資料館（以下「資料館」という）の収蔵となっている農具類の中から、すでに拙稿では「田植定規」「中耕除草機」「唐箕」を紹介しているが、^(注1) 本稿では、「馬鍬」を取り上げる。砺波地方の馬鍬の変遷や特徴など、一端の紹介となれば幸いである。

I 砺波市の馬鍬の分類について

1. 馬鍬の分類

他の地域における馬鍬の研究や報告書などの資料は散見されるが、その中から資料館収蔵の馬鍬



馬鍬の展示（民具展示室）

を分類する参考資料を見出すことは難しい。そのため馬鍬の分類は独自の分類としている。

馬鍬の分類

1) 定型馬鍬

- ① 棒状爪刃形馬鍬
- ② カママンガ (1) カマ刃形
(2) ナタ刃形

2) 砕土機型馬鍬

- ① 方形台枠型 (1) ナイフ刃形
(2) 棒状爪刃形 (方形ハロー)
- ② 回転式型 (1) 羽根刃形
(2) 湾曲爪刃形
(3) 刃車形

2. 分類にあたっての着目点

まず1) 定型馬鍬と2) 砕土機型馬鍬に大きく2つに分けた。それぞれに・台木の形・台木と刃の装着部分・台木の長さ・台木の上に付く支柱の形・農作業時の使用箇所などの違いによったが、全体の形の違いと刃の形や刃の本数を重視した。

このような分類に従って計測表を作成し、分類ごとにまとめ、その違いなどを大まかに取り上げて説明する。

馬鍬の挺数は、1) 定型馬鍬29挺 2) 砕土機型馬鍬16挺の合計45挺 (他に刃のない台木だけのもの2挺) を収蔵している。

II 馬鍬について

1. 稲作における馬鍬の利用

馬鍬は、犁または鍬で田を荒起しをした後、苗代田や圃場の砕土と整地に畜力を利用する。その際に使用される農機具である。

2. 馬鍬の伝来

馬鍬は中国江南地方の稲作地帯で使用されていたものが、朝鮮半島を経てU字型鍬や鋤先とともに日本列島に伝来したのであろうといわれる。しかし、河野通明は中国江南地方からの直接導入説

を挙げる。^(注2)

日本最古の出土馬鍬の例は、今のところ古墳時代前半4世紀末～5世紀初頭とされる木製のもので滋賀県東近江市石田遺跡から出土している。^(注3)

富山県内では平成20年に氷見市稲積川口遺跡から、6世紀後半～7世紀前半と見られる木製馬鍬が出土している。^(注4)

馬鍬の伝来当初はすべてが木製である。河野通明は木製の刃が鉄製の刃に変わり、把柄 (握り手) の位置が台木の上部に付く一定の形になったのは、ほ場の乾田化が進んだ平安時代前期の9世紀後半と考えられると述べている。これを定形馬鍬といっている。^(注5)

現在残っている定型馬鍬の多くは、鉄製の刃を持つ馬鍬である。馬鍬は伝来して間もなく各地に広く普及し1,500年もの間使用され続けた。他の農機具類には見られない特徴的な農具である。

3. 砺波地方での馬鍬の用途

田植えまでの農作業のどの過程で馬鍬が使用されたかを『径芝の賦 昔の米づくりと農民の暮らし』の中から大まかに作業順を抜き書きすると次のようになる。

この冊子には「幼少・青年期にこの世代を見聞きし一部体験したもの同士が相計りこの冊子をつくった。」とあり、農作業が機械化される以前の頃の貴重な体験記録である。これにより田植えまでの農作業の流れを紹介する。^(注6)

まず、田に水を引くために用水の補修や整備、江浚いをする。種籾を水に浸して発芽を促す。その間に苗代田を作る。苗代田は荒起しをした後「馬鍬」で丁寧に掻き、肥やしを入れ整地して種を蒔く。

稲の苗が育つ間に苗を植える田作りをする。田の水漏れを防ぐための畦塗りをし、苗を植える田の全体を耕す。鋤や鍬で荒起しをした後、「カママンガ」で土塊を砕き、雑草の根切りをする。肥料を撒き、さらに馬鍬で田を泥状にする。その

後エブリや鍬で整地した所へ育った稲の苗を植えていく。

以上、田植えに至るまでの農作業を簡単に記した。その他にも細かい作業が沢山あり、米作りの手数の多さや過酷な労働を知ることができる。

Ⅲ 馬鍬の名称の表記及び測定箇所

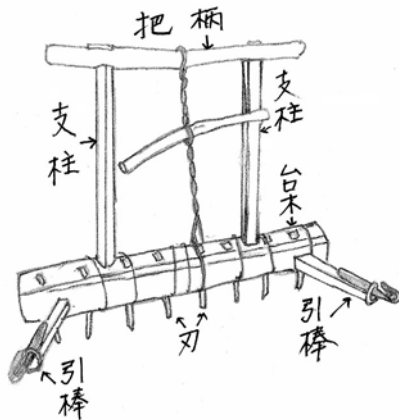
1. 馬鍬の名称の表記について

馬鍬は地方によってさまざまな呼び方がある。河野通明は学術用語として馬鍬を「まぐわ」と統一するのが妥当であろうとした。^(注7)

砺波地方では定型馬鍬も、改良された碎土機型馬鍬もすべて「マンガ」と呼ぶ。この馬鍬を使って作業することを「代掻き」という。

2. 馬鍬の各部分の名称

馬鍬の各部分の名称と測定箇所については、河野通明著『民具集積』を参考にしたが、一部資料館の馬鍬に合わせて修正した。(下図参照)^(注8)



馬鍬の各部分の名称

3. 収蔵馬鍬の形態

1) 定型馬鍬

定型馬鍬の形は、長方形で角柱の台木の下に刃を付け、台木の上には鳥居形の操作用の把柄を付け、台木の前方に畜力に引かせるための縄をかける引棒が台木の両側から2本突き出ている。この形が定型馬鍬といわれる形である。

この馬鍬は、伝来当初からほぼ形を変えず古い形を保ったまま使用されている。

資料館には、この形の定型馬鍬が3種類ある。台木下に装着する刃の形には「棒状の刃」「カマ形の刃」「ナタ形の刃」がある。この3種類29挺を収蔵している。

2) 碎土機型馬鍬（改良式）

この形の馬鍬には2種類あり、方形台枠型と回転式型である。

方形台枠型は、馬鍬の台木を方形枠にし、その方形枠に「ナイフ形の刃」を装着したタイプと、「棒状の刃」を装着したタイプがある。「ナイフ形の刃」を装着したタイプは鉄製の方形枠に鳥居型の把柄が付く。2挺所蔵する。一方、「棒状の刃」の馬鍬は、台木の上に操作する把柄がなく、方形枠の台木に人が乗って操作する。これを方形ハローという。2挺所蔵するがそれぞれの形が異なる。

回転式型は、台木に取り付けた軸に刃を付け、その軸が回転することによって田面を攪拌均平にする。刃の付き方や刃の形の違いによって3つのタイプに分かれる。

刃が中耕除草機からヒントを得たと思われる「羽根刃形」。棒状の刃を湾曲にし、回転軸に装着した「湾曲爪刃形」。鉄の板に切り込みを入れ、その先を尖らせ回転軸に装着した「刃車形」の3種類がある。

碎土機型馬鍬は、江戸時代末頃から昭和にかけて、改良されたさまざまな型を全国各地で見ることができる。資料館には5種類16挺を収蔵している。

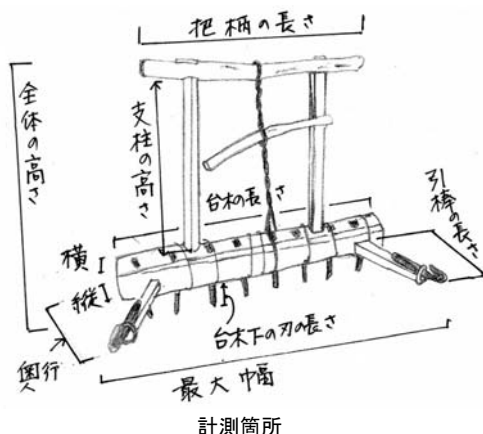
Ⅳ 馬鍬の計測について

1. 馬鍬の計測箇所

馬鍬の計測箇所については次頁の図を参照する。

2. 馬鍬の分類別による詳細

1) 定型馬鍬



定型馬鍬 棒状爪刃型



表 1 No. 12 登録番号 1870

① 棒状爪刃形馬鍬（表 1）

馬鍬の刃は鉄製の棒で台木を貫いて打ち込まれている。台木下の刃の長さには長短があり、この刃の長さの違いによって使用箇所を使い分けている。

台木の長さは刃の数が増えるにつれて長くなる。刃数 8 本の台木の長さの平均は 79cm、刃数 10～13 本の台木の長さの平均は 110cm であった。台

木が長い馬鍬には板や角材が装着され、田植え前のは場の攪拌と均しを行う。

刃数 8 本の定型馬鍬の台木下の刃長を比較すると、最長 19.5cm、最短 9.2cm であった。平均値は 11.8cm である。この刃長の馬鍬は土塊を砕くことを主として使用した。一方、刃数を 10～13 本に増やした馬鍬の台木下の刃長は、最長 13cm、最短

表 1 I) 定型馬鍬 ① 棒状爪刃形馬鍬

No.		●1	2	●3	●4	5	6	7	8	●9	●10	11	●12	●13	●14	●15	●16	●17	●18	●19	20
項目	長さ	70.5	76.0	79.5	79.0	79.0	86.0	75.0	78.5	79.5	87.0	77.0	80.0	95.5	90.0	82.5	105.0	95.0	119.5	151.7	84.5
	縦	7.0	7.0	7.2	7.8	8.5	10.5	9.5	6.5	6.8	8.2	5.5	7.0	6.7	7.0	6.0	10.0	9.0	8.2	8.0	8.0
	横		7.7	9.0	7.8	7.5	7.5	9.0	10.0	8.7	6.8	6.0	10.0	7.8	6.0	5.0	7.0	8.1	5.5	6.4	8.5
引棒 長さ		24.0	40.0	21.5	35.5	29.0	38.0	31.0	24.5	28.0	26.0	47.0	30.0	39.0	41.0	29.0	27.0	31.2	24.5	29.2	29.5
把柄 長さ		60.5	54.0	65.0	56.5	54.5	53.0	49.0	65.0	56.5	68.0	66.5	56.8	62.0	65.0	64.0	66.2	73.4	63.0	69.4	63.5
支柱	高さ	42.5	49.0	45.5	43.0	49.0	50.7	45.0	64.0	47.3	52.6	48.5	53.0	45.0	47.0	42.0	44.0	43.2	47.5	45.5	48.5
	柱の形状	平行	八字	平行	八字	八字	八字	内湾	平行	平行	平行	逆八字	平行	八字	平行	八字	平行	平行	八字	平行	八字
刃	数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	9	10	10	10	12	16	10
	台木下の刃長	15.5	13.0	9.2	11.0	12.0	※(1)	9.5	※(2)	9.5	10.5	10.7	11.0	7.5	13.0	13.0	9.0	8.1	10.0	7.5	6.5
全体形状	全高	66.0	66.5	66.0	62.0	69.5	73.0	56.0	64.0	67.5	66.0	68.0	60.0	57.5	70.0	64.0	62.5	60.5	67.0	61.5	69.0
	最大幅	83.5	95.0	86.0	84.0	90.0	92.0	84.0	79.0	84.0	8.2	55.0	85.5	6.7	7.0	6.0	10.0	9.0	8.2	8.0	8.0
	奥行	35.0	47.5	31.5	40.0	34.0	42.0	41.5	33.0	37.0	6.8	6.0	39.5	7.8	6.0	5.0	7.0	8.1	5.5	6.4	8.5
	重さ	5.1	4.9	5.8	5.7	5.4	6.3	6.3	7.1	5.7	7.2	7.5	7.3	4.2	7.0	3.3	6.7	11.5	5.7	8.0	6.0
使用地		砺波市太田	砺波市太田	砺波市太田	砺波市太田	砺波市太田	砺波市太田	城端町大辻	砺波市養谷	砺波市権正寺	砺波市権正寺	射水郡大門町	砺波市宮村	砺波市神島	砺波市祖泉	砺波市上和田	砺波市中神	砺波市高波	福野町新太	砺波市太田	砺波市若林
登録番号		265	285	287	2284	2515	1374	3786	4127	6281	6282	2241	1870	2449	286	5816	1580	4801	2493	105	4198

表中の単位：長さはcm、重さはkg（以下各表とも同様）

使用地は平成16年市町村合併以前の旧市町村名で表示（以下各表とも同様）

●印は、「国指定重要有形民俗文化財」（以下各表とも同様）

※(1)・(2) 台木に刃が装着されていない状態で採集され、装着時の刃の長さは不明である。

6.5cm、平均値は9.3cmである。

加賀藩の『耕稼春秋』（1707年刊）には奨励する刃数8本の定型馬鍬の各部分の寸法が記載されている。表1（No.1）の馬鍬の大きさが近いものである。この馬鍬は刃だけが鉄製で作られていて他の部分は木製である。^{（注9）}

同表（No.6）は採集時には刃が抜かれた状態であり、同表（No.8）は刃が台木に差し込まれただけで打ち込まれていない状態で採集されたので、台木下の刃長は不明である。

同表（No.18）は収蔵物では、木製刃の馬鍬はこの一挺だけであり詳細に触れると、製作者は寄贈者の祖父貞次郎（慶応2年～昭和15年）で、引き棒は鉄で作られているがそれ以外は櫟材で丁寧に作られていて頑丈なものである。

台木下の刃の長短については、台木が長く刃の短い馬鍬は田を均一化し、台木が短く長い刃の馬鍬は砕土攪拌が主な目的で使い分けされていた。

刃の太さは、ほぼ一律であったが、磨耗したことを考慮すると前幅が1cm、奥行きが2cm前後の太さと推定する。

② カママンガ

定型馬鍬の型であるが、刃の形が草刈鎌の刃の形と鉋の刃の形になっている。

資料館ではカマ刃形馬鍬4挺、ナタ刃形馬鍬5挺、台木だけのもの2挺を収蔵する。カマ刃形馬鍬・ナタ刃形馬鍬は、どちらも「カママンガ」といい、これで作業をすることを「カマカケ・アラクレカキ・アラキリ」という。このカママンガは粘土質の土壌では特に有効であったという。

スキで耕した後に田へ灌水し、カママンガで土塊を細かく砕き雑草の根切りを行い、田の泥の中へ鋤き込み肥料とする。このカママンガは江戸時代末頃から砺波地方の乾田地帯で緑肥として栽培普及した紫雲英（レンゲ草）の根切りに盛んに使われていた。砺波地方は全国でも紫雲英の生産量が最も多い地域であった。^{（注10）}

（1）カマ刃形（表2）

台木は角柱で作られている。台木の最長は85cm、最短は58cmでその差は27cm、約9寸の長短がある。

台木の太さでは太いものと細いものがあり、自家製によるばらつきと考える。

刃の形は 草刈鎌の形をしており草刈鎌の背になる部分が刃になっている。刃幅の太いものと細いものの差は3.7cmであり、その長さの差は6cmとばらつきがある。刃の数は4挺とも8本である。

表2（No.23）は、カマ刃形馬鍬の中では新しい型であり、同表（No.24）は、台木とカマの刃を別々に採集したものを装着して一挺の馬鍬としたものである。

表2 ① 定型馬鍬 ② カママンガ (1) カマ刃形

項目		No.	●21 (1)	●22 (2)	●23 (3)	●24 (4)
台 木	長 さ		79.0	85.0	103.5	79.5
	縦		7.3	8.5	3.0	7.5
	横		9.0	10.0	9.5	10.5
引 棒	長 さ		27.3	31.0	25.0	32.0
把 柄	長 さ		49.3	61.5	60.7	53.5
支 柱	高 さ		51.0	51.8	58.0	56.0
	柱の形状		八字	平行	八字	八字
刃	数		8	8	8	8
	台木下刃長		5.0	7.0	9.5	※(1)
	刃 長		23.5	26.5	20.5	24.5
	刃 幅		5.8	7.0	9.5	6.0
全体の形状	全 高		63.8	64.0	69.0	66.5
	最大幅		80.0	88.5	103.5	80.0
	奥 行		54.8	37.0	45.4	60.0
	重 さ		8.7	10.0	9.0	9.0
使 用 地			砺波市 般 若	砺波市 宮 森	砺波市 太郎丸	砺波市 大 辻
登録番号			6308	3984	525	1375

定型馬鍬 カマ刃形



表2 No. 23 登録番号 525

(2) ナタ刃形 (表3)

台木は角柱で作られている。台木は最長90cmで最短75.8cmである。

表3 (No.29) の台木が長いのは刃を10本に増やしたことによるが、その他の4挺には長さの大差はない。台木の太さはカマ刃形と同様に太いものと細いものがある。

刃の形は木の枝打ちなどをするときを使う鉋の刃の形をしており、背になる部分が刃になっている。ナタ刃は外の馬鍬と同様で刃だけを鍛冶屋に作ってもらい他の部分は自家製であろう。

カマ刃形馬鍬の刃は先が尖っているが、ナタ刃

表3 1) 定型馬鍬 ② カママンガ (2) ナタ刃形

項目		No.	●25 (1)	●26 (2)	●27 (3)	●28 (4)	●29 (5)
台 木	長 さ		75.8	80.3	81.0	79.4	90.0
	縦		7.2	7.0	9.0	6.1	8.1
	横		8.0	9.0	11.0	9.8	9.0
引 棒	長 さ		36.0	27.0	29.0	24.5	34.0
把 柄	長 さ		54.5	63.5	57.0	57.9	62.5
支 柱	高 さ		56.5	54.5	52.0	50.4	51.5
	柱の形状		平行	平行	逆八字	平行	平行
刃	数		8	8	8	8	10
	台木下刃長		6.0	6.8	6.0	8.0	6.0
	刃の形状		23.0	21.5	22.5	22.5	21.8
	刃 長		8.0	6.5	6.0	7.0	6.0
	刃 幅						
全体の形状	全 高		69.9	66.0	61.0	60.5	67.0
	最大幅		84.0	89.0	82.0	90.5	90.0
	奥 行		62.0	48.0	50.5	47.5	57.0
	重 さ		8.0	9.5	8.0	10.3	9.5
使 用 地			砺波市 太 田	砺波市 太 田	砺波市 宮 村	砺波市 太郎丸	砺波市 久 泉
登録番号			107	284	1869	5025	266

定型馬鍬 ナタ刃形



表3 No. 26 登録番号 284

の先は平らに作られている。この刃先の形の違いは新旧の違いなのか、他に何か理由があつてのことなのかは不明である。

(3) 台木だけの馬鍬

資料館では、刃が欠落して台木だけを採集した馬鍬を2挺収蔵している。

棒状爪刃形馬鍬とカママンガの台木はほぼ同じ形の角柱であるが、刃を装着するための部分に違いがあることから、この2挺の刃のない台木はカママンガのものであることは明らかである。しかし、カマ刃形とナタ刃形には台木の構造に差異がなく、どちらの刃が装着されていたかは不明である。この2挺の台木の刃を装着する穴数は8穴で、台木の長さは77cmと85cmの標準的なものである。

2) 砕土機型馬鍬

① 方形台枠型

(1) ナイフ刃形 (表4)

鳥居型支柱の下に長方形の鉄枠を作り、その中央にも鉄棒を渡し、それぞれ馬鍬の鉄棒と横棒にナイフ形の刃を装着してある。把柄以外はすべて鉄製である。2挺収蔵の表4 (No.30・31) はほぼ

表4 2) 砕土機型馬鍬 ① 方形台枠型 (1) ナイフ刃形

項目		No.	●30 (1)	●31 (2)
台 木	形 状		方形鉄製	方形鉄製
	前 幅		84.0	85.0
	奥 行		85.0	53.5
引 棒	長 さ		20.0	18.0
把 柄	長 さ		60.0	66.5
支 柱	高 さ		66.0	59.5
刃	刃 数		18	20
	並び方		7.6.7	7.7.7
	刃の形状		ナイフ刃形	ナイフ刃形
	台枠の刃長		18.0	16.0
刃の形状	長 さ		14.5	12.5
	最大幅		2.5	2.3
全体の形状	全 高		66.0	61.0
	前 幅		84.0	83.5
	奥 行		62.0	53.5
	重 さ		11.0	12.5
使 用 地			砺波市内	砺波市 宮 森
登録番号			2260	4664

方形台枠型 ナイフ刃形



表 4 No. 30 登録番号 2260

同型である。(No.30) の把柄にプレートが付いているが、文字は判読不可能である。2挺とも形や寸法がほぼ同じであるが、装着されている刃の数に違いがある。

(No.30) では前列から7・6・7本、(No.31) では前列から7・7・7本と並ぶ。すべて同じ形のナイフ形の刃が付く。引き棒は方形枠の先端にL字型の鉄板を付けて綱掛けの穴が空けてある。

東京農業大学図書館標本室所蔵『古農機具類写

真目録〔第一集〕』には全体の形状は異なるが、ナイフ形の刃を付けた馬鍬の写真3点が掲載されている。新潟県佐渡郡の「株切機」・和歌山県伊都郡の「カニ」・静岡県静岡市の「人力用碎土機」とある。^(注11)

(2) 棒状爪刃形（方形枠ハロー）（表5）

表5（No.32）は、牛馬に引かせて馬鍬を操作するための鳥居形の支柱や把柄がなく、人が碎土機上に乗って手綱を引き操作する。この碎土機には、棒状の刃とナイフ形の刃が付けてある。3本の角材を平行に並べて繋いであり、2本の角材に鉄棒の尖った刃が付いており、後部の角材にはナイフ形の刃が付いている。最大の長さは164cm、奥行きは50cm、重さは13.3kgである。

同表（No.33）の馬鍬も（No.32）と同様で、牛馬を操作するための鳥居形の支柱や把柄がない。3本の角材を平行に並べて繋ぎ、3本共その角材の下に太い鉄棒の尖った刃が並んでいる。これと同型のものを前後に蝶番（ちょうつがい）で繋いで一挺の碎土機になる構造である。

表 5 2) 碎土機型馬鍬 ① 方形台枠型 (2) 棒状爪刃形（方形ハロー）

項目			No.	●32	●33 ※(1)		
台 木	1 列目	長 さ		164.0	96.0	96.0	
		縦		8.0	5.5	4 列目	5.5
		横		5.5	6.0		6.0
	2 列目	長 さ		147.0	104.5※(3)	5 列目	104.5※(2)
		縦		5.5	5.5		5.5
		横		5.5	6.0		6.0
	3 列目	長 さ		164.0	96.0	6 列目	96.0
		縦		5.4	5.5		5.5
		横		5.6	6.0		6.0
刃	刃 数			44	30		
	並び方			15・14・15	5・5・5・5・5・5		
	形 状			棒状刃	棒状刃		
	台木下の刃長			13.6・10.2・9.9	16.5×30本		
	太 さ			1.5・1.1・1.1	1.7		
全体の形状	高 さ			21.5	21.9		
	前 幅			164.0	121.5		
	奥 行			50.0	209.0		
	重 さ			13.3	30.2		
使 用 地				砺波市 太田	砺波市 増山		
登録番号				278	1577		

※(1) ほぼ同形の台枠のものを蝶番（ちょうつがい）で繋いで使用する。

※(2)・(3) 2列目と5列目の端に牛馬が曳く綱を結ぶ穴が1ヶずつ開けてある。

方形台枠形 棒状爪刃形



表 5 No. 32 登録番号 278

方形台枠形 棒状爪刃形



表 5 No. 33 登録番号 1577

引き綱はそれぞれの枠中央の角材を8.5cm長くして穴を開け、それに綱を掛ける仕組みになっており、前の枠には左側に、後ろの枠には右側に穴がある。

同形の枠を繋いだときの前幅が121.5cm、奥行きが209cm、重さが30.2kgもあり非常に重い。これを泥田の中で一日中引き回して攪拌と均平を行う。この砕土機は、西洋から導入された型で、北海道では全域で使われていたという。(北海道開拓記念館学芸員山脇秀紀氏談)

『古農機具類写真目録〔第一集〕』に (No.32) と似た方形ハローが掲載されている。長野県諏訪郡の「コグリクズシ」とあり、資料館収蔵のものに比べると随分小さい。また、(No.33) より多少小さいが、同じ型として岩手県江刺市の「砕土機」

が掲載されている。^(注12)

② 回転式型

(1) 羽根刃形 (表 6)

鳥居形把柄の下に長方形の木枠を作り、その中央に五角柱 (表 6 (No.36) は六角柱) の木製回転軸 1 本を渡し、それに鉄製羽根形の刃が取り付けられている。回転する仕掛けや鉄製羽根形の刃は中耕除草機からのヒントであろう。また長方形の木枠は安定した操作ができるので、田均しも兼ねた植え代掻きに使用された砕土機型である。

同じ羽根形の刃を装着した中耕除草機は、明治35年に中井盆蔵が発明して特許を得ており、この

表 6 2) 砕土機型馬鍬 ② 回転式型 (1) 羽根刃形

項目		No.	●34 (1)	●35 (2)	●36 (3)	●37 (4)	●38 (5)
台 枠	前 幅		146.0	131.0	122.5	148.4	122.0
	奥 行		45.5	42.0	44.5	45.7	44.0
引 棒	高さ※(1)		11.0	15.0	15.0	15.5	15.0
把 柄	長 さ		77.0	64.0	63.5	65.3	63.4
支 柱	高 さ		53.7	50.2	70.0	47.4	52.5
刃	回転軸の形	五角形	五角形	六角形	五角形	五角形	五角形
	刃 数	105	43	66	62	45	
	一枚の刃の形状	長 さ	10.0	14.0	14.0	15.5	14.0
全体の形状	最大幅		2.5	4.8	3.0	4.4	5.0
	高 さ		61.0	56.0	70.0	66.3	62.5
	前 幅		146.7	131.0	122.5	148.4	122.0
	奥 行		46.5	42.0	44.5	45.7	44.0
使用地	重 さ		16.5	11.2	11.8	13.4	11.2
			砺波市太田	砺波市太田	砺波市中村	高岡市戸出	砺波市宮村
備 考			プレートあり		焼印あり		
登録番号			280	281	3201	4768	5116

※(1) 引棒は台枠の左右の端に上方向に付いているので、項目を高さとした。鉄版に穴を開け牛馬に曳かせる綱を掛ける穴が有り、数は3～5である。

回転式型 羽根刃形



表 6 No. 35 登録番号 281

ような碎土機は、それ以降に考え出されたものであろう。^(注13)

砺波地方では、明治後期頃から様々な形の中耕除草機が製造されている。表6（No.34）のプレートには「石川懸能美郡川北島村中島 保証中幸農機製作所」とある。実は資料館収蔵の中耕除草機（登録No.4660）にも同様のプレートが付いている。

同表（No.36）には「優良農具之証 市特製 大屋鉄工所」の焼印があり、中耕除草機（登録No.3218・293）にも同じ焼印が押されている。高岡市戸出町の農機具商の大屋鉄工所で作られたものである。なお、資料館には大屋鉄工所製造の改良過程のわかる様々な形の中耕除草機をこの2挺を含めて16挺を収蔵している。



中幸農機製作所のプレート
表6No. 34 登録番号280

大屋鉄工所の焼印
表6No. 36 登録番号3201

『古農機具類写真真目録〔第一集〕』に掲載されているこの種の馬鋏は資料館のものと同型で大きさもほぼ変わらない。寄贈者は砺波市久泉となっている。この形の馬鋏の掲載はこの1挺のみであることから、この羽根刃形碎土機型は当地方だけに流通し、使用されていたのではないかと考える。^(注14)

(2) 湾曲爪刃形（表7）

定型馬鋏の台木を長くし、台木の前に同じ長さの攪拌柱を設置し、太い鉄棒を湾曲させて取り付け、回転させる構造である。

引棒は鉄製で台木からアーム形に伸びて攪拌柱を跨ぐ。この馬鋏は植え代掻き用の改良型であり、資料館では2挺収蔵する。

表7（No.39）に比べ、同表（No.40）の台木が15.5cm長く作られている。回転軸（円柱）に付く攪拌湾曲鉄棒は（No.39）では交互に付けられて爪数は

表7 2) 碎土機型馬鋏 ② 回転式型 (2) 湾曲爪刃形

項目		No.	●39 (1)	●40 (2)
台 枠	前 幅		175.3	213.3
	奥 行		7.7	5.8
引棒※(①)	長 さ		58.0	51.5
把 柄	長 さ		85.6	82.0
支 柱	高 さ		48.8	53.0
刃	回転軸の形		円柱	六角形
	刃 数		53	59
	長 さ		19.2	15.5
	最大幅		1.0	1.0
全体の形状	全 高		57.5	73.0
	前 幅		175.3	213.3
	奥 行		41.0	28.0
	重 さ		22.0	17.2
使 用 地			砺波市 太 田	砺波市 太 田
備 考			刃並び交互	刃並び螺旋
登録番号			279	282

※(1) 引棒はアーム形で、弧に沿って計測した。

回転式型 湾曲爪刃形

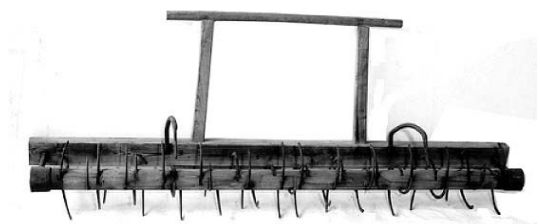


表7No. 39 登録番号 279

53本に対し、(No.40)の六角形の攪拌湾曲鉄棒は螺旋状に付けられて爪数は59本である。製造元を表すプレートや焼印は無い。この2挺とも市内太田地区の扇状地平野で使用されていた。

『古農機具類写真真目録〔第一集〕』にはこの刃の付いた馬鋏の写真掲載はない。^(注15)

(3) 刃車形（表8）

刃は鉄の円盤を六等分に切込みを入れて、その先端を細く尖らせて、歯車の様な形の刃とし、この形を刃車形とする。円盤の中心に筒を通して馬鋏の車軸に付け、牛馬が引くとこの刃が回転する仕組みになる。4枚刃と6枚刃のものがある。

資料館にはこの型を5挺収蔵している。4枚刃は表8（No.43・44）、6枚刃は同表（No.41・42・

表8 2) 砕土機型馬鋤 ② 回転式型 (3) 刃車形

項目		No.	●41 (1)	●42 (2)	●43 (3)	●44 (4)	●45 (5)
台 枠	前 幅		92.0	95.0	81.0	86.5	84.0
	奥 行		56.0	60.0	59.0	55.0	
引棒※(1)	高 さ		17.5	10.0	17.0	19.5	15.0
把 柄	長 さ		57.5	41.0	58.0	50.0	61.0
	高 さ		82.0	91.5	83.0	58.5	68.0
刃	枚 数		6	6	4	4	大6 小1
	1枚の刃直 径		36.0	34.0	37.0	36.0	大32.0
	爪の形		なし	棒形	棒形	カマ形	なし
	後部の刃爪 数			7	4	6	
	長 さ			11.7	21.0	12.0	
全体の形状	全 高		56.0	58.0	83.0	58.5	68.0
	最大幅		92.0	95.0	81.0	86.5	84.0
	奥 行		56.0	50.7	57.0	55.0	36.5
	重 さ		19.0	18.5	17.0	14.0	16.8
使 用 地			砺波市 荒高屋	砺波市 増 山	砺波市 太 田	城端町 養 谷	砺波市 西 中
登録番号			539	1579	3179	3778	4199

※(1) 引棒は台枠左右の端に上方向に付けて有り短く、項目を高さとした。

回転式型 刃車形



表8 No. 41 登録番号 539

45) で、そのうち (No.45) には中央の枠に同形の小さい刃がもう一枚付いている。

(No.41) の台木後部の鉄枠には長さ88.4cm、幅10.5cmの田均し板が装着されている。(No.42) の後部鉄枠には、地面と垂直に長さ11.7cmの鉄棒が7本、(No.43) には地面と平行に長さ21cm、幅3cmの鉄刃が4本、(No.44) にも (No.43) 同様の鉄刃が6本それぞれに付いている。(No.45) は後部の鉄枠が地面と垂直に幅広となっていて、田面の均しをする。この型の砕土機は把柄以外すべて鉄製である。製造者を示すプレートなどはない。



刃車形砕土機で代掻きをする
砺波市林地区 (昭和32年)

『古農機具類写真目録〔第一集〕』にこの刃車形と同じ様式の刃を備えた砕土機が掲載されている。群馬県高崎市「砕土機」、千葉県東金市「ハロー」・長野県諏訪郡「砕土機」とある。^(注16)

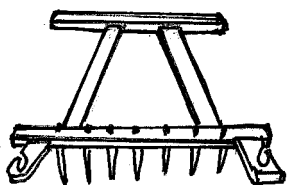
昭和初期頃からこの砕土機型が使われ、犁で荒起こした田で使用された。それまで使われていた馬鋤とは格段に能率が良いとされた。荒塊掻きから植え代掻きまでの一連の作業をこの砕土機型1挺でできることから急速に普及した。そのため、それまで使われていた馬鋤や様々に改良されてきた砕土機型は使われなくなり、姿を消していく。

V 馬鋤の特徴とまとめ

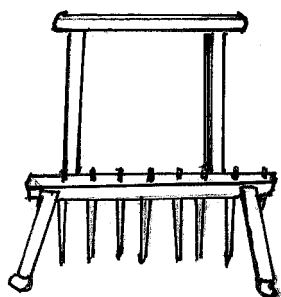
1. 支柱の形による特徴

支柱について、河野通明によると、定型馬鋤の鳥居形把柄には全国的に3類型が分布すると述べている。カタカナの「ハ」の字に似た形の「ハ字支柱」は中部・関東地方に、平行に立てられた支柱「平行支柱」は関西・西日本に、湾曲した支柱「内湾支柱」は九州に多く分布しているという。(次図参照)^(注17)

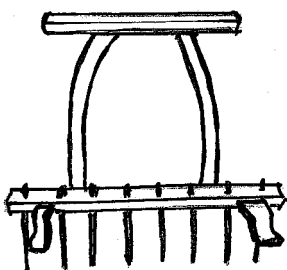
この類型により資料館の定型馬鋤の支柱の形を分類すると、平行支柱52%、ハ字支柱38%、内湾支柱3%、逆ハ字支柱7%となる。つまり、並行支柱の馬鋤が多く、関西・西日本からの影響を多く受けている。しかし、中部・関東地方などから



ハ字支柱
(中部・関東)



平行支柱
(関西・西日本)



内湾支柱
(九州)

定型馬鍬の鳥居形

の影響も少なからず受けている。支柱から見た砺波地方の馬鍬は東西双方の馬鍬が混在しているといえる。

2. カママンガの工夫とその使用

カママンガの刃は、刃を差込む穴が少し広くなっており、使用時には刃が左右に動く状態になる。砺波地方は扇状地であるため砂礫が混在していたり、場所によっては粘土質土壌であったりするので、刃が動くことで負担が軽減されて刃の折れを防ぎ、加えて破損刃の取替えや鍛冶屋で刃を研ぐ場合も容易になる。また、紫雲英の根切りにも重宝であったことなどにより普及した。

カママンガは、寛政元年（1789）砺波郡上川崎村の宮永正運が子孫に残した『私家農業談』の中で鎌刃馬鍬と鉋刃馬鍬を記しているが、その図は

ないためどのような刃形の馬鍬であったかは不明である。記述だけであるが、砺波地方ではその頃には使用されていたことが推察される。

3. 農具の製造者について

砺波地方では幕末頃から昭和にかけて、農具の改良や製造が盛んに行われるようになる。それは初めから専門業者ではなく、一般の農業従事者、さらには篤農家・鍛冶屋・大工などの職の者が多く係わっていた。その中から農機具類の製造や販売を専業とする人々が現れてくる。

実は資料館の馬鍬は他の農具に比べて収集数は多くない。昭和初期頃から、既に作業効率がよい刃車形碎土機型が出現して普及したためである。それまで使用していた馬鍬の多くが廃棄されたと考える。しかしながら、刃車形碎土機型が使われるまでの間には、様々の形の馬鍬、碎土機が考案され、思考錯誤していた様子が、收藏する物から伺うことができる。

また、馬鍬、碎土機の多くには焼印やプレートなどがなく製造者などの情報の多くは不明である。このことは多くが自家製であったのではないかと思われる。それは馬鍬の構造が比較的単純で簡単であったためではなかろうか。一定の形式により長年に渡って使われ続けてきた理由もこの辺りにあるのかも知れない

自家製の馬鍬としては、表1（No.18）が挙げられる。表6（No.34・36）の馬鍬のプレートや焼印から製造業者が確認され地元の製造者である。

米作りには多くの労働力と手間数がかかる。それでも昔の人々は黙々と働く一方、労力の軽減や作業の能率を追及し、新しい農具の導入や改良などを積み重ねていた。その結晶が資料館で收藏・管理する数多くの農具類である。

おわりに

馬鍬の測定箇所および各部の名称などについては前神奈川大学教授の河野通明先生にご教授をう

け、先生の著書も多く参考にさせていただいたことを、ここに報告して深謝申し上げます。また、砺波散村地域研究所の新藤正夫先生には全面に渡ってご指導いただいたことにお礼申し上げます。

最後に長年に渡る農具類の収集に関してご協力いただいた方々、保存、展示などでご支援いただいている方々に心から感謝申し上げますと共に、筆者の知識、能力不足のため煩雑な報告となったことをお詫び申し上げます。

(はんりん・まさこ 砺波散村地域研究所研究員
元砺波郷土資料館職員)

(14)・(15)・(16) は(11)と同書 98～103頁
(17) (8)と同書 6頁

(注)

- (1) 般林雅子「砺波郷土資料館収蔵の唐箕 ―主として「松原唐箕について」―」『砺波散村地域研究所研究紀要』砺波散村地域研究所編 第28号 2011
同上「砺波郷土資料館収蔵の回転式田植定規(田植杵)について」同上第30号 2013
同上「砺波郷土資料館収蔵の水田用中耕除草機について」同上第31号 2014
- (2) 河野通明『日本農耕具史の基礎的研究』日本史研究叢刊4 56頁 1994
- (3) 松井和幸「馬鍬の起源と変遷」『考古学研究第51巻1号』考古学研究会編80頁 2004
- (4) 『特別展 農具のすがた』氷見市立博物館編 2012
- (5) (2)と同書 74頁
- (6) 砺波市五鹿屋「松寿会」『径芝の賦―昔の米づくりと農民の暮らし―』近代水稻単作農業史編纂委員会編 2000
- (7) (2)と同書 27頁
- (8) 河野通明「四国の民具を計測比較しよう―馬鍬・犁・農耕鞍・唐箕・万石通しの計測ポイント―」『民具集積』四国民具研究会編16号 6頁 2013
- (9) 土屋又三郎著 梶尾尚志・岡光夫校注、執筆『耕稼春秋』「日本農書全集4」農山産漁村文化協会編 286頁
- (10) 砺波市史編纂委員会『砺波市史』566頁 1965
- (11) 東京農業大学図書館『東京農業大学図書館標本室所蔵古農機具類写真目録〔第一集〕』東京農業大学図書館編 100頁 1978
- (12) (11)と同書 99頁
- (13) 水口千里『中井盆藏発明「除草器」に関する一考察 ―回転除草器の基本機能の確立―』民具マンスリー6473号 9頁

人の輪で まちも線路もみんな元気に ～ひたちなか市の取り組み～

吉 田 千 秋

はじめに

I 鉄道と地域の取り組み

II 個々のアイデアで繋がる絆

III 将来を見据えた鉄道の取り組み

IV 鉄道事業の存在と価値

V 終点のない鉄道の役割

おわりに

はじめに

ご紹介いただきました「ひたちなか海浜鉄道」の吉田と申します。私は富山県高岡市福岡町出身です。またご当地の砺波高校卒業なので、必ずどこかに知り合いがいますので、若干緊張しています。城端線が誕生して120年という節目の年に、昨今いろいろな課題も生じているかと存じますが、これから当社の取り組みをお話する中で、少しでもご参考になればと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

演題はまち起こしの手法の結論めいたものとなりましたが、最初に、「ひたちなか海浜鉄道」がどこにあるかを紹介いたします。北陸新幹線を利用して上野駅でJR常磐線の特急ひたちちに乗り換えると、最初の停車駅が茨城県の県庁所在地の水戸

です。そこから一駅向こう側に勝田という駅があります。この勝田駅から総延長14キロほどの私鉄として線路が伸びています。約14キロは城端線の半分位でしょうか。

特徴的なことは、始発の勝田から終点の阿字ヶ浦まで全部ひたちなか市内だということです。駅は10カ所、所要時間27分でスピード感もほぼ城端線と一緒にしょうか。ただ本数的には40分に一本は走っていますので、城端線よりは多いと言えます。沿線の人口は高岡市より若干少ない15万人ほどです。市民の皆さんに揃って鉄道を支えていただき、活性化している事例としてご紹介させていただきたいと思います。

基礎情報

- ・平成20年4月1日営業引継ぎ
- ・茨城県ひたちなか市内だけを走る「第三セクター」
- ・勝田～阿字ヶ浦間
(14.3km 合計10駅)を約27分で結ぶ
- ・運行本数 1日36往復(約40分ごと)



I 鉄道と地域の取り組み

さて、城端線は明治時代に開通しており、この鉄道は大正2年ですから、城端線がいかに早く開通し、さらにその後も息長く存続していることにも凄さを感じます。

私どもの鉄道の話を進めますと、近年大きな変化がありました。2007年（平成19）、それまで経営していた茨城交通（バス部門も経営）という会社が、城端線と同様な環境変化により極端に乗降者数が減ってきたため、鉄道部門の経営から撤退するという話になりました。100年近くも市民の足を支えてきた鉄道です。それで地元として、何か良い方法がないかと協議した結果、市の協力もあり第3セクターの新たな鉄道会社を設立しようということになりました。「ひたちなか海浜鉄道」という第3セクターの会社が路線を引き継ぎ、2008年（平成20）4月1日から運行しています。

経営基盤の確立という大きな問題に直面し続けた訳ですが、幅広い多くの人々で支えなければということで取り組みが始まり、大きかったのは、「おらが湊鐵道応援団」の立ち上げです。市が自治会連合会の方々に声をかけたのが始まりです。このままだと乗客は減る一方で、いずれ鉄道の存続が危なくなるかもしれない。そうなれば鉄道の廃止だけでなく、郵便局が無くなったり、商店街に人が来なくなったりと町自体も大変な事態に陥るのではないかと、まちづくりの一環として鉄道の活性化も大きな軸に据えていこうと自治会連合会が立ち上がったのです。そしてこれに呼応した形で、各地区の自治会、地元の商店街、まちづくりのNPOその他、様々な組織が応援団として連携したのです。

「富士宮焼きそば」などB級グルメが全国的に流行っていますが、那珂湊にも「那珂湊焼きそば」というB級グルメが有名になろうとしています。B級グルメというのも、グルメとして焼きそばを有名にするのではなく、焼きそばを有名にすることで地域を活性化させようというのが目的です。

このような手法をヒントに応援団は、こうして一つの鉄道を中心に地域の皆さんと共にまちを活性化しようという目的で、廃線問題が表面化した2007年にスタートしています。

実は私事になりますが、富山県の「万葉線」が市民とともに活性化している全国的にも良い事例だということになり、新会社設立の前年に、当時の「湊線」を活性化したいと茨城県の方が視察に来訪されています。当時「万葉線」は第3セクター化されてから5年経過しており、乗客も増え、設立当初6千万円の赤字が出ると推測されていたものが5千数百万円に改善されていました。

当時、たまたま私が「万葉線」の会社におりまして、その折に偉そうに業績を説明した機会があったことなどから、「それなら、ちょっとこっちに来い」と言われ、行ってみたら社長になってしまったということなのです。そういう形で外から人材を呼んできて、市民も一緒になって鉄道を盛り上げていこう、まちも盛り上げていこうということで芯が通っていると思います。

話を戻します。「おらが湊鐵道応援団」ですが、最初は自治会長たちの集まりだったので、『皆さんで精々利用しましょう』程度だと思っていました。それが世間一般の応援団のレベルをはるかに超えていくのです。

具体的な活動として、先ず、那珂湊駅のサービスセンターの設置です。那珂湊というのは割と観光地で、「おさかな市場」という新潟県の寺泊のような施設があります。自家用車利用の来場者が95%を占め、鉄道利用の来場者は5%ほどしかありません。それでもその鉄道利用者のためにサービスセンターを設けて、応援団の皆さんが土日に交代で案内に立ち、観光案内に加えて沿線の商店・飲食店・宿泊施設などと提携した特典サービスのお知らせを行っています。これらの店で提示していただく乗車証明書のデザインは、水戸が近いことから「水戸黄門の印籠」を使っています。

例えば旅館で宿泊の場合では、ビール1本をサー



ビスする、肉屋では500円買ってくれたらコロッケ1個をサービスする、他には当店は何もできないけれど、せめてトイレぐらい貸すなどです。お客さんが駅で、応援団と名乗る人からチラシをもら

い、店に持参して『これが目に入らぬか』とチラシの証明書をパッと呈示すると何かサービスが得られるということをやっています。

次に「応援団報」というものがあります。当社が設立される前の2007年から毎月1回発行しており、応援団がこんな活動をしていますとかそれから会社がこんな活動をしていますとか、会社が宣伝しなくても応援団が率先してやってくれています。実は応援団の方々の中に印刷屋さんがいて、ボランティアでやっていただいて本当に感謝しています。会社は9年目ですので、10周年を迎え、毎月1回も欠かさず、先日とうとう120号を超えました。

その応援団の活動資金について触れますが、市からは30万円の補助金も出ていますが、それだけではとても賄い切れません。そこで不足分は自分たちで財源を創ろうと、スポット写真を撮ってポストカードを作ったりしていただいており、会社としてはその販売に協力するだけで、有り難く申し訳ないと日々感激しております。

II 個々のアイデアで繋がる絆

次に、他で引退した気動車を活用しているというお話をします。城端線の車両も結構古いので、もう10年もすると恐らく骨董品として鉄道ファンには垂涎的になって、人がいっぱい訪れるかも知れません。しかし、当社にはそれより古いキハ

20という、昔は城端線も走っていた車両が今も1両残っています。また、応援団の方には鉄道ファンもいらっしやいまして、会社はその価値も分からず倉庫代わりに使っていた古い車両が、全国で過去1台だけ造られたステンレス製のディーゼルカーだと思われ、今はその車両を使い博物館にしています。それが人気を呼んで日曜日になるとそれを見せて欲しいというお客さまが結構お越しになっていただいています。そういう鉄道会社が手の回らない、無知なことにも応援していただいています。

次に、沿線でのアートイベントの話です。応援団の方々からも会社に要望がどんどん出てまいります。例えば「イベントポスターを貼らせてほしい」など。こうしたお願いには気軽に「はい、どうぞ」と言っていたら、ひたちなか海浜鉄道は沿線の皆さんがやりたいことのアイディアを出したら何にでも応じてくれるという雰囲気ができ上がりました。このアートイベントというのもその一つで、東京の慶応大学の学生さんから「みなとメディアミュージアム」と称してひたちなか海浜鉄道を作品展示の場にしたいとのお話をいただきました。メディアアートとは従来のアートに捉われないアートのこと、などと教えられ、それではということでやってみたら、結構人気が出ました。学生さんにとっても鉄道という非常に目立つ場で成果作品を披露できるという相乗効果で、最初はその年の夏休みだけという予定だった企画が、波に乗って2年目、3年目と続き、今年でとうとう10年目を迎えています。その時期になるとイベント準備ということで、学生たちが大勢やって来るものですから、高齢化が進んでいる那珂湊に若い人が来てくれることで町も盛り上がっています。

この交流の中で、駅名標（砺波駅にもあるような）をデザインさせてほしいという話が出ました。「どうぞ、おやりなさい」ということで、本来は、夏休みの「みなとメディアミュージアム」の開催期間（1か月）限定で終わる予定でしたが、非常

に人気を博しまして、是非残して欲しいということになりました。更にデザインの素晴らしいうことで2015年のグッドデザイン賞を受賞し、遂には新しい文字のデザインということで中学校の美術教科書に掲載されるまでになっています。また、この「みなとメディアミュージアム」は、最初は鉄道だけでやっていましたが、それでは物足りないということになり、沿線から始まって町や商店街までアートを広げるということになりました。数年前からは鉄道と学生のコラボだけではなく、町中全体へ広がっています。

次に、市民の皆さんの協力について、非常に有難い話があります。今目的に鉄道会社は合理化を進めていかなければ経営が成り立ちませんので、限られた職員だけでは手が回らないところもあります。ある時、駅が汚いというお叱りを頂戴しました。「すみません。汚いですが手が回りません」と率直に答えていたところ、「自治会の清掃の時にいつでにやってあげるよ」という話になりました。一ヶ月に1回、沿線の各駅周辺の自治会が自治会行事として掃除してくださっています。それが嵩じて無人駅には花を植え、花を通り越して野菜まで植えられ、それならその野菜をどうするかと思っていたところ、「どうぞご自由にお持ち帰りください」となりました。そのようなことなどから鉄道と市民の皆さんの一体化が少しずつ進んでいると感じられます。清掃して木も植えてい



市長も参加した無人駅での記念植樹

ただく。また、ひたちなか市の花はハナギクという花ですが、この花も沿線に植えていただいて（これもまた自治会行事で）、駅の周辺にきれいな白い花が咲いている環境が生まれています。この流れが今後も良い方向に続いていくのではないかと素直に喜んでいるところです。

次に、沿線の神社等との取り組みについてお話しします。城端線沿線にもいくつか大きな神社があると思います。湊線は、元々正月の朝の列車は誰も乗っていませんでしたが、元旦の始発列車で初日の出を拝みに行けばどうかというアイデアが市民から提案されたのです。応援団の方にも手伝っていただき、朝一番の5時台に勝田駅を出る列車は普段は1両のところを3両編成に増やし、「湊線で初日の出・初詣を」という企画を始めたのです。自治会の声かけもいただき、去年は3両とも一杯で、1月1日の朝は「ひたちなか海浜鉄道」に乗って初日の出を見に行くことが定着してきました。

終点の阿字ヶ浦というところから徒歩15分位の所に灯台があり、そこから見る太平洋からの初日の出が大変綺麗とのこと。これまで10人しか乗らないような列車にその日だけは400人も乗車していただけますので、経営的にも非常に助かっています。

次に、最初の方で触れました「おらが湊鉄道応援団」の団報発行の後日談についてお話しします。最初の頃は、商工会議所で何百枚かを全て作成し、それを沿線の自治会の方々に回覧板で回していただいていた。その後、商工会議所が経費節減の折で難しいということになりましたが、これも地元の印刷屋がレイアウトまではやってあげるから印刷だけは今のままでとご支援いただき、ここでも商工会議所や市民の皆さんに支えられているということになっています。

Ⅲ 将来を見据えた鉄道の取り組み

次に、利用促進の取り組みについてご紹介しま

す。まず、沿線の保育園・幼稚園の団体利用についてです。これも保育園の方から園児たちに列車の乗り方を教えたいとの要望があったのです。実は私も過去に驚いたことがあります。故郷の高岡市の話ですが、市の職員が電車の切符の買い方が分からなかったという話があるのです。やはり地方は自動車依存なのでしょう。関東の周辺部でも同じような状況があります。ひたちなか市には、せっかく鉄道が通っているのだから園児に切符の買い方を分かってもらおうということで遠足を企画しました。会社にしてみれば本来幼児は無料ですが、切符の買い方ということで切符を買ってくれるので有難いことです。そして、切符の買い方が分かったなら良かったね、それでは車両も見せてあげましょう。子供たちは文句なく大喜びです。運転席などに座らせると、園児たちはすでに鉄道の虜になってしまい、また来年も来たいと言います。「来年からは小学生になるので、お金を払って乗ってくださいね」という話になるのです。

次に「ビア列車」の話です。これは高岡の万葉線でも行っているとのことですが、「湊線一番搾り号」と言って某ビール会社と提携し、車両1両をビア列車専用車としてビール飲み放題にしました。普段鉄道を利用しない方が、こういう時には鉄道を利用していただけます。そうすると100%の方がお世辞もあるでしょうが、「鉄道もいいものだね」とおっしゃいます。そう言われた時に、「実は40分毎に走っていますよ。飲んだ帰りなど



ビア列車運行の様子

に利用していただければ結構お得で安全ですよ」という話をします。案外使えるということを知っていただき、今お客さんが伸びている一部分はこの仕掛け部分にあるのではないかと。つまり鉄道会社の良くないところは「乗って、乗って」と盛んに言うのはいいのですが、具体的にどう使えて、どう便利かという話を全然していない。飲んだ時には何百円程度で帰ることができるということなど、案外知られていないのです。そういう人達に本当に30分に1本走っていますよとか、1時間に1本走っていますよという話をするだけでも大分違ってくるのではと思います。

次に、砺波駅の一部は砺波市が管理されていますから、できると思うのですが、八朔まつりと言う規模の小さい高岡の御車山祭りみたいなものの取り組みの話です。

各町が山車を出して町中を練り歩きます。ところが、子供たちには練り歩くとどうしても途中の休憩場所が欲しくなります。どこか大勢の人が休める場所はないかというときに、ふと駅のホームが広いのではないかという話が出たといいます。山車は十数町ありますが、全町が駅も盛り上げようということになり、それが全て駅に寄ってくれるということになりました。寄っていただくと会社も花を打たないといけないので、出費も嵩みますが、それ以上に雰囲気盛り上がって有難いと思っています。その際、休憩場所が無いと言われたとき、どうぞお使いくださいとホームも提供し



遠足で中根駅を利用する小学生



伝統の八朔まつり 駅で休憩する殿山町の人々

たことがあります。40分に1本しか電車が来ませんので、「30分位なら休んでもらっていいですよ。ホームは陽が当たらないし、風が通って涼しくて広い場所ですから」と言っています。このようなことは、まちの人と鉄道とがコラボした一例だと思います。

ひたちなか市の市長さんも公共交通機関を守らなければいけないという思いが人一倍強い方で、それもあって鉄道も残った訳ですが、これだけ市民が頑張っていることで市長さんにも更に応援していただけることになります。こういう形で今、「ひたちなか海浜鉄道」は、市長と行政、それから市民の皆さん、会社が三位一体となって頑張っていると思います。

そうすると次は、会社の方からも何か盛り上げているのかという話になります。商店街の皆さんには、「これが目に入らぬか」と「水戸黄門の印籠」サービスをしていただけていますが、鉄道も何か地域の活性化に貢献できないかということです。実は、那珂湊の駅から十数分歩いた所に、先ほど申し上げた「おさかな市場」というすごく大きな販売施設に、(面積は寺泊よりも狭いですが、取扱量はそれ以上かもしれません)年間100万人以上の入場者があります。大半は車でいらっしやいます。特にゴールデンウィークは渋滞で車が全く動きが取れない状況になります。また鉄道の終点である阿字ヶ浦から2km先には「国営ひたち海浜公園」という大きな公園があります。東京ドー

ムの何倍もの面積があり、ゴールデンウィークの頃に咲くネモフィラという青い花を見るため、今では全世界からお客さんがいらっしやいます。その数200万人以上という物凄い数ですが、その200万人のお客様の多くが特にゴールデンウィークに集中するのです。そこでこの時期だけは会社も、終点の阿字ヶ浦からシャトルバスを出して鉄道で「海浜公園」の花を見に行っていただく企画をやっています。東京の人たちの多くは車を持っていませんので、鉄道で来るしか手段が無い訳です。それで「鉄道で行けますよ」ということです。それまでゴールデンウィークはお客さんが少ない状況だったのですが、3両編成でも追いつかず「申し訳ない、これ以上乗れませんので路線バスに回ってください」というような状況になってきました。そして、その人たちの約3割が、何も宣伝しなくても那珂湊の駅で途中下車して「おさかな市場」へ立ち寄ってくれるのです。

そうすると普段見たことのない大勢の人が那珂湊の駅から「おさかな市場」へ向かう状況を途中の商店街の人が見かけます。この人たちを呼び込めないかと考えることになります。しかし、従来は商店街自体も何とか活性化しようと思っていたのですが、地元の人だけを見ていたので土、日曜は休んでいたのです。それでは観光客にしてみたら商店街があるかどうか分からないわけです。

そこでまず、毎年5月の第2日曜日は海浜公園がネモフィラの花の無料開放日となっており、会



連携イベントで人があふれる商店街

社でも設立記念のファン感謝デーを開催し、沢山の親子連れや鉄道ファンなどが押しかけますので、そのような方々を取り込もうと、日曜日の同じ時間帯に商店街では今年で3回目となりましたが、「那珂湊再発見フェア」というイベントを始めたのです。その結果、普段ほとんど人がいないような商店街が道路も歩行者天国にしたところ、大きな賑わいとなっています。

そこで仕掛人の方がもう一工夫しようと企画して、「自分のお店の前で自分のところの自慢の品物を売りましょう」と声をかけたのです。肉屋さんなら自慢のコロッケを売ったり、砂糖屋さん（まだこのようなお店があるのです）でお勧めの砂糖を売ったり、このプラスアルファで「あ、ここの肉屋さんのコロッケって、こんなにおいしかったんだ」とか、「あ、こんなところに珍しい砂糖を売っていたんだ」ということで商店街の特色を分かっていただけなのです。町の皆さんも、自分たちの持っている宝や良い面を改めて知ったのです。鉄道というものを使い、お客さんが来てくれる要素があるということが知れ渡り、ますます鉄道と商店街、鉄道と自治会、鉄道と行政が繋がって、現在は商工会の年度方針でも、観光協会の年度方針でも、市の観光部分の年度方針でも「ひたちなか海浜鉄道を軸とした観光活性化」という一文が入るところまで漕ぎつけています。

IV 鉄道事業の存在と価値

次に、鉄道利用の観光客誘致ということで、今時のアニメ・ゲームのキャラクターなどとコラボ、連携しましょうというお話をします。例えば「コロプラ」というところとフリー切符、アニメ「ガールズ&パンツァー」とコラボした乗車券「世界一楽しい片道切符」です。

何のことかお分かりにならない方々も多いかと思いますが。テレビの深夜番組でやっていたアニメーションで、これが「ひたちなか市」の隣の大洗町が舞台になっています。この舞台となる大洗町が

全面的に協力しまして、大洗町の街中をととても忠実に、これがどこの床屋さんだとか、どこの肉屋さんだとか分かるように実際に設定したもので大ヒットしました。大洗町では「あんこう祭り」という祭りがありますが、この「ガールズ&パンツァー」の聖地ということで、人口1万人の町に、5万から7万人というお客さんが押し寄せます。水戸からの列車が満杯になって、仕方なく十何キロも歩いて行く人もいる程でした。そのアニメの登場人物の中で実は有り難いことに、4人がひたちなか市出身ということが分かり、これは使わない手はないだろうと、「じゃ、この4人の故郷ひたちなかを巡ってから大洗へ行きましょう！」という名前の鉄道切符を作ったのです。乗車券の記念切符化はあちこちであります、これまでの経験から500枚売れたら良いほうだと思っていたところ、2か月で1,000枚を完売しました。アニメというものを内心軽く見ていたのですが、今では町中を挙げてアニメのお客さんに感謝しています。

このように大洗町ばかりでなく、ひたちなか市など、各キャラクターの出身地が細かく設定されているので、各出身の町ではアニメで溢れているのです。今では、献血広告にもこのアニメが使わ



アニメ・キャラクターとのコラボ企画

れていたり、茨城空港のキャラクターにもなっていますし、県庁に入ってもアニメがお迎えしてくれるほどに盛り上がっています。この中で鉄道もしっかりおこぼれをいただいています。

次に、このようなことをやっているうちに、自分たちも気付かなかった我が鉄道の価値というのが少し分かってきたような気がします。

まず、「東京から至近のローカル線」という価値です。茨城でも水戸を過ぎると田舎です。土地の値段も富山県の地方と大体似たようなものになります。どこが違うかと言うと、新幹線で2時間の距離ではなく、特急列車で1時間という非常に身近な距離です。例えば東京のテレビ局から高速道路でも1時間位で行けるということが分かっていたらと取材が来やすくなります。これは物凄く恵まれていると思います。旅番組や報道番組にどんどん出していただけるのです。そこで、自分たちの町にこれだけの魅力があるということを市民の皆さんに自覚してもらえます。

そこに当社のレトロな車両や周辺の風景、駅、風情が重なります。鉄道の沿線は、特殊な地形になっており、河岸段丘の下を集落が少ない所を走っています。それが経営危機の一端でもあった訳ですが、逆にそれで、何十年前と景色があまり変わっていない状況が残り、大げさに言うとそのまま50年前と言っても分からない所もあります。先に述べたように当社ではキハ20という、城端線でもとくに無くなった車両が未だに走っています。駅舎も、会社が大き正2年に開業して以来、那珂湊の駅などは改築しておらず100年以上も経っているのです。単純に言うと、那珂湊まで来てしまえばセットを組まなくてもそのまま50年前位の風景が撮れるということで、テレビCMの収録は9年間で10社以上が来ており、その画像の背景に我が鉄道の車両が走っています。このことでも鉄道の魅力が広がって、我が町というものが案外いいものだと市民が段々と分かってきて、町の活性化に繋がっている例だと思っています。

例えば、「何でも融通きかせますよ」という噂が広まり、あそこに頼めば何でも受けてくれるのではないかということで、いろんな事件の再現フィルム、例えば鉄道の車両内で傷害事件があって、その再現ビデオを撮りたいなど、他の鉄道会社では申し込んでも色々手続きが面倒なうえ、必ずしもOKが出る訳じゃない。ところがうちの場合は、話が あつたら基本的にどうぞと言うのでとても喜んでもらえ、やたらとテレビに出るようになったのです。東京に出ている社会人や学生たちが、「今日もひたちなか市が出ているよ」ということで、あらためて郷土愛を育んでくれるのではないかとプラスに考えています。

先程、慶応大学の学生たちの「みなとメディアミュージアム」という取り組みをご紹介しましたが、地元にも高校や大学があります。そこで今年、慶応大学の学生たちと地元で茨城大学がありますが、そのメディアを研究している学生たちが「町を巡り歩いて町の特徴を一枚のポスターにしましょう、それから、鉄道会社に一日お邪魔して鉄道のポスターを作しましょう」という活動をするようになりました。メディアを勉強されているので、自分たちが触れた商品を良く見せる、表現



「みなとちゃん」衣装には湊線も

するという勉強に使っていただくのです。一方、高校生は地元で県立那珂湊高校がありますが、学習外活動とまちづくりの一環として「ゆるキャラ」作りに取り組むことになりました。「みなとちゃん」と言います。スカート部分には湊線の列車の絵も入っています。今では、那珂湊高校だと言えば「みなとちゃん」と言われるくらいに評判になっています。

また、那珂湊高校は商業系の学校で、自分たちで起業体験をしようということになりました。某飲料会社さんと起業ビジネスコースの高校生が連携して商品づくりに取り組み、出来たのが「メロメロソーダ」と言います。何か面白い高校生らしいネーミングですね。さらに、この「メロメロソーダ」と「みなとちゃん」の絵が入った特製の自動販売機を設置しないかということになりました。これは今、駅にも置いてあります。この時に凄かったのは、今では清涼飲料水の自動販売機の業界では設置状況が飽和状態でこれ以上置く余地がないと聞いていましたが、高校生キャラとのコラボに効果があったのか、わずか3か月で30〜40台が設置されたといい、業界では奇跡と言われていたらしいのです。そのためか今では、別のライバルの飲料会社からも声がかかる程です。そうすると高校生たちも、自分たちはこれだけ素晴らしいことをやれたのだと言う充実感からすごく喜んでおります。今後は、「ひたちなか海浜鉄道」をもう2キロメートル先の海浜公園までの延伸計画に対する支援も行おうということになっています。何よりも那珂湊高校を卒業してくれた生徒たちの心に地元の鉄道というものが残ってくれるだろうと期待しています。

V 終点のない鉄道の役割

次に、「ローカル鉄道・地域づくり大学」という取り組みもご紹介します。せっかくこれだけ鉄道も良くなるし地域も活性化しましたという、恐らく今のところ最先頭を走っているのではないかと

という取り組みを世間に自慢しようと思ったのです。何を期待するのかと言いますと、それを聞いた人たちに、「ひたちなか市」にお越しいただこうということと、もう一つは、この業界に入って私と同じ様にやってくれる人材が発掘できないかということも考えております。この取り組みを始めて5年目となりますが、少しずつ成果が出ていると感じております。鳥取県の若桜鉄道で社長を公募されたところ、ここで一緒に勉強した方々の内から社長になられたというのが自慢の一つです。またこれも、今年度の「グッドデザイン賞」をいただいております。

もう一つ、市町村境を越えてお隣の「大洗アクアワールド」という水族館（魚津水族館よりもう少し大きいかも知れませんが）との連携を目指しています。結構人気があり年間100万人程度の入場者があります。大洗町にあるので名前は大洗ですが、別会社の鉄道の大洗駅からはタクシーで20分位もかかります。ところが我が社の鉄道的那珂湊の駅からは歩いてでも25分で行けるのです。地元の大洗町には少し申し訳ないですが、こことも連携しようということで話を進めています。これまで水族館に行くにはうちの会社の駅が一番近いことさえ認識が広まっていませんでした。鉄道に関する認識がその程度のものだったのかも知れません。当然最寄り駅として認知されたら、自ずと那珂湊やひたちなかの町に人が流れる寸法です。この辺りも正直、鉄道会社と言うのは鉄道の運営がまず至上命題で、安全にお客さんを運ぶというのが本分であり、そこを押さえた上で色々な営業活動をしているつもりです。

本当に10年前まではゴールデンウィークでも終点はガラガラで誰も乗っていなかったと思いますが、これ程のお客さんが乗車するようになり、そして、この人たちが沿線的那珂湊の駅に降りてお金を落としています。やはり鉄道だと車やバスに比べると格段に所要時間が正確に見込めるので、安心して日程が組み易いことを分かってもらえて

きたのです。

本当に鉄道会社らしくないようなことも色々とやってきたのです。

おわりに

最後になりますが、鉄道の利用者の数は今の会社になった時、70万人だったものが初年度だけで75万人と、実に5万人増えました。これは正直、会社の力というよりは、どう考えても市民の皆さんが鉄道を「守ろう、乗ろう！」と活動してくださったお陰だと思います。

その後、会社も期待に応じて何とか努力を積み重ね、乗客を増やしていった矢先に東日本大震災がありました。鉄道は地震で大きな被害を受けました。その時は、鉄道が止まって、もうダメかと思いましたが、廃止というような話は全くなく、市民の皆さんからは、とにかく「いつ復旧するか」の声ばかりが上がり、その時は正直まだ何の目途も立っていない状況でしたが、市議会議員の皆さんの協力があったり、復旧費3億円の予算化において、県と国で足りない分は市が出してやると市長におっしゃっていただき、僅か4か月間で復旧したのです。そうすると、次の年に前年を追い越して史上最高となり、あとはうなぎ登りに乗客が増えています。今年はもしかすると100万人の大台に手が届くかもしれないと密かに思っていますが、あちこちの皆さんから「今年は100万人だから、黒字だ」と盛んに言われて、これには少し困っています。

このように、多くの皆さんから、「頑張れ！頑張れ」と応援していただいております、本当に有難いと感じています。とにかく「ひたちなか海浜鉄道」は市民の皆さんの力を大いに借りて、全国でも類を見ないような活性化をみせているのではないかとこのご報告を申し上げて、このことで故郷の城端線の活性化に対する応援とさせていただきます。どうも有難うございました。

(よしだ・ちあき ひたちなか海浜鉄道(株) 社長)

城端線の役割はどう変わってきたのか

西 野 真 夫

はじめに

I 公共交通機関の役割と変遷

II 城端線の変遷

III 城端線の役割

IV 未来型城端線の展望

おわりに

はじめに

ご紹介いただいた西野です。普段は高校の地理教員をしており、今日はいつもと年齢層が異なりますので、いささか緊張しております。

城端線が明治時代に開通して以来120年を迎えるにあたり、その記念事業を行うことになりました。「人が動いた、地域が変わった」という大きなテーマの下で連続講座を開催し、今日は第4回目となります。今回、私が「城端線の役割はどう変わってきたのか」というテーマでお話をさせていただきます。

I 公共交通機関の役割と変遷

私の専門は地理学の地域研究という分野です。ですから、鉄道の分野はあまり詳しくありません。そこで、どんなテーマで何を喋るかと考えたところ、ある会話を思い出しました。それは、数年前の某懇親会の席で、「城端線の本数がもっと増えたら、もっと飲みに出る機会が増えるだろう」と話したところ、某大学の先生から、「西野さん、あなたが酒を飲むために城端線、公共交通機関がある訳ではない」とたしなめられました。その場では納得したもの、「お酒を飲みに行くためでも良いではないか」との思いは心の片隅に残っていました。そんなことを思い出しながら、今回は公共交通機関、特に鉄道とは本来どんな役割を持っているのかを問い、その後に城端線の役割を改め

て考えていきたいと思います。

そこで、私の原点となる普段の地理教育の現場から考えていきます。授業中に鉄道をどう教えているのか、鉄道の役割をどう教えているのかと自問しました。

これを考えるために基本的な高校生向けの問題（資料1）を作りましたのでご覧ください。これは大学入試をイメージしたものです。多分、皆さんの年代では、鉄道を学ぶというと『〇〇線はどこどこを結んでいるのか、ここを通っているのが△△線なので覚えましょう』ということだったと思います。しかし、最近の高校の地理では路線の名称を暗記するなどという記憶重視という傾向はかなり薄くなり、覚えることで一杯になるとい

（資料1）

▶（1）鉄道をどう教えているのか？

問 次の表はアメリカ合衆国、イギリス、インド、中国、日本における鉄道輸送量（旅客・貨物）を示している。アメリカ合衆国と日本に該当するものをそれぞれ選び、記号で答えよ。

国	旅客 (億人 km)	貨物 (億tkm)
(A)	95	25,246
(B)	7,956	25,183
(C)	4,144	211
(D)	659	192
(E)	9.785	6,257

うことは無くなっています。鉄道の役割を考えると適切に解けるような課題が増えています。

そこで鉄道の始まりからお話しします。鉄道は、今から200年ほど前、1825年のイギリスのストックトン＝ダーリントン鉄道が最初といわれています。ロンドンでもマンチェスターでもなく、どちらかといえば小さな町の内陸から海岸までの城端線ほどの長さの鉄道です。この鉄道が何のためにできたかという、基本的には石炭の搬出です。炭鉱から港まで石炭を運ぶためです。最初の鉄道と言いますが、ここを蒸気機関車が走る1825年のもっと前から、その炭鉱から港まで鉄の線路が敷いてありました。その上を鉄の車輪を付けた荷車に石炭を積んで馬が引っ張っていたのです。つまり、1825年というのは馬から蒸気機関車に代わった年です。鉄の線路の上を鉄の車輪が走れば抵抗が小さく重たいものが運べるということは以前から利用されており、車輪が石の轍を走るという形はローマ時代まで遡ることができると言われていました。

次いで、その5年後にはマンチェスター＝リバプール鉄道という非常に有名な鉄道が開通しました。こちらを人々を運ぶことよりも石炭あるいは綿花、つまり物資を運ぶために利用されました。荷物の運搬、これが鉄道の役割の原点だったのです。

このことを踏まえ、高校生に何を考えて欲しいかという、貨物量が多いところは、石炭や綿花、あるいは鉄鉱石といった運ぶべき資源がたくさんある場所だということです。するとA、B、Eは資源がたくさんある国だということが見えてきます。一般的には、地下資源は国土面積が広げれば多いと考えられますから、A、B、Eは中国、アメリカ、インドと見抜いてもらう訳です。鉄道の長さや名前を覚えなくても資源の有るか無いか、国が広いかどうかを考えを結び付ければ貨物量から見て、これが中国、アメリカ、インドだと分かります。要するに高校生に知ってほしいのは、○本線という名前だけを知ってほしいのではなく、

その役割を理解し、そこから考えることなのです。ついでに、色々なことに応用できることは、国の面積であり人口です。とりあえずテストに出題される、せめて上位20か国ぐらいまで覚えておけば問題が解きやすいと常に言っています。面積で考えると、先ずロシアが一番広く、次いでカナダ、アメリカ、中国となり、インドは7番目位だったか、少し小さくなるので、このことからEがインドだと導けます。この問題で、鉄道の役割の原点は何かと問われたら、貨物輸送だということを高校生に理解して欲しいのです。

次に、旅客輸送ということに注目します。一般的に、豊かな国では移動手段として何を使うかといえば、距離のある都市間の交通手段としては飛行機の比率が高くなります。逆に発展途上国では、他の要因も影響しますので、鉄道を使うことが多くなりますので、問題のAの国はアメリカと判断できます。アメリカ人は旅行好きで車で移動する人も多くいますが、基本的には都市と都市との距離が遠いので、彼らは飛行機で移動します。結果として鉄道旅客は極めて少なくなります。次にお隣の中国の場合は、人口が格段に多く国土も広く、最近ではLCCなど格安運賃の飛行機が増えてきて、そのまま当てはまらなくなりましたが、全体の傾向としては鉄道旅客が多くなっています。広くて豊かな国の旅行者は飛行機を使い、あまり豊かでない国の旅行者は鉄道を使う割合が高くなる傾向が概ね残っています。

そう見ると、貨物の輸送量の少ない残りのCとDが日本かイギリスということになります。ここでは日本とイギリスの人口分布、国土政策の違いから答えを導き出すことができます。イギリスは比較的大都市の郊外に勤務先があり、必要な場合はそちらへ移住するという職住近接の都市政策が伝統的な（というか、ここ60年ほどのイギリスの場合です）政策となっています。これに対し、日本の場合は東京や大阪の大都市の周りにベッドタウンをつくり、そこから交通手段を使って移動す

る政策が取られてきました。例えば、郊外線を開通させて近郊部から人を大量に都心部へ集めるというやり方です。そのために東京ではJR山手線に接続した私鉄を中心とした郊外線がどんどん伸びており、たくさんの人が電車に乗り、都心へ集まっています。近距離大量輸送という形が、わが国の鉄道のもう一つの役割といえます。都市が発達するなかで、日本では旅客の近距離大量輸送が生まれた訳です。

そうすると旅客輸送量が多いCが日本で、Dがイギリスと解けます。加えますと日本では1960年代から新幹線、すなわち中距離高速輸送という鉄道の新しい役割が出てきます。それまで世界にはそうしたものが無かったといえます。もちろん長距離に関しては飛行機の方が優位性が高いですが、時間と料金のバランスの中で飛行機と競合しない距離範囲で、中距離高速輸送という形が日本では新幹線という形を通して実現します。

鉄道の役割の変遷をまとめますと、当初の大きな目的としては貨物を運ぶということで、その貨物の中身は安価なものを大量に運ぶことが鉄道の役割でした。次に20世紀になると、私の専門分野では都市の発達の時代ですから、周囲の農村部から都市へ人が集まって大都市に成長する時代です。そこでは大量に人を移動させる手段として近距離大量輸送の郊外線、特に日本の場合は私鉄を中心とした放射状の鉄道が整備され、都心へ都心へと人を集めることに利用されます。しかし20世紀の後半になりますと自動車・航空機が普及し、この反面として鉄道の斜陽化が日本に限らず世界中で大きな課題になっていきます。その後、20世紀後半から現在にかけて、鉄道は中距離高速輸送として活路を開き、我が国の新幹線が非常に成功した事例として挙げられます。

鉄道・航空機のそれぞれの利用の分岐点を距離で見ると、当初は300kmと言われていましたが、今では500kmから800km位でしょうか。東京から札幌間や東京から福岡間が大体1,000kmなので、飛

行機の需要も多くなります。特に東京から札幌間には、飛行機がどんどん飛んでいます。北海道新幹線の一部分は開通しましたが、まだまだ乗り継ぎのためにお金や時間も掛かるからでしょう。

一方で、以前たくさん飛んでいた東京から仙台便が無くなりました。東京から新潟便も今はありません。400km圏内は新幹線が俄然優位となりました。今は500kmから800kmぐらいが競合ゾーンなのです。飛行機は時速1,000kmほどで、新幹線は時速250kmほどですが、新幹線は東京の都心の駅から、金沢にしても富山にしても都心にある駅へ着きます。仕事だと会社を出て、例えば東京駅から新幹線で行き、どこかの駅で降りて近くの会社へ直ぐに着ける。これが飛行機では、会社から羽田空港までに1時間ほどかかり、パッと走って飛び乗る訳にもいきません。事前手続きなどにも時間が掛かります。日本国内なら1時間程度の飛行時間でどこにでも着きますが、着陸してドアが開いてもずっと降りる訳にもいきません。しかも、空港は地方都市でも中心地から離れています。そのトータルの所要時間を考えると400km圏内は新幹線が優位なのです。中距離高速輸送という新しい役割が生まれ、飛行機の役割を凌駕する距離が生まれた訳です。新幹線は海を越えることはできませんが、距離的には現在は400kmから800kmあたり、近い内には1,000km近くまでは鉄道が優位という状態が出てくるのではと思っています。

その大成功に注目した諸外国でも、フランスのTGV、ドイツのICE (Intercity-Express)、イギリスのHST (High Speed Train) などと様々な高速鉄道を開通させています。ヨーロッパの国々は、元々標準軌道が多い訳ですから、新しく切り替え易い訳です。そのために高速鉄道が一つの大きな流れになっています。

また、東海道新幹線を例にとると、1両中には横5席の列が20列あり、これが基本的には16両編成です。つまり1運行で1,600人ほど（実際には1,300人ほど）運べることになります。これが東

海道新幹線では5分から10分毎に走っています。最もたくさん運べたジャンボジェット機でも500人弱です。まして富山空港に飛んでくるのは定員200人余りの機体でしょうから、新幹線というのは高速かつ大量に運べる手段なのです。

そのことからヨーロッパだけでなく、現在では、中国、韓国、台湾、更にインドなどでも新幹線を走らせようとしています。これには日本も売り込んでいますが、ヨーロッパだけでなくアジア諸国でも高速鉄道の普及が拡大しています。

一方、貨物輸送に関しては今でも重要性は変化しながらも残っています。特に石炭、鉄鉱石、小麦、綿花など価格が安く容量が大きい物、これを陸路で運ぶには鉄道以外にコストが見合うものはありません。日本経済は付加価値の高い産業構造に転換が進んでいるとはいえ、鉄道が貨物輸送に果たす重要な手段であり続けることはまだまだ必要だと思います。

また、我が国に特徴的な旅客の近距離大量輸送の手段としての鉄道ですが、一極集中と言われるように、どうしても東京の都心、その周囲へ勤めに行かなければならない近距離大量輸送の手段において鉄道に勝るものは見当たらないのが状況で

す。

Ⅱ 城端線の変遷

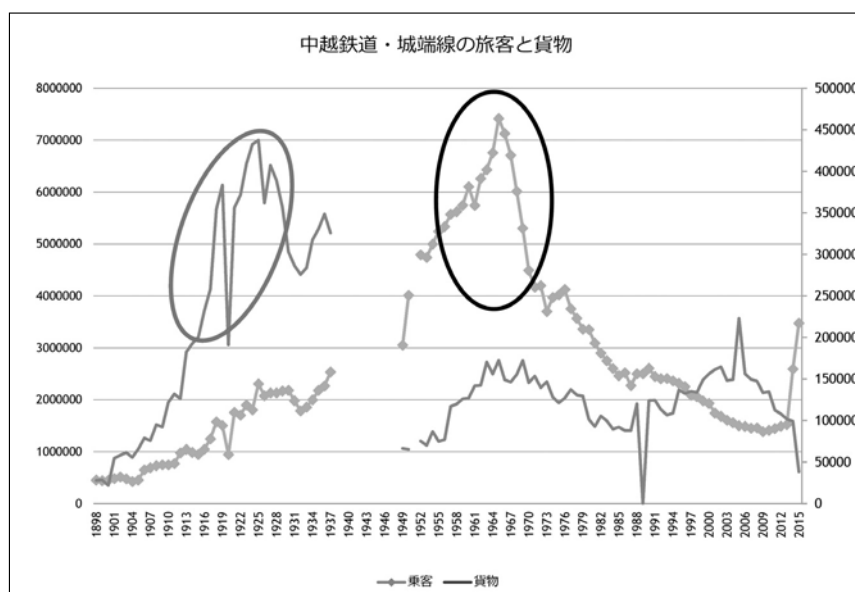
このような鉄道の変遷を見ながら、城端線（昭和17年に中越線から改称）について、その果たした役割について話を進めていきます。

グラフ（資料2）をご覧ください。このグラフは、欄外に記載してある通り、中越鉄道・城端線の旅客と貨物の輸送量を富山県統計書から作成したものです。ただし、データの区分が中越鉄道に始まり、その後の国有化などで入り混じっているため必ずしも厳密なデータとは言えませんが、傾向は把握できると思います。

上の線が貨物（量）で、下の線が旅客（人数）となります。丸で囲んだ2箇所に特徴があることは一目瞭然です。なお、第二次大戦頃はデータが欠落しています。そこで城端線（中越線）においては1910年から20年代に貨物のピークがあり、第二次大戦後から1960年代後半に旅客のピークがあり、戦後のこの時期は大勢の人々が乗っていたことに感心させられます。

先ず貨物で見ますと、第二次大戦前の大正から昭和にかけて、移出していく物として最も重要な

（資料2）



ものは米です。代わりに移入してくる物は、肥料として北海道からの油粕とかニシンになります。庄東小学校内にある砺波郷土資料館の民具展示室にはニシンを切るニシン板という大きな板がありますが、肥料として大量のニシンが運ばれたのです。さらにエネルギーとしての石炭も大量に運び込まれています。それでは鉄道の前は、米や肥料は何によって運んでいたかという、これも富山県統計書を見てみますと小船の数の資料が出ています。その小船とはどのような物かと申しますと、基本的には長さが三間から四間くらいの川船です。色々と定義があるようで時期によっても異なります。この川船の数が、中越鉄道ができると共に右肩下がりになっていきます。川船で運んでいたものが鉄道でということになり、砺波地方における貨物輸送の転換は、中越鉄道ができて船から鉄道へと移行したことが非常に明らかに見て取れます。物が大きく動く社会が成長していくと鉄道ができるということです。

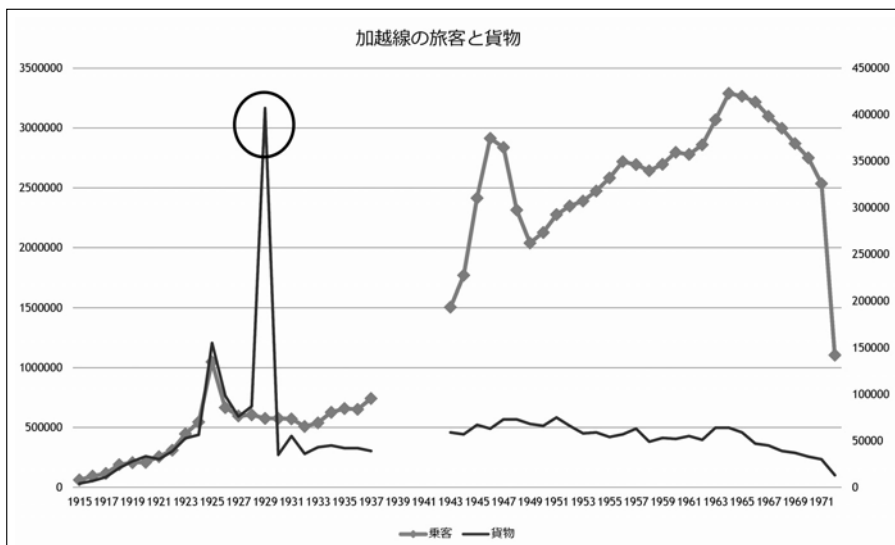
合わせて昭和40年代に廃線となった加越線の旅客と貨物の輸送量もグラフ（資料3）にしてみました。昭和初期には加越線がたくさんの貨物を運んでいることには驚かせられます。これは昭和5年に完成した小牧ダムの建設資材を運んでいたた

めです。ダム資材に関しては、城端線も昭和初期にかけて多く運んでいるようです。小牧ダム以外にも、ほぼ同時期に造られた祖山ダムの建設資材をたくさん輸送しています。城端駅からは山越えのロープウェイでセメントを運んでいました。祖山ダム以降は、椿原ダムや庄川の上流部に向けて、奥へ奥へとダム建設が進むのですが、資材は城端線でも運んでいたようです。このように第二次大戦前後までは米、肥料、石灰、石炭、綿花、ダム建設資材など様々なものが運ばれたのです。

次にグラフ（資料2）のもう一つのピークを見てみましょう。戦後の高度経済成長期が始まる頃までの旅客輸送の時期になります。つまり、貨物輸送は戦後ぐっと減ったままで旅客輸送に転換されています。

しかし、貨物自体が急に無くなったということではありません。戦後のこの時期の米や肥料は、また別の手段で輸送されるようになったのです。その代わりとして人がたくさん乗るようになって、城端線が賑わっています。そのピークが1965年です。「乗車」という数値だけなので、全体の移動の動向はよく分かりませんが、城端線に乗った人が740万人からわずか8年後には半減しています。逆に、増える時も10年ほどの期間です。1965年が

（資料3）



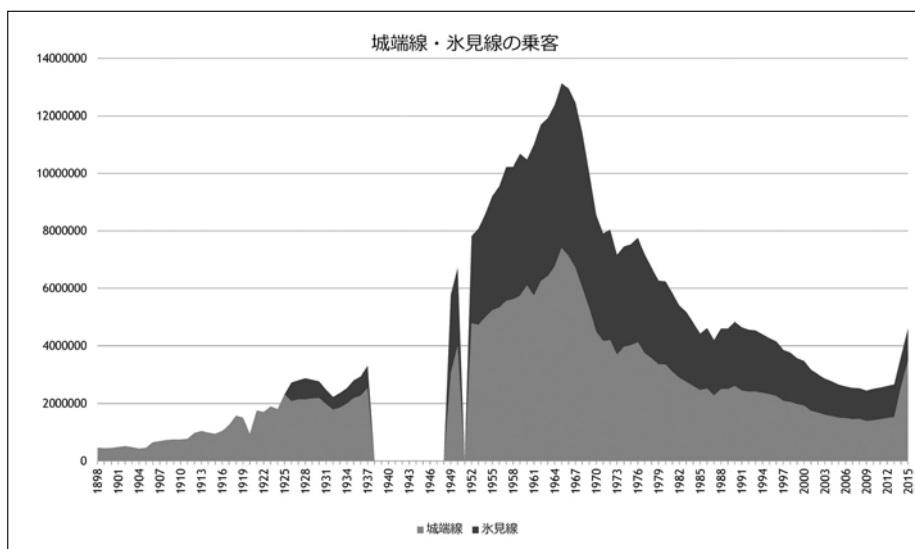
ピークですから1955年くらいから一気に倍増し、ほどなく10年ほどで半分に減ります。非常に極端な変動を示しています。なぜ増えたのかということは不明ですが、基本的には伏木を中心とした工業地帯の活性化だと思います。伏木あるいは高岡周辺の工場地帯へ行く必要があったことや、戦後の様々な理由で人が増えたのも理由かもしれません。逆になぜ減ったかは、やはりモータリゼーションが考えられますが、それだけかというのでしょうか。城端線に乗る必要がなくなった理由を探る必要があると思います。近年は人口の停滞もありますが、それ以前に高岡へ行く必要性がなくなったのではないのでしょうか。高岡へ行く必要性、特に60年代後半から70年代は、農村への工業導入が進んで、高岡周辺で就労しなくても近隣に工場、事務所ができてきます。モータリゼーションだけでなく、就労環境の変化などが同時期的に発生し、乗車数が急激に減少していったと考えられます。しかし、新幹線開通後の近年は、急に右肩上がりになっています。新幹線開通に合わせた二次利用の促進策によるものかも知れません。JR西日本あるいは沿線自治体を中心とする活性化推進協議会の方々などが色々ご苦労されているようです。最近のこの上昇カーブに期待を寄せたいと思います。

す。

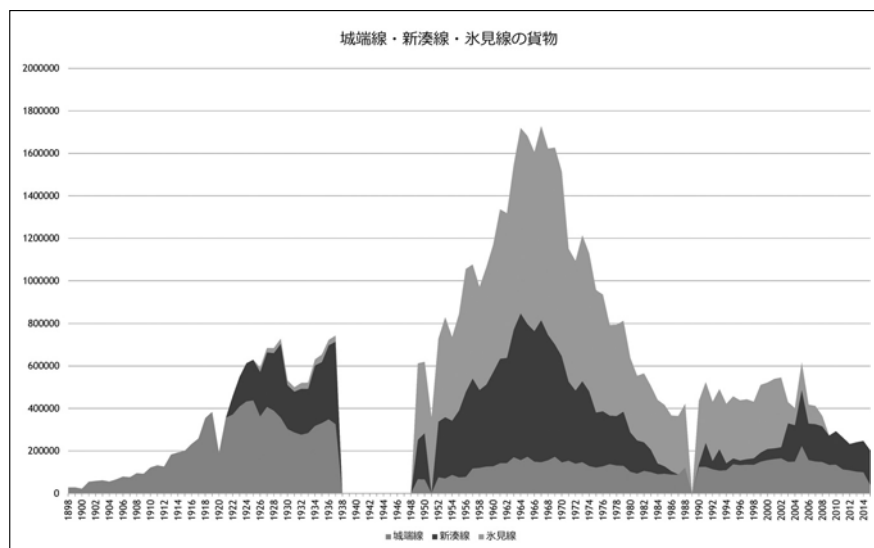
なお、氷見線のデータもあったので調べてみると、グラフ（資料4）の上の方が氷見線で、下の方が城端線です。やはり氷見線も同じような傾向で、高度成長の時に急激に増え、60年代後半に城端線とも物凄い数になっています。しかし、10年ほどで半減し、それから10年でまた半減しています。半分の半分ということになっています。どちらかと言うと、まだ城端線の変化が緩やかで氷見線の変化が大きいのではないかという気がします。モータリゼーションという言葉で大きくは説明されていますが、これだけ急激な変化があるとそれ以外にも理由があるだろうと思わざるを得ません。

一方、グラフ（資料5）をご覧ください。貨物になるとちょっと異なります。先ほど城端線が戦前は貨物をたくさん輸送していたが、戦後は減少したということを言いましたが、真ん中が新湊線です。新湊線は戦前から戦後にかけても多い水準です。一番上が氷見線で、貨物のピークが新湊線・氷見線と城端線とは違います。城端線は戦前の米を中心とした物流が中心であったのに対して、新湊線や氷見線の方は、時代的にも明らかに工業化が進んで、原料と工業製品の物流と思われます。

（資料4）



(資料 5)



そしてピークを迎えて（大体乗客のピークと同じですが）これもやはり一気に減ってしまいます。これもモータリゼーションで説明できると思われます。なお、貨物に関しては富山県の産業構造がどんどん変わってきたことが要因と思います。最初に鉄道の輸送が得意なのは安価で容量の大きい物と言いました。高度経済成長期を経て日本全体、富山県は工業製品の技術革新、更なる付加価値化をどんどん進めて、値段の高い工業製品、例えば砺波の電子部品など、極めて小さな物を製造するようになっていきます。そうなると鉄道で輸送する必要性が無くなってきます。貨物輸送に関しては工業化が進展すると同時に、鉄道で輸送しなくてもよい物を中心に作るようになってきています。このような大きな変化が要因として考えられます。城端線沿線でも工業製品の付加価値化が進んでおり、2015年の沿線パルプ関連工場の城端線利用輸送の廃止は、その流れに止めを刺した出来事だと言えるかも知れません。

Ⅲ 城端線の役割

さて、城端線の変遷をみてきた訳ですが、この地方の公共交通、とりわけ城端線にどのような役割を求めていくのか。かつて「お酒を飲むために

公共交通機関がある訳ではない」と私は言われましたが、では何の役割があるのか、時代に沿ったどんなものが求められるのかということを考えていきたいと思います。

現在、富山県に限らず日本全国のほとんどの地域が人口減少社会に入っています。そのなかで富山県の特徴としていえることは、自動車運転免許の保有率が18歳以上の該当者ではほぼ100%だということです。自動車保有率も全国的に最上位にあります。ここにいらっしゃる方の中でも自宅に車が2、3台は普通で、4、5台あっても驚くことはありません。砺波地方の屋敷地だと駐車するスペースがどれだけでもありますから、必要なら自動車を増やし易い訳です。一方、私の職場とする高岡の市街地に住む方や新湊の市街地ではそう単純に増やせないようです。城端線沿線ではあまり駐車場確保は問題にならないこともあり、自動車保有率は極めて高くなっています。しかし、これは高校生がよく勘違いすることですが、自動車保有率の高い地域は、公共交通機関が未発達の貧しい地域だということではないのです。確かにこの地域の公共交通機関は低迷していると言えますが、豊かさと公共交通機関はあまり関係が無いといえます。逆に、自動車保有率が高い地域は豊か

な地域であることは世界的に見ても明らかです。先進国と発展途上国、どちらが自動車の保有率が高いかといえば、当然先進国でしょう。日本の自動車保有率が高いのは当然のことです。ただ、東京、大阪などの自動車の保有コストが非常に高い所は保有率は低くなります。逆に、例えとして恐縮ですが、青森県や宮崎県より富山県の方が自動車保有率が高いのは、1人当たりの県民所得からみれば当然なのです。富山県の1人当たりの県民所得は日本の中で5番から10番目位に位置し、日本の中でも豊かな県なので、自動車保有率もかなり高くなります。こういう地域の現状を踏まえ、交通手段を考えていくと交通弱者をどうするかという問題が出てくる訳です。昨今の自動運転システムの実用化ということが加わると高齢者対策に新たな解決法も考えられると思います。

また砺波地方は散村ですから、駅へかなり距離がある地域が広域であることが城端線沿線の特徴です。また貨物を運ばないということで、どのような旅客輸送の役割を期待していくのか、鉄道事業者も展望を持てる見通しが立つのか、それを考えていかなければいけないのです。自動車の利用については「door to doorの利便性」と授業では教えていますが、これは大都会並みの非常に便利な状況なのです。今や高齢者となった方も普通にハンドルを握られます。道路も広くてまっすぐに整備されています。自動運転という技術が加わると、今まで考えてきたものとは違う公共的な交通手段が生まれる可能性もあるかも知れません。

教科書的には高齢者や運転可能年齢以下の若者など交通弱者の足の確保のために公共交通機関が必要で、中心部から離れた地域の方々が買い物難民にならないよう、交通弱者のためには公共輸送手段は必要だと言いますが、果たしてそれが本当なのか議論しなければならないと思います。

今後、城端線を残すためのコストを誰が負担していけるのでしょうか。確実に訪れようとしている人口減少社会は若者が減る社会です。次の世代

のインフラ費用を負担する人たちが減っていくのです。少なくとも大量輸送ニーズというのは役割が更に低下していくと思います。

Ⅳ 未来型城端線の展望

このように述べましたが、私は決して「城端線は不要」と言っているわけではありません。どのような役割に特化していけば城端線が残るのかを考えていきたいと思っています。

私の教え子に「都会に行って一番何に感動した?」と聞きますと、「先生、駅へ行ったらいつでも電車が来るがいぜ」と答える者が多くいます。私も学生時代に都会暮らしを少々経験しましたが、やはり感動しました。駅に行けばいつでも電車が来ます。そのいつでもの便利さ、駅に行って取りあえず少し待っていたら電車が来るような、そんな交通機関になれば城端線に乗る人も増えるのではないかと思います。近くにある例ですが、富山市にある富山ライトレールや高岡市の万葉線のことです。高岡駅へ行くと、パターンダイヤと言いますが、14時00分、15分、30分、45分、次もまた15時00分、15分、30分、45分…、夜の遅い時間は30分間隔になりますが、そのようなパターンダイヤだと何となく駅へ行ったら必ず電車があるという安心感があります。もちろん東京や大阪ほど頻繁に来る訳ではありませんが、とても利用し易いと思います。富山ライトレールも同様のパターンダイヤです。このような例を単純に城端線に当てはめることは難しいことではしょうが、元々ライトレールもJR富山港線だった訳ですから、社会が変わっていく中で公共交通機関も変わっていく動向があるのではないかと私は考えています。このような「多頻度少量輸送」が望ましいと思っています。

もう一つが砺波駅の「ハブ化」による利用促進です。ハブというのは「ハブ空港」とかよく使われますが、拠点という意味です。この言葉は元々、自転車の車輪のベアリングの部分のことです。ハブ&スポークシステムといって、航空業界ではハ

ブとハブをジャンボジェット機のような大きな飛行機で繋ぎ、スポークのような先の地方都市とは小さな飛行機で繋げば、トータルコストが抑えられるという発想です。また、同時にハブ空港にはヒト・モノ・カネ・情報が集中するため、各国は膨大な費用を巨大空港の整備に注ぎ込んでいます。

例えば、砺波市の市営バスも細かい所まで複雑に繋がった路線を少し整理したら利用者にも分かり易くなるのではないのでしょうか。実際、砺波駅をハブと捉えれば、朝の7時台には、富山行きが4便、金沢行きが2便、名古屋行きが2便、京都・大阪行きが1便と、1時間で9便の高速道路利用のバスが出ています。その富山便は4便あってもほぼ満員です。城端から福野、福野から砺波は一般道で、その後、高速道で富山へ向かいます。1台当たり50人とすると4台で200人分のお客さんが実は城端線から失われている現状です。はっきり言って早くて安価です。これに砺波市の市営バスが上手に接続されたら、バスによるハブ&スポークが成立すると思うのです。

このようなチャンスが砺波駅にはあるのです。砺波にハブ機能があると、ヒト・モノ・カネ・情報が集まる機会が生まれると思います。夜も22時以降に高速道利用バスが4便出ています。「砺波から都会へ」と共に「都会から砺波へ」の流れが加わりチャンスがあるのです。ただ、市営バスの運行も含めハブからの近距離交通網に限界がありますので、砺波地方に合った解決方法も期待されます。

さて、城端線開通120年記念ということで話を進めると、貨物をいっぱい運んできた役割の歴史、戦後高度経済成長に合わせながら乗客の輸送という役割を果たしてきた歴史、その後、1980年代以降、貨物、乗客共に低迷となりました。しかし昨今では新幹線の二次交通という役割が新たに注目されています。

これからの人口減少社会、高齢化社会は今後数十年間の確かな流れです。若者の数が減っていく

中で、彼らの時代に負担にならないよう、加えて交通手段を失った高齢者が、散村の住宅で住み続けられるような仕組みづくりに果たす役割が城端線に必ずあると思います。そのためにはどうするのか、ここでは正直言ってはっきりした答えが出ないのが本音ですが、現状を踏まえて関係者、地域の皆さんで話し合う機会を常に持つことが大切ではないかということで結びたいと思います。

おわりに

余談となりますが、高校で使われている帝国書院という会社の地図帳があります。この本には井波、庄川、井口という地名の記載があります。何かと申しますと、以前は鉄道が通っていない町は表示されなかったのですが、平成の市町村合併のこともあってか、人口の拠点のある所には黒い点、つまり黒丸を打って地名を記載しています。「鉄道がなくなると地図に地名が載らなくなる」と言われましたが、現代の地図帳には鉄道がなくても地名は残っています。南砺市では、南砺市の名前の他に、福野、福光、井波、井口と記載してあるのです。

地域社会がどんどん変わっていく中で何をどう残せるのか色々なことが問われています。開通120年を迎えることができた城端線の役割と未来をこの機会において真剣に考えなければならないと思います。

(にしの・まさお 砺波散村地域研究所員)

庄川上流地域見学会実施報告

- 1 **実施日** 平成29年9月16日（土）、初秋時期の開催とし、今回初めて砺波市庄川町から庄川支流である利賀川を遡り南砺市利賀村を訪ねる企画を組んで、その後新山の神トンネルを通り旧平村地内に抜けて、庄川本流を遡り最終目的地を御母衣ダム（発電所）までとした。

例年に無い秋口の雨模様が続く異常気象が続いていた中、曇りがちな空模様で出発し、利賀村地内の見学は予定通りに実施できたが、その後降雨となり見学箇所は御母衣発電所を除いて車窓よりの見学となってしまったが、初の利賀谷の巡検は有意義であったと思える。

- 2 **参加者** 29名 トンネル通行制限による中型バスが満席（一般公募）
3 **案内者** 金田所長、安念所員、奥所員、川原事務局長、橋本職員 5名
4 **コース** 散居村ミュージアム（8時発）－合口ダム（車窓）－小牧ダム（車窓）－脇谷の栃の木（車窓）－利賀ダム建設展望台－大豆谷八幡宮－利賀瞑想の郷－坂上の大杉－利賀資料館－利賀そばの郷（昼食）－帰雲城跡公園－御母衣発電所・ダム－道の駅白川郷－散居村ミュージアム（17時着）

5 見学会の概要

- ・ 利賀ダム建設展望台（ダムと道づくり）

一級河川庄川水系利賀川において現在、平成34年完成を目指し、利賀ダムの建設が進んでいる。このダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持加えて工業用水の供給を目的としているという。利賀川の堰堤計画地辺りで利賀村側の国道471号線の谷側に展望台が設置されている。既に堰堤付近の対岸側にはトンネル穴も見え、ダム本体の本工事にに向けた作業も進んでいるように見受けられた。分かり易い例えとして、ダムの高さは112m、小矢部市のクロスランドタワー118mに匹敵し、総貯水容量31,100千立方メートルは東京ドーム25杯分（東京ドームは1,240千立方メートルという）、小学校のプールならば4,000杯分という。

かつて、庄川が平野部に流れ出す扇頂部付近には強固な岩盤が立ちはだかり、利賀村とは庄川町湯山付近からの岩盤伝いの道、井波町との杉谷峠越えから仙野原付近の庄川本流に架かる橋を渡る道、更に上流の栃原峠越えから庄川本流を籠渡しによる道など厳しい道しかなかった。現在、庄川本流には新たな庄川橋梁、利賀川には利賀湖面橋、豆谷橋梁などが架けられ、トンネルで結んだ路線は工事終了後、国道156号線と利賀村中心部を結ぶ安定的な道路となるであろう。

- ・ 大豆谷八幡宮の僧形八幡神像

利賀村の案内については、一般社団法人利賀ふるさと財団瞑想の郷館長 浦辻一成氏に依頼する。まず、八幡宮の氏子の立会いの下、同宮の御正体として安置される僧形八幡神像は、県指定有形文化財であり、桧材の一本造りで、背面に「永和四年戊午四月二十四日」と銘があり、西暦1377年に当たり、県内では木造神像としては最古といわれる。合わせて小神像7体が安置されており、神仏習合思想の特色を備え、五箇山地方の中世を伝える神像を拝観する。

- ・ 五箇山の村御印

江戸時代に五箇山は前田藩の領有となる。その後藩が改作法を導入し、村々に村御印を交付するが、寛文10年（1670）に砺波郡の村御印が改められる。五箇山の全村70か村は江戸期を通じてその数は変わらない。米経済を基本とする改作法であるが、自然条件から五箇山の米作りは大変厳しいものがあつた。五箇山全体で交付された村御印には「草高5,864石余 年貢は金子にて120枚7兩余、その他金子にて、煙硝役、大牧村湯運上、蝟漆蓑紙役」（要点読み下し）とあり、特産物の様子

と人々の暮らしが読み取れる。

- ・ 利賀瞑想の郷、利賀資料館

合併以前の旧利賀村は、ネパール王国・ツクチェ村と、ソバを介して交流を深めてきた。その友好のシンボルとなり、村おこしとして「癒し」をテーマとした「瞑想の郷」を建設した。その館長の浦辻氏に案内していただいた。展示されている曼荼羅は、ツクチェ村出身の僧侶 サジ・ドージトラチャン氏を招き、約1年半の歳月をかけて完成させた4メートル四方の手描きである。その他静寂憤怒百尊曼荼羅図、十一面千手千眼観音図など、曼荼羅の美しさに心がリフレッシュされていく見学者も少なくなかったと思う。利賀の産業と生活を紹介した資料館には、五箇三村の中でも庄川を隔てた利賀谷と百瀬谷の特色ある故郷の歴史が感じられた。

- ・ 御母衣発電所・ダム

毎年、ご厚意により休日にも関わらず視察を受け入れていただく関係職員に対して謝意を表する。まず、見学者用資料施設である電力館でダム・発電所の仕組みの説明を詳細に受け、誘導により通用トンネルをバスにて通り、地下発電所の構内空間に入る。下車してタービン上屋の空間辺りで庄川水系の電力事業や発電施設の遠隔操作の実態などの説明を受ける。庄川水系最大の貯水量と発電量を誇る御母衣ダムの存在は庄川本流の農業水利等の安定確保、下流の水量調整に大きな役割を果たしていることを認識する。

6 成果と課題

- ① 今回は、庄川の上流域を訪ね、長い歴史を有する砺波郡の山間地域の風土と自然を見聞し、この地域と平野部の関係性を理解する目的として、初めて支流利賀川が削り出した利賀谷地域を訪れた。このため、日程の限度から庄川源流部の探索は省かざるを得なかった。新鮮な内容は参加者の増加に結び付き、利賀村の郷土昼食も含めて好評を得たと思慮できる。一方、児童生徒と父兄、次代を担う若年層の参加が見られなかったことは、学術性の確保と観光面の配慮という困難な課題として、今後とも企画段階において考慮したい。
- ② 初秋という温暖な時期を設定したが不順な天候が続いた年となり、行程の一部は省略せざるを得なかった。これまでの真夏の7月下旬、8月上旬という時期も排除するものではない。



利賀ダム建設現場



大豆谷八幡宮



利賀坂上の大杉



御母衣地下発電所

散村地域見学会実施報告

- 1 実施日 平成29年10月15日（日） 晴れ時々曇り
- 2 参加者 53名（一般公募）
- 3 案内者 城端線開通120年記念事業実行委員会委員、中明所員、西野所員
- 4 コース 散居村ミュージアム（8時出発）－大矢四郎兵衛像（鷹栖公民館敷地）－旧加越線津沢駅跡（津沢駅児童公園）－城端線・旧加越線立体交差点－旧加越線井波駅舎－中越弁慶号（砺波チューリップ公園）－島田孝之翁生家跡－旧中越鉄道黒田駅舎跡（看板）－散居村ミュージアム（16時50分着）

5 見学会の概要

砺波平野の散村は江戸初期には20万石を産する農耕地域として広がっていた。重い米俵、近世後半になって普及する金肥等の運搬は人力であり、内陸部の大量輸送手段として舟運は重要な手段であった。近代になると、急速に物流が拡大し、大量かつ時間的短縮が求められる輸送手段として鉄道が西洋から入ってくる。

その鉄道に日本海側の地域でもいち早くその重要性に目を付けたのが外ならぬ砺波地方の人々であった。鉄道敷設は多くの人々の苦難の末に成し遂げられ、のちの北陸本線の開通より早く明治30年に開通している。今年で120年を迎え、当時の中越線と庄川のダム開発に貢献した加越線の歴史を学ぶものとした。



大矢四郎兵衛像

① 大矢四郎兵衛像（鷹栖公民館敷地）

加賀藩第一の大村の鷹栖村でも、草高700石の豪農の家に生まれた。大矢は、産業の発展は交通の便の向上とし、舟運に加え、道路の改良、更には内陸部の開発は鉄道にあると考え、砺波と高岡を結び、そこから港町の伏木に繋がる当時としては奇想天外とも言える壮大な鉄道敷設計画を思い立ったのが明治25年であった。その後、幾多の苦勞が立ちふさがり大矢は私財を投げうって開通の道を開いた。

② 旧加越線津沢駅跡（津沢駅児童公園）

今は、加越線の前身・砺波鉄道の敷設を目指した津島吉六を偲ぶ石碑「耆宿津島吉六翁追慕碑」が建っている。（下左の写真）耆宿（きしゅく）とは、学徳のすぐれた老人という意味である。「鉄債鬼志ばし凌いで 来てみれば 栗津の秋は 酒友もなし 水雪」と書かれている。

鉄道敷設のために借財を背負い、その返済に苦勞したが、自身の生涯を顧みて句を詠んだものと思われる。大正11年7月、加越線津沢駅は開業している。

③ 城端線・旧加越線立体交差点

城端線と加越線が立体交差していた地点で、富山県内最初の建設である。他には滑川市・黒部市に



耆宿津島吉六翁追慕碑



営業最終日の加越線津沢駅



ある富山地方鉄道とあいの風とやま鉄道両線の立体交差が今に残る。この立体交差は、中越鉄道の初代社長・大矢の発案により実現したと言われる。

④ 旧加越線井波駅舎

井波駅は、井波町にあ

る瑞泉寺の門前町ということを表す寺院様式で昭和9年に建てられ、町のシンボルとなっていた。現在は、町の物産館として残っている。一方、この駅は乗客駅というよりも貨物駅の性格が強かったことを次の2つの社史より転載する。



現在の立体交差点



営業当時の両線の車両（左上・右下）



営業最終日の加越線井波駅

① 富山紡績(株)井波工場 現東洋紡(株)井波工場

「この井波工場は加越能鉄道井波駅に近く、その西南方の高台に敷地を選んだ。（中略）その最新の設備が既に業界の注目の的となっていた。（中略）北陸の京都といわれる井波町の古風な町まいとはかけ離れた近代的な明るい工場であった」

『呉羽紡績三十年史』より（原文を読みやすく変換）

② 塚田木工(株) 現大建工業(株)井波工場

「原材料原木は、当初は飛州木材の青島貯木場から買い付けていたが、昭和7年（1932）同社の解散後は岐阜県の高山線や岩手県の山田線の両沿線から買い付けて事業を続けた」

『大建工業三十年史』より

⑤ 旧中越鉄道黒田駅舎跡（看板）

開業当初の中越鉄道の一方の起点となったのは黒田駅である。その理由を高岡市史（下巻）は次のように記している。「会社は北陸線高岡駅の予定地に従って、博労町に駅を設け、ここで起工式を挙げたのだが、間もなく大水害を見せつけられて鉄道局の考



えが変り、新しい候補地を物色して容易に決定しなかったもので、とりあえず、隣村黒田から着工し、三十年五月一部運転（黒田福野間）を開始するため、仮停車場を設けたまでである。その後北陸線高岡駅が下関地内（現在地）に決定を見たので、直ちに黒田高岡間の工事に着手し、竣工開通と同時に、黒田駅を廃した。その外に別段の意味はないのである。」（一部抜粋）

6 まとめ

今となっては富山県内に僅かに残るJR枝線の城端線の乗降客は次第に漸減しており、城端線に対する住民意識の低下は存亡に関わるものと考えられる。このことから城端線の活性化に対する取組みは行政と住民ぐるみで行われている。今回開通120年という節目の取組みである記念事業の一環として見学会を実施したもので、歴史的に果たした役割を再認識し、日本海側でも極めて早い時期に鉄道敷設を志した地域の先人の偉業に触れるため、沿線を辿ったものである。バス2台の参加者になったことで記念事業の成功に結び付く見学会となったと思われる。

なお、この見学会の資料は、城端線120年記念事業実行委員会委員の木本尚志氏の作成によるもので、本報告も多くはその写真と文章の転載要約によるもので謝意を表する。

砺波散村地域学習講座実施報告

1 小学生の部 「4年生親子散村めぐり講座」

- ① 期 日 平成29年8月6日(日) 8:15~17:00 天候 晴れ
- ② 参加者 小学4年生親子 10組、研究所2名 ほか
- ③ 日 程

開講式 8:15~9:00【講話、受講者自己紹介】

散居村ミュージアム多目的室にて開講し、参加児童等に簡単な自己紹介をしてもらう。金田章裕所長に「散村」についての導入講話をしてもらい、見学の視点等を事前に考えながら活動に入る。

活動1 9:00~11:00【散居村見て歩き活動前半】

散居村ミュージアム→閑乗寺散居村展望台→庄川合口ダム→庄西幹線水路がトンネルから抜け出る上中野地点→中野3区の3用水分岐点→散居村ミュージアム

展望台からながめて散村の全体を景色でとらえてもらう。山間部を蛇行しながら下ってきた庄川の水を合口ダムでせきとめる。このダムは、米作り等のため、散村の各地域へ水を供給する役割がある。その頂点部の庄西幹線水路の水が、いくつかの水路に分岐して砺波平野を潤していく様子等を児童が自分の目で確かめた。

活動2 11:00~12:00【夏休み自由研究作品作り始め】

模造紙、筆記具を配布する。高原所員の作品作りに係る説明を聞いた後、見学中デジカメで撮った写真をプリントする。構想を練り、模造紙に描き始める。親子で話し合う場面も多く、貴重な一時である。

活動3 13:00~15:00【散居村見て歩き活動後半】

散居村ミュージアムから研究所名誉所長の新藤正夫氏宅を訪問する。散村の中の典型的な伝統的民家様式のアズマダチの家を訪問し、屋敷地や家の中を見せていただく。まず敷地が広いことに驚く。主屋の他に、納屋、蔵、車庫などが配置されている状況を確認する。おもに新藤氏から散村の暮らしの様子を聞いた。

活動4 15:00~16:40【夏休み自由研究作品制作】

デジカメから写真をプリントする。さらに親子で描き方を話し合い描き進める。だんだん模造紙が写真と絵や文字で埋まる。

閉講式 16:40~17:00【感想発表、受講証渡し】

④ 成果と課題

- ・ 対象を小学校4年生と限定し、参加者の発達段階が一定なので、プログラム作成や指導がしやすかった。
- ・ 公募であり、学習意欲のある親子が集まる。夏休みの自由研究のテーマが決まり、夏休み早めに仕上がるという意欲があり熱心に取り組んでいた。なお、受講者が一部の学校に偏った結果となり、先着順とするか検討を要する。
- ・ 実際に親子で作業する時間を十分に取ったこと、写真のプリント作業など事前の準備も整えておいたこと、使用する文房具を揃えておいたことで、作品は9割程度に仕上がっていた。



閑乗寺から散村をながめる



合口ダムの放水のようす



アズマダチの家の内外を見学

2 中学生の部 「マチと散村のつながりー「出町」の歴史と自然を学ぶー」

- ① 期 日 平成29年8月4日（金） 8:30～16:30 天候 晴れ
② 参加者 15名（出町中14名、庄西中1名）、教諭2名、出町小校長、研究所3名 ほか
③ 日 程

開講式・講義

出町中学校の会場協力を得て講座を実施する。

開講式では、講師紹介、日程・資料等の説明の後、参加者の自己紹介、抱負等を話してもらう。

見学前の講義として、金田章裕所長から、散村と出町（杉木新町）の町立の関係について砺波平野の地形図を見ながら、周辺の村々から町（中心村）が形成される状況を説明する。次に新藤名誉所長が出町（中心部）の古地図や年表を示しながら、出町（杉木新町）の町立後について、町と村の交易の様子や公的施設の立地などによる町としての発展や人々の暮らしについて説明を行った。また安念所員から、戦後の昭和25年以降今日までの社会発展を経ての出町（中心街）の人口動態を示しながら、この地方の中心市街地に成長した様子について現状を踏まえて説明を行った。生徒たちにとって、町が生まれるという話、町に残る史蹟、現代とかけ離れた暮らしの様子、散村の一つの町に過ぎなかった出町が近代、現代と発展した姿になっていくことを学習した上で巡検に移った。

活動1（午前）

巡検 出町中学校→南町→砺波駅前→天満宮→中町→御旅屋の井戸→川原町→神明宮→
旧高岡往来→新富町→真光寺→西の大ケヤキ→出町中学校

出町の町中を歩きながらさらに説明を聞く。現在も残る寺社、墓地などを目当てに、天保年間の古地図に示される当時の町の拡がりを確認する。時代の変化による公的施設などの移転の様子、当時の用水路が暗渠化されている現状など、町の変化を確認する。「御旅屋の井戸」などの史蹟、商家「神田家」を見学し、砺波平野で経済的中心として栄えた出町の姿を学んだ。



活動2（午後）

巡検 出町中学校→県主要地方道砺波小矢部線のJ R城端線踏切→本町交差点→出町中学校
午後は、このルート上の町並みの変化を調査（聞き取り調査、比較調査）

班毎に分かれ、平成12年当時と現在の町並みを比べ、街路の整備、大型店の立地による中心商店街の変化、郊外への人口移動などの状況を確認する。その後、学校に戻り、砺波駅前のこの17年間の変化を、班毎でまとめて発表した。



④ 成果と課題

- ・ 砺波地方、砺波市の中心となる出町市街地を巡検地として選び、地元の中学生に多く参加していただき、関心も深く発表では中学生として秀逸なものもあった。最初の講義で大まかな出町の歴史、史蹟を学んだことから、巡検で確認できたところも多く、参加された教員も含めて地域の歴史を歩いて認識を深める良い機会となったと思う。

3 高校生の部 「砺波平野の産業と暮らし」

- ① 期 日 平成29年8月2日（水） 8:30～16:30 天候 晴れ
参加者 9名（高岡高校3名、砺波高校6名）、教員3名、研究所4名 ほか
③ 日 程

オリエンテーション・講義

散居村ミュージアム研修室において開講式、日程説明などオリエンテーションを行った。

その後、金田章裕所長が講義を行い、庄川及び扇状地平野、散村の成立などについて解説した。

巡 検（コース内容）

散居村ミュージアム→JAとなみ野稲種センター（種籾生産全国一の地域である庄川地域及び周辺の自然と生産の関係をJA職員の方から説明を受ける）→閑乗寺公園展望台（旧河道跡の変遷、扇頂部における治水と利水の歴史を所長の説明を受けながら俯瞰した）→小牧発電所（関西電力職員の方から、庄川水系初の水力発電所であること及び発電所の構造などに関する説明を受け、その後発電所内を見学した）→合口ダム（堰堤付近で、国の登録文化財となった事業の経過及び砺波平野を潤す用水の分岐状況を見学した）→（車中より庄川の旧河道跡を利用した用水路整備の様子を上流から下流に向けて確認した）→散居村ミュージアムにて昼食→砺波民具展示室（平成29年3月に国の重要有形民俗文化財に指定された生産・生活用具を砺波郷土資料館職員の方から指定の経過及び収蔵品の特色などについて説明を受ける）→散居村ミュージアム

レポート作成・発表

巡検後、参加者一人一人が、講義の内容と巡検で見たことや知り得たことなどについて、30分程度の時間によりレポート作成に取り組んだ。どの生徒も見聞きしたことに自分の考えを記述しており、真面目な姿勢で今回の講座に臨んでいたことが分かった。最後に、本日の感想を参加者一人一人が口頭で簡潔に発表した。なお、レポートは提出していただき、後日金田所長が目を通してコメントを記入され、各参加者に事務局より返送した。

④ 成果と課題

- ・ 庄川扇状地では砂礫層の堆積に加え、所々に粘土層が分布し、その上に全国でも最大規模の散村が成立し、江戸期初頭において石高20万石を超える農村社会が成立していた。その歴史は先人のたゆまぬ努力に基づくものであり、庄川の水を取り入れた開拓過程について学んだ。また砺波地方から長年に渡り収集された生産・生活用具は実際に使われたものであり、多くのことを訴えかけていると感じ取ったと思う。さらに近代社会の原動力となる電源開発については、地域に与えた多様な影響の歴史を聞いたことで多面性な理解という考え方を養ったと思う。
- ・ 学校の授業では言葉としてしか理解していない学習を、実際に見て、説明を聞くことによって、生徒たちは多くのことを体験することができたと思う。
- ・ 砺波高校や高岡高校の関心がある生徒に加え、教員の方々も参加していただいた。珍しい市立の研究所の活動に今後参画いただける人材となることの期待を大いに抱いた次第である。



稲種センター品種見本田



閑乗寺公園展望台



小牧発電所内部

平成29年度活動記録

I 調査研究

- 1 散村に関する総合的な調査研究
 - ・地域資産を生かした社会形成に向けた研究
 - ・高齢化等に伴う営農動向に関する調査
 - ・散村が育んだ農業と地域経済に関する調査
- 2 となみ野の景観資源の活用に向けた研究
- 3 黒部川扇状地研究所及び連携大学との共同研究
「砺波と黒部（黒部川扇状地）調査」の実施（3箇年事業の2年目）

II 例会（講演・発表）、見学会の実施、その他別団体事業の共催、後援

1 例会

（1）第70回例会 平成29年6月17日（土） となみ散居村ミュージアム

- ① 発表 ・「加賀藩の田地割制度と砺波散村ー田地割定書に見るムラの実相ー」
新藤 正夫（砺波散村地域研究所名誉所長）
- ・「黒部川扇状地の工業化プロセスと地域変容」

水嶋 一雄（黒部川扇状地研究所長）

- ・「砺波地方の人口動態」
安念 幹倫（砺波散村地域研究所員）

- ② 講演 「ことばが接するところ 富山の方言」

国立国語研究所 時空間変異研究系教授 木部 暢子 氏

（2）第71回例会（民具指定記念）平成29年10月29日（日） 庄東小学校ランチルーム

- ① 発表 「 砺波地方のスキ」 安カ川恵子（砺波散村地域研究所員）

- ② 講演 ・「収蔵資料の活用報告 ー事業展開と研究活動の両面からー」

奈良県立民俗博物館 学芸課 主任学芸員 溝邊 悠介 氏

- ・「国重要有形民俗文化財「砺波の生活・生産用具」と富山の民俗」

文化庁 伝統文化課民俗文化財部門 文化財調査官 石垣 悟 氏

（3）第72回例会（富山地学会合同）平成30年2月17日（土） となみ散居村ミュージアム

- ① 基調講演 「人口動態から見る砺波と黒部の差異」

富山大学人文学部准教授（富山地学会） 大西 宏治 氏

- ② 研究発表 ・「人口減少がもたらす地域的課題ー黒部川扇状地の空き家の実態と対策ー」

水嶋 一雄（黒部川扇状地研究所長・日本大学教授）

- ・「砺波平野散村景観の変化と新たな活用の動向」

奥 敬一（砺波散村地域研究所員・富山大学准教授）

- ③ シンポジウム 「21世紀の砺波平野と黒部川扇状地の調査」

コーディネーター 金田 章裕（砺波散村地域研究所長）

パネリスト 水嶋 一雄（研究発表者）

広田 登（黒部川扇状地研究所員）

パネリスト 安念 幹倫（砺波散村地域研究所員）

西野 真夫（砺波散村地域研究所員）

（一部敬称略）



第70回例会の様子



第71回例会の様子



第72回例会の様子

- 2 庄川流域見学会 平成29年9月16日(土) ※共催：となみ野田園空間博物館推進協議会
参加者 29名 スタッフ5名
主な見学先 利賀ダム建設展望台 大豆谷八幡宮 利賀瞑想の郷 坂上の大杉 利賀資料館
利賀そばの郷 御母衣発電所 道の駅白川郷
- 3 散村地域見学会 平成29年10月15日(日) ※共催：城端線開通120年記念事業実行委員会
参加者 53名 スタッフ3名
主な見学先 大矢四郎兵衛像(鷹栖公民館敷地) 旧加越線津沢駅跡(津沢駅児童公園)
城端線・旧加越線立体交差地点 旧加越線井波駅舎 島田孝之翁生家跡
旧中越鉄道黒田駅舎跡
- 4 古民家・民俗・歴史文化探訪見学会 平成30年3月24日(土)
※主催：となみ野田園空間博物館推進協議会
参加者 65名 スタッフ4名(講師として所員参加)
主な見学先 岐阜県内 郡上八幡北町(国指定重要伝統的建造物群保存地区)
明宝歴史民俗資料館(国指定重要有形民俗文化財)

Ⅲ 第13回砺波散村地域学習講座

- ・講師 散村地域研究所長 担当所員
- | | | | |
|-------|--------------|----------------------------------|--------|
| 小学生対象 | 平成29年8月6日(日) | テーマ「4年生親子散村めぐり講座」 | 参加者22名 |
| 中学生対象 | 平成29年8月4日(金) | テーマ「マチと散村のつながり
ー出町の歴史と自然を学ぶー」 | 参加者21名 |
| 高校生対象 | 平成29年8月2日(水) | テーマ「砺波平野の産業と暮らし」 | 参加者16名 |

Ⅳ 所員研修

期 日：平成29年11月18日(土)・19日(日)
参加者：10名
目 的：砺波と黒部(黒部川扇状地)調査における内部中間発表会
場 所：入善町うるおい会館

Ⅴ 研究成果の刊行

「砺波散村地域研究所研究紀要第35号」

Ⅵ 関連事業

- 1) 大学等の研究機関並びに生涯学習団体の活動に対する巡検、見学支援
- 2) 「となみ野田園空間博物館推進協議会」活動との連携
- 3) 次世代を育てる「ふるさとを学ぶ」学校活動との連携
- 4) 散村地域に関する統計・関係資料・出版物の収集
- 5) となみ散居村ミュージアム及び砺波郷土資料館との連携

資料4 嘉永元年 深江村の田地割圖組表

圖 No.	圖1本の 石 高	百 姓 名 (○は圖親)	持 高	備 考
	石		石	
1	30.924	○源 助	30.924	持高65. 15石のうち、杉木新町より懸作
2	30.924	〃	〃	〃
3	30.924	○甚兵衛	30.924	持高66. 7石のうち、杉木新町より懸作
4	30.924	〃	〃	〃
5	30.924	○源右衛門	30.924	持高58. 38石のうち、杉木新町より懸作
6	30.924	○源右衛門 宅右衛門 太兵衛	27.456 2.200 1.300	杉木新町より懸作
7	30.924	○兵右衛門	30.924	持高40. 29石のうち、矢木村より懸作
8	30.924	○甚左衛門 甚 六 兵右衛門 久右衛門	11.110 8.910 9.366 1.690	杉木新町より懸作 矢木村より懸作
9	30.924	○太郎助 孫八郎 甚兵衛 久 六 源 助	13.670 5.820 4.852 3.480 3.302	杉木新町より懸作 杉木新町より懸作 杉木新町より懸作
10	30.924	○与四郎 武右衛門 吉郎平 宗 吉	14.180 11.840 2.820 2.470	杉木新町より懸作
11	30.924	○五郎兵衛 宗 助 市三郎 三右衛門 宗兵衛	10.650 15.720 2.430 1.130 1.020	杉木新町より懸作
12	30.924	○五兵衛 助右衛門 吉左衛門 助右衛門 嘉兵衛 和兵衛 太郎助組より 源右衛門組より 五郎兵衛組より 甚左衛門組より	21.540 2.050 2.050 2.320 1.680 1.000 0.200 0.032 0.026 0.026	杉木新町より懸作 杉木新町より懸作 杉木新町より懸作 杉木新町より懸作 杉木新町より懸作 杉木新町より懸作
13	30.922	○伊兵衛 五右衛門 庄兵衛 与四郎組より 甚左衛門組より	15.110 14.300 1.000 0.386 0.126	杉木新町より懸作
計	402.01石	外に、立り高7.99石	草高合計410石	

「嘉永元年戊申九月廿三日 基盤割百姓中圖組帳 深江村」により作成

資料３ 「田地割定書」にみる村々が雇った算者と竿取人

文書 No.	村 名	算 者	竿 取 人	文書 No.	村 名	算 者	竿 取 人
1	井 口 村	蓑谷村久米次郎	是安村吉三郎	49	小 牧 村		
2	赤 坂 新 村	縄蔵新村弥左衛門	縄蔵新村庄次郎	50	八 拾 歩 村		
3	吉 江 中 村	小山村吉左衛門	居村四郎兵衛	51	八 拾 歩 村	常国村吉兵衛	下麻生村吉左衛門
4	竹内四ヶ村			52	宮 森 村	射水郡串田村久左衛門	権正寺村宇八
5	荒 木 村	天神村清蔵	上川崎村彦市	53	頼 成 村		
6	遊 部 村			54	頼 成 村		
7	遊 部 村	天神村清蔵	殿村四郎右衛門	55	徳 万 村		
8	遊 部 村	放寺村彦四郎	森村善次郎	56	徳 万 村	常国村吉兵衛	権正寺村宇八
9	福 光 新 町	天神村甚三郎	下野村重太郎	57	庄金剛寺村	下麻生村又之丞	中野村茂右衛門
10	福 光 新 町	西勝寺村藤左衛門	下野村重太郎	58	庄金剛寺村	五ヶ村伊三郎	中野村茂右衛門
11	福 野 村	五ヶ村与右衛門	木下村善次	59	庄金剛寺村	五ヶ村与右衛門	中野村茂右衛門
12	寺家新屋敷村	縄之内村八兵衛	安楽寺村兵左衛門	60	太 田 村	頼成村竹部弥平次	(後 欠)
13	池 尻 村	森清村甚蔵	居村太郎助	61	中 野 村	五ヶ村与右衛門	居村茂右衛門
14	久 保 村	縄之内村八兵衛	高瀬村久三郎	62	中 野 出 村	中野村嘉左衛門	久泉村弥市
15	東 城 寺 村	西院瀬見村伊左衛門	縄蔵新村庄次郎	63	中 野 出 村	五ヶ村与右衛門	中野村茂右衛門
16	池 田 村	西院瀬見村伊左衛門	高瀬村久三郎	64	中 野 出 村	中野村佐太郎	中野村茂右衛門
17	池 田 村	西院瀬見村伊左衛門	高瀬村久三郎	65	久 泉 村		
18	和 泉 村	放寺村彦四郎	木下村善次	66	久 泉 村		
19	田 尻 村	天神村甚三郎	久保村善右衛門	67	久 泉 村	西部金屋村宗右衛門	柳瀬新村豊右衛門
20	梅ヶ嶋村	五ヶ村与右衛門	高瀬村久三郎	68	古 上 野 村		
21	安 居 村	蓑谷村半四郎	下次郎嶋村仁助	69	五郎丸新村	五ヶ村与右衛門	中野村茂右衛門
22	清 沢 新 村			70	五郎丸新村	中野村佐太郎	中野村茂右衛門
23	野 尻 村	柴田屋村丈助	福野村弥吉	71	紺 屋 嶋 村	開発村佐三郎	中野村茂右衛門
24	岩 武 新 村	鷹栖村孫一郎	高瀬村久三郎	72	小 嶋 村	三郎丸村喜右衛門	次郎嶋村四郎兵衛
25	野 村 嶋 村	荒見崎村吉蔵	東中村彦次郎	73	小 嶋 村	開発村佐三郎	東中村彦次郎
26	鹿 嶋 村			74	小 杉 村		
27	太 郎 丸 村	蔵野町村藤右衛門	久泉村弥市	75	市野瀬新村		
28	杉 木 新 町	鷹栖村宇兵衛	太田村源三郎	76	市野瀬新村	戸出村伝左衛門	居村彦八
29	深 江 村	開発村佐三郎	中野村茂右衛門	77	市野瀬新村	古戸出村彦次郎	中田村久四郎
30	苗 加 村	蔵野町村藤右衛門	木下村善次	78	市野瀬新村	戸出村嘉兵衛	荒見崎村藤四郎
31	柴 田 屋 村	鷹栖村宇兵衛	下次郎嶋村四郎三郎	79	市野瀬新村	戸出村助九郎	荒見崎村藤四郎
32	金屋岩黒村	西院瀬見村伊左衛門	居村長右衛門	80	戸 出 村	戸出村伝左衛門	市野瀬新村彦八
33	金屋岩黒村	鷹栖村孫一郎	高瀬村久三郎	81	戸 出 村		
34	金屋岩黒村	縄之内村八兵衛	高瀬村久三郎	82	戸 出 村	荒見崎村吉蔵	下麻生村吉左衛門
35	示 野 出 村			83	戸 出 村	荒見崎村平吉	下麻生村吉左衛門
36	示 野 出 村			84	三 郎 丸 村	放寺村彦四郎	竹村平三郎
37	示 野 出 村	五ヶ村与右衛門	中野村茂右衛門	85	水 嶋 村		
38	示 野 出 村	縄之内村八兵衛	高瀬村久三郎	86	水 嶋 村	経田村伊兵衛	上川崎村彦市
39	飛 驒 屋 村	西勝寺村藤左衛門	高瀬村久三郎	87	水 落 村	芹川村孫兵衛	東中村彦次郎
40	飛 驒 屋 村	水嶋村次平	苗加村太左衛門	88	蓮 沼 村	放寺村彦四郎	桜町村平兵衛
41	専 勝 寺 村	縄之内村八兵衛	吉江中村四郎兵衛	89	蓮 沼 村		
42	五ヶ村 分鉄新開高	八塚村善左衛門	五ヶ村与兵衛	90	上 向 田 村	次郎嶋村清右衛門	
43	井 波 町	小竹村庄三郎	福野村弥吉	91	上 向 田 村		
44	井 波 町	三清村平右衛門	戸出村与兵衛	92	夏 住 村	放寺村彦右衛門	木下村長二郎
45	井 波 町	秋元村万右衛門	柳瀬新村豊右衛門	93	三 日 市 村		
46	井 波 町	西院瀬見村伊左衛門	木下村長二郎	94	三 日 市 村	馬場村円四郎	居村孫九郎
47	井 波 町			95	三 日 市 村		
48	井 波 町	放寺村彦四郎	木下村善次	96	渡 り 村		

資料１の「田地割定書」により作成

資料2 嘉永元年 深江村の「田地割定書」の概要

1	前回の田地割	文政一一年
2	草高・圃数	草高 四一〇石、免四ツ、立り高 七石九斗九升 圃地 四〇二石一升、圃数 一三本 圃一本当たり 三〇石九斗二升四合 ほかに、領付古高分卦高 一七石、免三ツ 圃数 五本
3	打竿	二間六寸（御定）
4	引地	高一石につき、二一歩六分（御定）
5	居屋敷	惣地とする 合盛は、持高三石以上は三合五勺、一石から三石は三合、一石以下は二合七勺とする。 田を潰し、屋敷へ付き添えてはいけない。屋敷の歩数は出来るだけ少なくする。
6	陰引	惣地とし、屋敷の西側二間、北側二間を引き、合盛は二合七勺とする。ここに木を植えてはいけない。
7	替田	圃引き後、双方納得のうえで替田をしてもよい。野帳に記入し、替返しはできない。
8	割地単位	類地を見限り、三六〇歩割とする。
9	新屋敷	屋敷替えは、同苗納得のうえ、領の内にまばらになるように打ち渡す。古屋敷は田に戻す。
10	道	城端往来は道幅が一間、今石動道・安居道、伊兵衛後より大辻境までは畦とも七分、開作道は畦とも五分、村中の小道は畦とも四分とする。三味道・出道・野道の付出し、または江縁、道畔のそぎ取りは、見分のうえ作人に元に戻させる。
11	出道	居屋敷出道（宅道）は一筋とし、道幅は、畦とも五分とし、出来るだけ短く付ける。
12	川・江（用水）	狐嶋・不動嶋・神嶋・鷹栖出村・中神用水の南縁は五分、北縁は道畔共に八分を指し除く。通り江・役江は江敷三分、片江縁三分を指し除く。水口江は、田が二六歩以上は江敷二分、片江縁二分とし、二五歩以下の田は畦越しに当てる。
13	水当て	田の水は、歩数に応じて分け当てる。減水の時はずせた田から当てる。ごみ流しは、水口より水口まで江鏑を切り、二日から三日後は、どこに流しても構わない。 引地の江添立畔は、畦とも五分を指し除く。有歩の内、半分は引畔、半分は畔割にする。持主が変われば、桑・楮は残し、茅は刈り取る。新江・新道・新畔は作ってはいけない。 江縁・道縁の田の陰になる木は、田地割以前に伐り除く。 畦・畔の草刈は、鎌で刈り、鉋懸をしてはいけない。畦・畔の草刈は、田主か作人が刈り、他人が勝手に行った場合は、三升あての過怠米を出させる。 高一石につき、八斗平均に決める。
14	畔	村境の田地は、他村の者が請作すると地境が混乱するので、村百姓に卸すこと。懸作たりとも村百姓に卸すこと。田地割が済まぬうちに、請卸はしてはいけない。
15	植栽	算者・竿取人 算者は開発村佐三郎（日当二匁）、竿取人は中野村茂右衛門（日当一匁五分）を雇い、その経費は高割で負担する。帳付本帳は村の組合頭甚六、麻木指は村の与四郎とする。役鉋打・縄引人足は、村方が順番に勤める。
16	草刈	田地割の年限 田地割の年限は二〇年とする。但し、田地の地味に甲乙が出来た時は願ひ出る。
17	卸付米	百姓・懸作数 百姓五七人、懸作一五人（杉木新町一四人、矢木村一人）
18	請卸	その他 圃親は、田地割に必ず出て、圃割後に圃仲間納得うえで小分けする。田地割に竿違い・算違いがあれば、翌年の三月までに申し出ること。
19	算者・竿取人	
20	田地割の年限	
21	百姓・懸作数	
22	その他	

（嘉永元年八月 基盤割定書 砺波郡野尻組深江村）により作成）

文書 No.	村 名	作成年月	文 書 名	所 蔵 者	村No.	村の位置
51	八 拾 歩 村	万延元. 9	八十歩区有文書	富山県公文書館	292	
52	宮 森 村	天保11. 8	竹部弥平次文書	砺波郷土資料館	293	Bd
53	頼 成 村	享和 2. 10	竹部弥平次文書	砺波郷土資料館	307	Bb. Dc
54	頼 成 村	文政 7. 8	竹部弥平次文書	砺波郷土資料館	307	
55	徳 万 村	文政元. 10	竹部弥平次文書	砺波郷土資料館	308	Bd
56	徳 万 村	天保11. 7	竹部弥平次文書	砺波郷土資料館	308	
57	庄金剛寺村	嘉永7. 閏7	小谷太平次文書	砺波市立庄川図書館	310	Dc
58	庄金剛寺村	安政 3. 9	小谷太平次文書	砺波市立庄川図書館	310	
59	庄金剛寺村	明治 3. 9	小谷太平次文書	砺波市立庄川図書館	310	
60	太 田 村	明治 4. 2	竹部弥平次文書	砺波郷土資料館	321	Bb. Dd
61	中 野 村	天保10. 7	中野村文書	砺波郷土資料館	324	Ba. Bb
62	中 野 出 村	天保12.	中野村文書	砺波郷土資料館	325	Ba. Bb
63	中 野 出 村	嘉永 4.	中野村文書	砺波郷土資料館	325	
64	中 野 出 村	文久元. 8	中野村文書	砺波郷土資料館	325	
65	久 泉 村	寛政 5. 9	佐伯家文書	砺波郷土資料館	326	Bb
66	久 泉 村	文化13.	佐伯家文書	砺波郷土資料館	326	
67	久 泉 村	文久 2. 8	佐伯家文書	砺波郷土資料館	326	
68	古 上 野 村	安永 6. 3	古上野村文書	砺波市立庄川図書館	331	Ba
69	五 郎 丸 新 村	天保12. 2	中野村文書	砺波郷土資料館	334	Bb
70	五 郎 丸 新 村	文久元. 8	中野村文書	砺波郷土資料館	334	
71	紺 屋 嶋 村	嘉永 4. 1	中邨家文書	砺波郷土資料館	406	Bb
72	小 嶋 村	天保 4. 6		小島自治会	408	Bb
73	小 嶋 村	嘉永 6. 5		小島自治会	408	
74	小 杉 村	万延元. 6	小杉村方文書	砺波郷土資料館	409	Bb
75	市野瀬新村	寛保 4. 1	高畠家文書	高岡市立中央図書館	427	Bc
76	市野瀬新村	安永 6. 9	高畠家文書	高岡市立中央図書館	427	
77	市野瀬新村	天保 6. 4	高畠家文書	高岡市立中央図書館	427	
78	市野瀬新村	嘉永 6. 10	高畠家文書	高岡市立中央図書館	427	
79	市野瀬新村	明治 4. 7	高畠家文書	高岡市立中央図書館	427	
80	戸 出 村	安永 6. 9	高畠家文書	高岡市立中央図書館	428	Bc
81	戸 出 村	文政 8. 6	川合文書	富山大学附属図書館	428	
82	戸 出 村	文久元. 8	高畠家文書	高岡市立中央図書館	428	
83	戸 出 村	文久 4. 3	高畠家文書	高岡市立中央図書館	428	
84	三 郎 丸 村	天保14. 1		砺波市 黒田家蔵	442	Bb
85	水 嶋 村	文政 7. 8	津沢文書	小矢部市教育委員会	448	Bb
86	水 嶋 村	天保14. 6	津沢文書	小矢部市教育委員会	448	
87	水 落 村	弘化 5. 3	『正得村史料』	野沢家蔵	463	Bc
88	蓮 沼 村	安政 2. 7	加賀谷家文書	小矢部市教育委員会	482	Ab
89	蓮 沼 村	年不詳	加賀谷家文書	小矢部市教育委員会	482	
90	上 向 田 村	文政11. 3	杉野家文書	高岡市立福岡歴史民俗資料館	530	Ab
91	上 向 田 村	天保 2. 9	杉野家文書	高岡市立福岡歴史民俗資料館	530	
92	夏 住 村	文久元. 8	『戸出町史』	篠原家蔵	546	Bc
93	三 日 市 村	延享 5. 8	三日市村文書	高岡市立福岡歴史民俗資料館	656	Ab
94	三 日 市 村	文化元. 8	三日市村文書	高岡市立福岡歴史民俗資料館	656	
95	三 日 市 村	慶応元. 6	三日市村文書	高岡市立福岡歴史民俗資料館	656	
96	渡 り 村	享保12. 閏1	『富山県史料編Ⅲ』	高岡市 日尾家蔵	579	Aa

村の位置
の記号

小矢部川流域低地 A

右岸 Aa
左岸 Ab

庄川扇状地 B

扇頂部 Ba
扇央部 Bb
扇端部 Bc
扇測部 Bd

山麓扇状地 C

南東部 Ca
南西部 Cb

旧扇状地・段丘 D

山田野 Da
野尻野 Db
庄川右岸 Dc
庄川左岸 Dd

村Noは、嘉永6年の「越中三郡高免帳」に記載の村順を示す。

（『砺波散村地域研究所研究紀要』第3号収載の「砺波郡の近世村落一覧表」を参照）

資料1 収集した砺波郡村々の「田地割定書」(2017年5月作成)

文書 No.	村 名	作成年月	文 書 名	所 蔵 者	村No.	村の位置
1	井 口 村	明治3. 8	井口区长文書	井口村史編纂室	1	Ca
2	赤 坂 新 村	嘉永5. 9	山田新田文書	富山県公文書館	48	Da
3	吉 江 中 村	嘉永2. 3	高田家文書	南砺市立中央図書館	57	Aa
4	竹 内 四 ヶ 村	寛政13. 1	『富山県史史料編Ⅲ』	宮森家蔵	61	Cb. Ab
5	荒 木 村	弘化2. 1	高田家文書	南砺市立中央図書館	82	Aa
6	遊 部 村	天保2. 1	遊部村文書	遊部公民館	93	Aa
7	遊 部 村	天保14. 8	遊部村文書	遊部公民館	93	
8	遊 部 村	文久2. 6	遊部村文書	遊部公民館	93	
9	福 光 新 町	天保12. 8	福光新町村文書	南砺市立中央図書館	95	Ab
10	福 光 新 町	天保14. 3	福光新町村文書	南砺市立中央図書館	95	
11	福 野 村	安政5. 8	福野村方文書	南砺市立福野図書館	99	Bc
12	寺家新屋敷村	安政4. 6	福野村方文書	南砺市立福野図書館	101	Bc
13	池 尻 村	寛政元. 7	池尻区长文書	井口村史編纂室	126	Ca
14	久 保 村	嘉永7. 6	久保区有文書	井口村史編纂室	127	Ca
15	東 城 寺 村	安政6. 8	東城寺村文書		141	Ca
16	池 田 村	嘉永4. 7	杉野家文書	富山市郷土博物館	143	Ca
17	池 田 村	慶応4. 9	池田区长文書	井口村史編纂室	143	
18	和 泉 村	安政6. 7	谷村文庫	京都大学附属図書館	149	Ab
19	田 尻 村	天保12. 3	田尻区有文書	南砺市立福野図書館	155	Da
20	梅 ヶ 嶋 村	慶応4. 6		南砺市 今井家蔵	159	Aa
21	安 居 村	明治3. 7		南砺市 安川家蔵	163	Ab
22	清 沢 新 村	天保9. 6	津沢文書	小矢部市教育委員会	216	Aa
23	野 尻 村	文政2. 閏4	『野尻村史料』	森田家蔵	227	Bc
24	岩 武 新 村	万延元. 5	『野志里史話』		228	Bb
25	野 村 嶋 村	嘉永7. 7	田辺家文書	砺波郷土資料館	233	Bb
26	鹿 嶋 村	天明元. 6	鹿島村方文書	砺波郷土資料館	234	Bb
27	太 郎 丸 村	嘉永5. 3		砺波市 米田家蔵	237	Bb
28	杉 木 新 町	安政4. 9	杉木新町文書	砺波郷土資料館	238	Bb
29	深 江 村	嘉永元. 8	館修家文書	砺波郷土資料館	239	Bb
30	苗 加 村	嘉永4. 4	苗加村方文書	砺波郷土資料館	242	Bb
31	柴 田 屋 村	安政3. 6	有川家文書	南砺市立福野図書館	248	Bc. Aa
32	金 屋 岩 黒 村	天保12. 7	金屋岩黒村文書	砺波市立庄川図書館	252	Ca
33	金 屋 岩 黒 村	文久元. 6	金屋岩黒村文書	砺波市立庄川図書館	252	
34	金 屋 岩 黒 村	文久3. 1	金屋岩黒村文書	砺波市立庄川図書館	252	
35	示 野 出 村	享和3. 7	森松家文書	砺波郷土資料館	255	Ba
36	示 野 出 村	文政6. 1	森松家文書	砺波郷土資料館	255	
37	示 野 出 村	天保14. 6	森松家文書	砺波郷土資料館	255	
38	示 野 出 村	文久3. 6	森松家文書	砺波郷土資料館	255	
39	飛 驒 屋 村	嘉永3. 8	飛驒屋村文書	飛驒屋自治会	265	Db
40	飛 驒 屋 村	明治4. 5	飛驒屋村文書	飛驒屋自治会	265	
41	専 勝 寺 村	安政5. 8	専勝寺村文書	砺波市 尾田家蔵	272	Db
42	五ヶ村 分卦新開高	弘化4. 10	寺井家文書	砺波市立庄川図書館	278	Ba
43	井 波 町	安永8. 7	井波町肝煎文書	南砺市立井波図書館	281	Ca
44	井 波 町	寛政7. 7	井波町肝煎文書	南砺市立井波図書館	281	
45	井 波 町	文化13. 閏8	井波町肝煎文書	南砺市立井波図書館	281	
46	井 波 町	天保8. 5	井波町肝煎文書	南砺市立井波図書館	281	
47	井 波 町	安政3. 6	井波町肝煎文書	南砺市立井波図書館	281	
48	井 波 町	安政3. 9	井波町肝煎文書	南砺市立井波図書館	281	
49	小 牧 村	寛政11. 1	神下家文書	砺波市立庄川図書館	283	Dd
50	八 拾 歩 村	天保10. 7	八十歩区有文書	富山県公文書館	292	Bb. Dc

- (6) 『太田村史』 (太田村史刊行委員会 一九九一年)
- (7) 新藤正夫・古川春夫・須山盛彰 「砺波平野における明治期以降の散村の持続について」 (『砺波散村地域研究所研究紀要』第一六号 一九九九年)
- (8) 佐伯安一 「年貢率「合盛」と卸付米について」 (『砺波散村地域研究所研究紀要』第二九号 二〇一二年)
- (9) 新藤正夫 「飛騨屋村の田地割について — 地図上の復元を中心に —」 (『砺波散村地域研究所研究紀要』第二九号 二〇一二年)
- (10) 中村慶三郎 「山崩れと土地割替制度との関係について」 (『地理学評論』第一三卷第八号 二〇〇八年)
- (11) 牧野信之助 「割地起源論」 (『国家学会雑誌』第二五卷四号 一九一一年)
- (12) 枅内禮次 『舊加賀藩田地割制度』 (壬生書院 一九一一年)
- (13) 小田吉之丈 『加賀藩農政史考』 (刀江書院 一九二九年)
- (14) 高澤裕一 「割地制度と近世的村落 — 割地制度の研究に関する覚書 —」 (『金沢大学経済論集』六号 一九六七年)
- (15) 若林喜三郎 『加賀藩農政史の研究』上巻 (吉川弘文館 一九七〇年)
- (16) 原 昭午 「加賀藩の田地割制度について」 (『昭和四十七年産徳川林政史研究所研究紀要』四六号 一九七二年)
- (17) 青野春水 『日本近世割地制度の研究』 (雄山閣 一九八二年)
- (18) 深沢源一 「加賀藩成立期の検地と村の内検地 — 小縄内・ならしから田地割へ —」 (高澤裕一編『北陸社会の歴史的展開』 能登印刷出版部 一九九二年)
- (19) 深沢源一 「村の田地ならしと改作仕法」 (『北陸史学』四七号 一九九八年)
- (20) 山口隆治 『加賀藩地割制度の研究』 (桂書房 二〇〇七年)
- (21) 『砺波市史資料編2 近世』 (砺波市史編纂委員会 一九九一年)
- (22) 新藤正夫・今村郁子・安力川恵子 「庄川扇状地扇央部の明治期の野畔について — 旧東砺波郡東野尻村野村島集落の場合 —」 (『砺波散村地域研究所研究紀要』第二五号 二〇〇八年)
- (23) 高澤裕一 「多肥集約化と小農民経営の自立」 (『史林』五〇巻一・二号 一九六七年)。後、高澤裕一 『加賀藩の社会と政治』 (吉川弘文館 二〇一七年) に収載

候へ、此定書を以相弁可申候、為其私共連印仕上申処、如件」と記されている。多くの村の定書の末尾にもこのように記されているが、中には、藩が田地割を農政の重要政策として仰せ渡しになったので、村で定書を取り決めたと記す村もある。この定書の二つの末尾の文言の違いは、それぞれの村の田地割の実相を示すものとして興味深いものがあると思う。

おわりに

加賀藩が、年貢米を安定して確保するために、農政の基幹政策として実施した田地割制度について、砺波郡において村毎に作成された「田地割定書」から実態を読み込んでみた。

田地割は藩が主体で行ったというよりは、村自らで行ったものであるため、村で定めた定書が存在する。その内容は藩の農政に沿ったもので、田畑の状況に対する収益の均等化と、持高に比例した年貢負担を基本原則とし、村は固有の土地条件を生かして米の増収に励み、年貢の皆済に努めるものであった。また、定書には、米以外の作物の栽培、道路・水路などの土地基盤の整備や、生活環境の整備、村を維持するための慣習までも含まれており、このことにより散村集落の持続と拡大につながったとも言える。

本稿は、砺波郡の「田地割定書」の内容が、村あるいは地域により相違があることに着目し、「田地割定書」の内容を諸相として述べたものである。

今後は、各村について、一村をまとまりとした調査および、十村制

度との関わりを含めた砺波郡の「田地割制度」に関する研究が課題であり、そのためには、川合文書の「留帳」や菊地文書の「旧記」などを基にした調査・研究が必要である。

本調査の実施にあたり、「田地割定書」の収集に際して、お世話になった次の関係機関・所蔵者に対して、深く謝意を表する。（敬称略）

京都大学附属図書館・富山大学附属図書館・富山県公文書館・富山市郷土博物館・高岡市立中央図書館・高岡市立福岡歴史民俗資料館・小矢部市教育委員会・南砺市立中央図書館・南砺市立井波図書館・南砺市立福野図書館・井口村史編集室・遊部公民館・飛騨屋自治会・砺波郷土資料館・砺波市立庄川図書館・小島自治会・尾田武雄

さえき・やすかず 故人 砺波散村地域研究所員
しんどう・まさお 砺波散村地域研究所員
いまむら・いくこ 砺波散村地域研究所研究員

（注）

- （1） 牧野信之助 「越中国新開地帯散居村落制三論」 『社会経済史学』五卷二号 一九三五年
- （2） 石田龍次郎 「散村とその耕地 となみ覚書」 『一橋論叢』二二卷六号 一九四九年
- （3） 村松繁樹 「砺波平野の散村三論」 『人文研究』四卷二号 一九五三年
- （4） 水津一朗 「土地占居からみた散居の機能」 『人文研究』五卷九号 一九五四年
- （5） 『砺波市史』（砺波市史編纂委員会 一九六五年）

裏作物として一般にみられるのは、自家用の食料とする麦・小麦、そのほか菜種・屎草・大豆などの記載である。また、竹内四ヶ村（寛政一三）・遊部村（天保二）・池尻村（寛政元）・久保村（嘉永七）・苗加村（嘉永四）・宮森村（天保二）・頼成村（文政七）には、桑・楮・茶の栽培があり、小矢部川沿岸に位置する渡り村（享保二）・上向田村（文政一一）・三日市村（文化元・慶応元）には、菅の栽培についての規定がある。

算者・竿取人 天保九年の申渡しは、田地割を正確に実施するために、算者に縄張人を雇うことを命じた。天保九年以前の定書には、算者や竿取人の名前を記さないものもあるが、天保九年以降の定書には、どの村も算者や竿取人を同苗納得のうでで決めたとし、他村の縄張人などを雇い、その日当を記す村も多い。また、帳付・麻木指・役鋤打・縄引など、算者や竿取人以外の田地割従事者を選する記載のある村もある。福野町の山田家文書により、村における算者の決定までの過程をみると、算者は、村役人が組主付へ願い出て、十村による人選を経て、改作奉行が聞届けをなして村へ返した。田地割を取り仕切る算者や竿取人の選定においても、村に対して十村の果たした役割は大きかったと言える。定書に記されてる算者と竿取人をまとめたのが資料3である。こうして雇った算者を頭として実施した田地割に、もし竿違い・算違いがあった場合には、その期間中に申し出れば、取直しもできた。この規定などは、田地割が村の主体性で実施されたことを明らかにするものであると言える。

田地割の年限 本稿で取り上げた定書のほとんどは、田地割の割替えの年限を二〇年としている。定書には、前回の田地割についての記載は少なく、二〇年毎に確かに実施されたかは不明である。しかも、その年限の取決めにも例外はみられた。庄川や小矢部川沿いに位置し、洪水による被害が多かった中野村（天保一〇）・中野出村（文久元）・三日市村（慶応元）・太田村（明治四）では、割替えの年限を一〇年とし、五郎丸新村（天保二）は、「新開之義」候得へ、地味甲乙二相成候^ニ付^ニ、一〇年の割替えに改めたいと願い出ている。庄金剛寺村（嘉永七）では、地割の年限は二〇年であるが、「大川縁り非常之出水等^ニ 格別之変損・甲乙^ニ 相成候時^ハ、下段之分迄^ニ 也^ニ」も、五ヶ年或^ハ七ヶ年^ニ 地平均割、示談之上御願可申上候^ニと定めている。

百姓・懸作数 深江村では、定書に百姓五七人、懸作一五人が連署・捺印して十村へ提出しており、百姓は先に、懸作は後に署名している。いずれも村の高持である。近世中・後期になるとどの村も同じであるが、深江村の田地も懸作に蚕食され、資料4の嘉永元年の同村の田地割圖組表をみると、圖一三本のうち八本までが隣村である杉木新町の懸作が、一本が矢木村の懸作が圖親として持つという構成となっている。久泉村（文化一三）では、定書に百姓二二人、懸作一九人が名を連ねているが、ほかに百姓の後に三人の頭振が署名している。これは、百姓の階層分解が進行した事情を表わしているように思われる。

深江村の定書の末尾に記された文言をみると、「私共在所、當秋稻刈跡^ハ御田地割仕度、百姓中一統納得之上御願申上、御聞届御座候^ニ付、前ヶ條之通取極、已来申分之筋無御座候、若心得違之者有之

細かく定められている。定書以外の新江・新道・新畔の設置は認めず、不益の所は潰し、広い江は畦を壊し田へ打ち込むものとし、江や道の付替えは、組主付の見分のうえで取り決めることの規定が多く、定書に記されている。また、用水の新設は田地が潰れることから、一反未満の水田のため水を引く用水は認めない規定があり、畦越し灌漑が各所にみられた。村全体で一步でも水田を広めて米作りに励む様子が窺えるのである。

植栽 深江村では、田の陰になる江縁・道縁の木は枝打ちし、畦木は刈り取り、畔には木を植えない取決めがあった。一方、圃替えの折、桑・楮は株を抜がないように記されている。桑・楮を残す規定がある村として、竹内四ヶ村（寛政一三）・遊部村（天保二）・荒木村（弘化二）がある。畔の木は圃替え時までに刈り取るとする村は多いが、渡り村（享保一二）では、江淵や畔を守るためか、株を抜き取らないように定めている。このほか、川除土居にある植木は生育させるが、畦・畔に木を植えてはいけない。田陰になる畔は、絶畔にしてその田へ打ち込むこと、道畔・江畔を鋤でそぎ落としてはいけないと定めた規定もある。野村嶋村では明治二二年（一八八九）の「土地台帳」によると、六六四筆で二町二反三畝一二歩の野畔があったが、それらは、宮川や横江などの幹線水路の川縁や、小河川縁、宅地廻りの江縁に広く分布し、河畔林が茂っていた様子が知られている。^{（注22）}

慣行 ごみ流し（泥水）については、浅耕土の扇状地の田にとって洪水時の泥水も田に引き入れて泥を沈殿させる作業として、有効な慣行

であった。ごみ流しの規定がみられる村は、深江村を始めとして、太田村（明治四）・中野村（天保一〇）・中野出村（天保一二・嘉永四・文久元）・野村嶋村（嘉永七）・太郎丸村（嘉永五）・苗加村（嘉永四）・五郎丸新村（天保一二）があり、いずれも庄川扇状地の扇頂部から扇央部に位置する村である。深江村では、ごみ流しを「水口の水口迄江鏑を切り、二、三日^者見合、相延候上^者、何方^方流シ候^{而茂}構無之」と記している。

江指^{えさし}については、太郎丸村（嘉永五）では、「用水江筋^二江指稲堅ク仕間敷候、若江指致置候義有之候^々、為取払可申候」と記している。村人が一粒でも多くの米を取ろうとして、江に稲苗を植えることが慣行としてあったが、水の流れが悪くなるとして、それを禁じた規定である。江指を禁ずる規定は、太郎丸村と同様に、小嶋村（天保四）・荒木村（弘化二）・吉江中村（嘉永二）・庄金剛寺村（嘉永七）においてもみられる。

草刈については、深江村では、畦や畔の草を鎌で刈り取り、鋤で削り取らないことと定めている。田境を変えないようにしたものである。また、畦や畔の草刈は、田主または作人が行い、勝手に他人が草を刈り取った場合は、三升宛の過怠米を出させる取決めがあった。苗加村（嘉永四）でも、他人の草を刈ったら鎌を取り上げ、過怠として米二升宛を出させると定めている。草は干草とし、農耕馬の飼料や肥料として重用されていたのである。

裏作物 砺波平野は、米の単作地帯とられがちであるが、近世中期より、米以外の作物もかなり栽培されていたようである。^{（注23）} 定書には、

納得のうえで、「村方に構無き場所」に為すようにという規定を持つ定書は多い。いずれも家の廻りを耕すことの優位性を容認した申渡しに従ったものであり、田地割制度が散村の耕作体系を是とした藩政に従ったものであり、田地割が散村の持続と拡大に少なからず影響を及ぼしたと言える。

八乙女山麓に位置する金屋岩黒村の定書（文久元）には、

「居屋敷之義^者、往古之通本田^ニ家建いたし候義堅仕間敷、尤畑末割等^ニ面も見分之上家建可仕事」

と記され、また庄川右岸の段丘上に位置する庄金剛寺村（嘉永七）には、

「新屋敷之義^ハ、無抛^二、三男^ニ面相願候者^ハ、同苗見分之上、いか^ニも御田地蔭打^ニ不相成、無構場所見計相渡可申、尤御田地少ク村方^ニ付、田ノ中^江ハ家為建申間敷候」

と記されている。

藩政初期より中・後期にかけて百姓の階層分解が進行し、村において小高の百姓数が増加していく様相は、高澤裕一^{（注3）}が砺波郡太田村などの事例で検証されているが、村人は、新たに屋敷取をするということについても勝手次第は許されなかったことが、これらの定書にみられる文言により推察することができる。

道 深江村では、村に通じる道として、城端往来（御上使道）は道幅が一間（約1.8 m）、今石動道・安居道は畦とも七分（約1.3 m）、開作道は畦とも五分、居屋敷出道（宅道）は畦とも五分、村中の小道は畦とも四分と定められている。寺家新屋敷村（安政四）には、御収納道は

七分とし、野村嶋村（嘉永七）では、御上使道は一間五分とし、太郎丸村（嘉永五）では、高岡道は一間三分、井波道は一間、柳瀬道・太田道・中野道は八分、領通道は五分以下に定めている。さらに、飛驒屋村（嘉永三・明治四）では馬道は畦とも七分とし、徳万村（文政元・天保一一）では、山道は一間とし、久泉村（寛政五・文化一三）では、大門道（宅道）は畦とも八分とし、五郎丸新村（天保一二・文久元）では、戸出・出町道は一間に定めている。野村嶋村（嘉永七）や庄金剛寺村（嘉永七）などでは、こうした定めによる道幅を切り狭めると、過怠として田地を取り上げ、村役人と長百姓の見分のうえで、元のおりに直させると定めている。散村の農家を結ぶ道は、両側に大豆が植えてある畦を含めても五分（約0.9 m）の狭いものであった。

川・江（用水） 深江村を通る幹線水路である狐嶋・不動嶋・神嶋・鷹栖出村・中神用水については、南縁は五分、北縁は道畔とも八分とし、居屋敷廻りの水路は、水田の灌漑用に加え、大切な飲料水・生活用水として利用されていたが、その用水の江敷（川底）は三分、片江縁は三分に定められていた。庄川扇状地の扇央部に位置する小杉村（万延元）では、散村を貫く幹線水路や各農家を結ぶ大小様々な水路が網目状に流れていた。新又川は江敷四間（約7.2 m）・川縁一間、山王川は江敷八尺（約2.4 m）・川縁七分であり、江町江・新江・龍田江・砂田江・道川・弥太郎田江は、ともに江敷六分・江縁四分に定められている。小杉村では、このほかに新保市川など二〇筋の江について、江敷・江縁の幅が細かく定められていた。また、扇央部の用水末端に位置する小嶋村（嘉永六）でも、数多くの川・江・用水の江敷・江縁の幅が

第と記されている。深江村を始め、上向田村（文政一一）・紺屋嶋村（嘉永四）・庄金剛寺村（嘉永七）・小杉村（万延元）・金屋岩黒村（文久元）など替田の記載は多いが、その仕方をまとめると、替田は双方の納得のうえで為すこと、肝煎方に田替帳を調え置くこと、一旦替田を為したならば、替返しはしてはいけなと取り決めている。替田を認めることが散村では特に重要な条件であつたと言える。

新屋敷 天保九年の申渡しには、以後、新たに屋敷取をする者は、領の内にまばらに屋敷を定めるように心得ることと定めているが、深江村でも、

「屋敷替之儀、領之内まばらに相成候様打渡可申事」

と記している。宮森村（天保一一）・久保村（嘉永七）・太田村（明治四）にも、新たに屋敷取することに対し同様の規定がみられる。いずれも天保九年の申渡しの後の定書にみられるものである。天保九年の申渡しには、領の内にまばらに屋敷取をする理由として、悪水（生活污水など）が田地養いになるからと記すが、それが主要な背景として存在したとは考えられない。というのは、太田村（明治四）には、

「新屋敷之義、作所手遠之所に付、領中まばらに屋敷取仕候て、

且在来家より五拾間計相離れ候ヶ所、村役人・長百姓見分之上

屋敷相渡」

とあり、村の主張として新屋敷取について定めている。つまり、百姓の耕す田畠が遠く離れた場所にならないように、村領の内にまばらに屋敷を定めること、在来家より五〇間程離れた場所に、村役人と長百

姓の見分のうえで新たに屋敷を定めることを取り決めているのである。太田村と同類の文書として、山田野新田の新開関係史料がある。山田野の開発に際し、寛文一三年（一六七三）二月二十九日に、十村が改作奉行所に出した伺書に、

「家の義、其村定之内ちりちりに相立申候様被仰付」

との文言があり、その返答書である同年三月二日の改作奉行の十村宛申渡書において、

「家之儀、其村定之内へ散々為立可申旨、尤候、紙面之通作所

手遠候、悪敷可有之」

と記されている。散々に家建てをする背景に、「作所手遠候、悪敷」

と記しているが、その事情は、先にあげた寛文一〇年の苗加村の分村

申渡書、及び太田村（明治四）の定書に共通するものである。また、

水嶋村（天保一四）には、

「新屋敷、同苗相談仕、作所遠近見計場所取極、大体家建より五拾

間程まばらに可申渡候」

と記されている。宮森村（天保一一）にも同じ文言の規定がみられる。

苗加村（嘉永四）には、

「百姓・頭振共新規に屋敷取いたし家仕候ヲ余人構申候、構申者

之屋敷を三拾間隔屋敷取為致可申候」

と記し、野村嶋村（嘉永七）にも、

「百姓・頭振とも新規に屋敷取いたし家仕候ヲ、餘人構申候、か

まい申者屋敷より式、三拾間計隔り屋敷取為致可申候」

と記されている。また、新たに屋敷取することに対してこのように具体的な表記の無い村でも、新屋敷取と家建ては、村役人と長百姓の

野村嶋村（嘉永七）では、居屋敷に江があれば、江縁とも五分を惣高から除外し、居屋敷に種池・坪があれば、同じく除外し、鹿嶋村（天明元）では、呑水江として西・東・北三方に三分宛を指し除き、示野出村（享和三）では、種つけ堀は五歩、呑水江尻敷は三分を指し除き、中野村（天保一〇）・五郎丸新村（天保一二）・苗加村（嘉永四）・野村嶋村（嘉永七）・久泉村（文久二）では、屋敷の西・北側に木の間隔を詰めて植えては陰打となるので、西・北二方に三分（苗加村・野村嶋村）では、五分を指し除けると記す）を指し除き、その内に木を植えることという取決めがある。久泉村（寛政五・文化一三）では、御定の二二歩六分の引地以外に、居屋敷として高一〇〇石につき一、三〇〇歩宛を引くことを定めているが、文久二年（一八六二）の定書には、引地は御定のとおり高一石につき二二歩六分となっている。深江村の定書には、田地を潰し、屋敷へ付き添えてはいけなと記し、遊部村（天保一四・文久二）・荒木村（弘化二）・吉江中村（嘉永二）においても、出来る限り居屋敷の歩数を減ずることを定めている。この規定は、前述の天保九年の申渡しにみられるものである。三郎丸村（天保一四）には、古屋敷は屋敷主が田形にして村方へ差し出すこと、庄金剛寺村（嘉永七）や金屋岩黒村（文久元）には、寺庵居屋敷に対し惣地米を取り立てる取決めがある。居屋敷の引地は村により様々であったと言える。

陰引 深江村の陰引は、屋敷の西・北側に二間が惣地として、鬪割から除外されている。散村の孤立した農家では、古くから冬の寒さや夏の暑さを防ぐためにも、屋敷林に囲まれた生活をしてきた。この屋敷

林が日陰となつて米の収量が減るので、家屋の周囲の田は合盛を小さくし、屋敷林の持主が耕作することとし、居屋敷同様に惣地とし、引地とされていた。屋敷の西と北側で二間を陰引に定める村は多いが、地域により、村により、年により違いもみられた。中野村（天保一〇）・徳万村（天保一一）・五郎丸新村（天保一二・文久元）・太田村（明治四）は西二間・北三間、紺屋嶋村（嘉永四）は西・北三間、久泉村（文久二）は西三間・北四間、鹿嶋村（天明元）は三方で二間、渡り村（享保一二）は西と東で一間・北で二間、小杉村（万延元）は東・西・北三方で三間五分、三日市村（延享五）・上向田村（文政一一・天保二）・水落村（弘化五）は西・北で二間・南一間、徳万村（文政元）・頼成村（文政七）は西・北三間で南二間、三日市村（慶応元）は西・北二間で南・東一間など、地域の卓越風の関係で規定は様々であった。

庄川右岸の段丘上に位置する庄金剛寺村（嘉永七）には、通例の陰引の記載は無く、西・北側に「垣根立申間敷」と記し、東・南側に垣根がある場合は、陰打となるので三分を指し除けると定めている。八乙女山麓に位置する金屋岩黒村（文久元）では、陰引は同苗示談のうえで取り決めるものとみ定めている。陰引の合盛は小さく、深江村では、田一步につき二合七勺であった。井口村（明治三）では、ここに桑・楮を植えてはいけなと定めている。久泉村（文久二）では、小高持や頭振の垣根は伐り取ることと定めている。

替田 田地割は、鬪取によって持地が村内に分散するので、鬪の割替え後の替田は容認されていた。天保九年の申渡しにも、替田は勝手次

使用する村もあったのである。たとえば、鹿嶋村（天明元）・遊部村（天保二）・紺屋嶋村（嘉永四）・太郎丸村（嘉永五）では二間一尺竿を使用し、竹内四ヶ村（寛政一三）では二間四尺竿を使用しており、いずれも御定より長い打竿を使用している。一方、遊部村は、天保二年（一八三二）は二間一尺の金の竿かを使用していたが、同一四年には、御定の二間六寸竿に変えている。示野出村は、享和三年（一八〇三）・文政六年（一八二三）は二間二尺六寸竿を使用していたが、天保四年には、御定の二間六寸竿に変えている。それに対し、市野瀬新村は、天保九年以降の嘉永六年（一八五三）と明治四年にも、二間一尺六寸竿を使用し、水嶋村でも文政六年と同寸法の二間二尺六寸竿を天保四年にも使用している。

引地 深江村の引地は、御定の高一石につき二歩六分である。そこで引地を御定の二歩六分とする村は多いが、引地が御定より小さい村をあげると、池尻村（寛政元）は高一石につき一三步、竹内四ヶ村（寛政一三）は一三步五厘、上向田村（文政一一）は二〇歩を引地とし、一方、引地が御定より大きい村をあげると、鹿嶋村（天明元）は二四歩と稲葉割として六歩を引地とし、小牧村（寛政一一）は二五歩とせ・林に四〇歩、によ場割に七歩を、徳方村（文政元）は三〇歩、頼成村（文政七）は三五歩、久泉村（寛政五・文化一三）は四〇歩、小嶋村（天保四）は五〇歩、示野出村（文政六）は五三步、享和三年は八〇歩となっている。これらはすべてが天保九年の申渡し以前の定書にみられる規定である。天保九年の申渡しを受けて、久泉村（文久二）、示野出村（天保一四・文久三）では、ともに御定の二歩六分

に変えている。しかし、三日市村（慶応元）は高一石につき一八歩であり、紺屋嶋村（嘉永四）は二歩六分であるが、ほかに上田割・屋腰割があり、陰引を加えて合計五六歩九分を鬺除としている。一方、五郎丸新村（天保一二）・中野出村（天保一二・嘉永四・文久元）・五ヶ村領付分卦新開高（弘化四）には、引地は無く、残らず鬺田とし、清沢新村（天保九）・岩武新村（万延元）は懸作のみで、引地の規定は無い。これら五ヶ村の事例により、引地は新開地では無かったと言える。また、苗加村（嘉永四）には、持高が一石から四石九斗九升の百姓には、苗代歩として五〇歩を、頭振には三〇歩を渡す規定があるが、小嶋村（嘉永六）では、「無家小百姓」苗代歩相渡不申候」と定めている。池尻村（寛政元）・久保村（嘉永七）には、引地の引替えは勝手次第と記すが、吉江中村（嘉永二）・井口村（明治三）では、引地の引替えはしてはいけないと定めている。

居屋敷 深江村では、居屋敷は惣地として鬺割から除外された。深江村の居屋敷の合盛は、百姓の持高によって異なり、持高三石以上の者は三合五勺、一石から三石は三合、一石以下は二合七勺の三段階に定められていた。久保村（嘉永七）の定書には、「居屋敷之義、御定通り惣地相立可申候、合盛毎年肝煎方へ取立、惣高へ割符可仕候」と記されているが、居屋敷を惣地とする規定は多くの村でみられる。野尻村（文政二）では、小百姓・頭振の居屋敷は惣卸にするとあり、居屋敷に木竹を植えてはいけなと定めている。頭振には、居屋敷として、野村嶋村（嘉永七）では四〇歩を、水嶋村（天保一四）では五〇歩を、中野村（天保一〇）では六〇歩を渡すと定めている。また、

町立てされた杉木新町（現砺波市出町）の西部に隣接した村である。深江村は、正保三年（一六四六）には、本高が三三六石一斗七升で、うち田方が三三四石六斗五升、畠方が一一石五斗二升の村で、新田高は無い。明暦二年の御印高は三八四石で、御印免は四ツ、寛文一〇年（一六七〇）の御印高は三九四石で、御印免は四ツであった。

草高・鬭数 深江村の定書にみる嘉永元年の草高は四一〇石、免四ツで、ほかに古高分卦高（古高の飛地・分割地）一七石、免三ツがあった。この草高四一〇石のうち、持高二升以下の立り高の百姓の持高合計七石九斗九升を除外し、鬭割の対象となったのは四〇二石一升であった。鬭数は一三本で、一本の鬭高は三〇石九斗二升四合である。ほかに、領付の古高分卦高一七石があり、草高とは別に分卦高の鬭割が行われた。一村の草高と新開高とが別に鬭割された事例は、近くの小嶋村（嘉永六）の定書にみられる。小嶋村では、六八一石三斗の草高のほかに、四斗三升六合の畑折高（田の何分の一かの割合で年貢を出す）と、四石二斗四升九合の新開高があったが、草高とは別に鬭割をしたので、定書には三種類の鬭一本高が記されている。荒木村（弘化二）や太田村（明治四）の新開高は、「惣高付廻シ^ニ付、一集^ニ御田地割可仕候」と取り決めている。中野村（天保一〇）は、四四八石五斗の草高のほかに、一免下りの一二〇石と一、〇五〇石の新開高があったが、「定^ハ、是迄新・古打込御田地割仕来、野帳^ニ面者^ニ相分不申候、（中略）、是迄之通打込鬭割^ニ仕候得^ハ、高下無之様^ニ相成^ニ」と記し、天保一〇年（一八三九）に、従来のおりに新・古を打ち込んで鬭割にすることを願ひ出て許されている。

一般に一村と言っても、草高が数十石の小村もあれば、三、〇〇〇石を超える鷹栖村のような大村もある。寛文一〇年の御印高が二、五一八石の苗加村では、百姓が「作場手遠^ニ難儀仕候間、村をわけ、田地手寄能所^ニ家を立罷有度^ニ」と願ひ出たので、寛文一〇年一〇月二日に改作奉行は、十村に宛てて、「田地は仕廻次第、百姓共望之通家いたさせ可申候」と、分村・家建てを許し、苗加村を三つに分けて、肝煎も一人宛立てること、先ず肝煎扶持米を三つに分けて渡すことを命じている。しかし、嘉永四年（一八五二）の定書を見ると、草高が二、六一〇石一斗三升九合で、立り高三九石三斗一升九合と、端高四斗六升を除き、鬭割対象地は二、五七〇石三斗六升であったが、鬭数は五二本、一本の鬭高は四九石四斗三升であり、鬭割は、苗加村一村でなされたことが知られる。小村の清沢新村は、文化二年（一八〇五）に一村立となった村で、天保九年の草高は三五〇石三斗七升二合であり、鬭数が一四本で鬭割が行われている。しかし、この村の用水縁畔は、柴田屋村・野尻村・本江村・清水村・上川崎村の五か村領であり、田地割は、それぞれの村で行うよう定めている。このように、本高と分卦高・新開高がある場合の鬭割の仕方は、村によって違いがみられるのである。

打竿 天保九年に、改作奉行は惣年寄等に宛てて、打竿は本来、六尺三寸が御定であるが、これまで村方で用いてきた竿を使っても構わないが、定帳に、使用する村の打立竿の長尺を十分確認のうえ、記しておくことを指示した。深江村の打竿は、御定のおり二間六寸の竿であった。御定の竿を使用する村は多かったが、御定の竿以外の打竿を

田地割に差し支える場合は、惣年寄が誓詞を見届けた者を新たに雇うこととする。

一、畝田や惣田などと申し立て地割から竿除けをする村もあるが、それでは村の田地の歩数も少なくなっている。以後は、畝田や惣田なども一旦は残らず惣高（村人全体の共有地）へ打ち込んだうえで、村人一統の納得のうえ、畝田などは改めて卸しても構わない。地割に取り掛かる前に、組主付が地割人を連れて領廻りをし、領境の村役人の立会いで境に杭を打ったうえで地割に取り掛かること。

一、組主付の領廻りの節、隣村と申し合わせた隠田が発覚した場合、見つけた者の高に申し付ける。しかし、組主付が詮議をなし隠田が顕らかになった場合は、その高を取り上げ、手上高として村の増高に申し付け、双方の村役人に嚴重注意を申し付ける。

一、変地などのため地積を減ずる引地は、これまで煩わしさから年貢を出さない引田にしてしまう村もあったが、以後は、居屋敷のほか、苗代田で御定のとおりの石につき六反とし、この引地以外は残らず闢田に打ち出すこと。但し、替田は勝手次第である。

一、田地を所有する者（百姓）は田札（所有証明書）・歩帳を所持し、切高の際には、切高証文とともに取高人に渡すこと。

一、以上の条々のほか、万歩帳には、陰引など村で定めたことのほか、高一〇石につき如何程の歩数など、田地一步の收穫米などをあらかじめ定めたとおりに明記すること。縄張人の名前を記し、組主付と廻り口が見届け名印をしたらうで、村方に渡し置くこと。

一、万歩帳は、写を地割人より組主付へ差し出すべきところ、地割

人が手前に留め置くことは管理不行届となるので、万歩帳は組主付が取り立て管理しておくこと。

一、長い間田地割を実施していない村は、出来るだけ早く実施すること。但し、村方があれやこれやと申し立て願ひ出なければ、組主付よりその事情を厳しく糾弾すること。

一、地割後には、合盛に不正がないように、村中で示談のうえ取り決め、請卸をすること。

一、領の内の江・道の付替えは、その必要性を検討し、組主付の見分のうえで取り決めること。

一、畔木は田陰になるので、地割に取り掛かる前に村中一統でよく相談のうえ、伐採すること。付り、陰引に木を植えてはいけない。もし心得違いの者があれば、見付次第抜き取ること。

一、悪水（生活污水など）は田地の養いになるので、以後、新たに屋敷地を取得する者は、領の内にまばらに屋敷を定めるように心得ること。併せて、限りに田地を潰し家作をしてはいけない。地取りをする屋敷地の歩数も出来るだけ減らすこと。

一、麻木指あきさしは村人一同が示談のうえ、正直者を選ぶこと。不正が発覚した場合は、担当の者を取り替えること。闢親は、毎日一人宛順番に見廻りをする事。

一、闢組は、闢親との相談のうえで決めること。

次にこの申渡しの、以前と以後の定書について、井波町・福光新町・福野村・杉木新町・戸出村などの町方は除き、深江村の嘉永元年八月の定書を中心として、以下、前述の項目ごとに検討を加えていく。

深江村は、庄川扇状地の扇央部に位置し、慶安二年（一六四九）に

て一粒でも多くの年貢米の生産に村をあげて励むよう仕向けた姿勢が、これらの「田地割定書」から窺えるのである。

二 「田地割定書」にみる砺波散村の諸相

田地割をどのような仕方で実施するかを村人一同が納得のうえで取り決めたのが「御田地割定書帳」、または「田地割定書」（以下、「定書」という）である。村がどのような場所に所在するかによって、定書の内容も異なることに注目し、砺波郡に所在した定書九六通を収集した（資料1）。収集した定書の年次は、享保一二年（一七二七）から明治四年に及ぶもので、加賀藩政の中期から後期までの田地割に際して作成されたものである。

田地割は、先ず村の百姓全員が連名した「田地割願書」を十村へ提出し、十村はそれに奥書をして改作奉行所へ提出し、改作奉行は願書に許可の裏書をして村へ返した。この間、村では田地割をどのような仕で行うかを申し合わせ、村人一同が納得のうえで取り決めたものが定書である。定書は、村百姓と懸作からなる村の高持全員が連署・捺印し、組付十村に提出された。そこで十村は、「本文定書被指出、夫々承届候」と奥付に記し、署名・捺印して村へ返した。これによって田地割が行われたのである。

今回集めた定書は、次のような22の項目に分けて整理し、村毎に概要を作成して検討を加えた。そのうち、嘉永元年（一八四八）八月の深江村の定書の概要を記したのが資料2である。

1 前回の田地割、2 草高・圃数、3 打竿、4 引地、5 居屋敷、

6 陰引、7 替田、8 割地単位、9 新屋敷、10 道、11 出道、12 川・江（用水）、13 水当て、14 畔、15 植栽、16 草刈、17 卸付米、18 請卸、19 算者・竿取人、20 田地割の年限、21 百姓・懸作数、22 その他

加賀藩では、天保一四年（一八四三）までの間に、天保八年（一八三七）七月の借財方仕法と高方仕法を中心とする天保改革が実施されたが、天保九年一十一月に改作奉行は、これまでの田地割にいろいろと不正の割方があるのは不届至極であるとし、以後、定書と歩帳（所有地の地積を記したもの）を組主付が管理すること、もし不正があれば村役人・組主付に厳重注意を申し付けるとし、諸郡の惣年寄・年寄並・新田才許中に宛てて一六か条の定書を申し渡し、田地割について細かく指示している。その内容を、次に読み下して示すこととする。

一、打竿は本来、六尺三寸が御定であるが、これまで村方で用いてきた竿を使っても構わないが、定帳に、使用する村の打立竿の長尺を十分確認のうえ、記しておくこと。

一、田地の割替は、二〇年未満の年限であっても、村中の納得のうえであれば、願い出れば聞き届けること。

一、検地の際、検地人の手先（手伝い）をし、田地の丈量などについて計算・記録する算者には、これまでは、村の内部の者か、近村でその経験のない者を雇い地割などを為してきたというが、こうしたことは大変不届なことである。以後は、誓詞を差し出し、組主付より認められた縄張人を雇い、村の定書に従って実施し、いささかでも村人同志のトラブルがないよう、抜かりなく割り替えること。但し、田地割が各地で実施され、縄張人の数が不足し、

るとしている。深沢は、加賀藩の田地割の始まりは、越中では慶長一〇年（一六〇五）の総検地の仕方に要因があるとしている。^{（注1）}つまりこの時の検地は、村の形と村境を確定して縄入れして算出する大雑把な「廻り検地」であり、村の総高のみが百姓中に打ち渡され、村請で年貢が納入されたことにあるとした。このため、村では百姓の持高に比例して公平に年貢を分配する必要があり、一筆毎の面積と地力（実収高）を算定する内検地を行って、村内の土地台帳を作成したことが田地割につながったとしている。青野はこのような村の内輪の慣行としての田地割Ⅱ「村型割地」が、やがて幕藩体制における田地割Ⅱ「藩型割地」として他藩でも広く行われたとしている。

散村形態の優位性は、農家の周囲に水田を配置し、生産性を高めることにある。散村の耕作体系と矛盾する田地割制度が持ち込まれた決定的な事由は、制度化される以前の初期の村方の史料が少なくはつきりしないが、太田村において「村型割地」が行われていたように田地割を受け入れる要因が砺波平野の扇状地性にあつたのではと考える。

砺波平野は、庄川と小矢部川の氾濫によって形成された扇状地で、大部分が緩やかに傾斜し、地表面には凸凹がある微地形が存在する。厚い礫層の上に薄い表土が堆積し、表土の厚さは場所によって異なり、堆積物（土質）にも差がある。このため場所によって水田の収穫量にも大きな差が生じ、隣接する水田でも一筆ごとに収量の差があることも多い。加えて江戸初期には庄川は度々河道を変えて氾濫し、水田の一部が流失したり、砂入りで収穫が皆無になるような大小の水害も数多くみられた。加賀藩の治水工事で河道が固定した後も、洪水時には旧河道への浸水が繰り返された。^{（注2）}また、日照りが続くと干害もみられ

た。干害は、扇央部から扇端部にかけての村に多く、幹線水路から延びた枝線水路の末端では日照りが続くと灌漑用水が届かず、砂質土壌の水田では水持ちが悪く被害が拡大したのである。

南部の山麓扇状地に位置する村でも集中豪雨による小川の氾濫は、土砂の流入や畔崩れなどの被害が生じ、時には一面に田の形を変えるような災害となった。

このように、村の年貢米を村全体で負担することに加え、どの村でも場所によって水田の収穫量の差があつたことなどから、田地割を受け入れる要素があつたと言える。加賀藩が改作法を施行し、寛永一九年に田地割を制度化すると、寛文期にはほぼ定着したようであるが、その詳細は不明である。

そして時代は下るが、天保四年（一八三三）に始まる同七年・九年の「天保の飢饉」は多くの餓死者が出るほど深刻となり、年貢未納の村々が続出して藩財政は危機的状態となった。そこで農政を転換して改作法の復古策に取り組み、天保九年（一八三八）一月に、改作奉行は十村に対して、村々の「田地割定書」を整えさせて確実に実施するよう指示したのである。これ以後、後述の一六か条の指示に従って各村では「田地割定書」を改め、田地割を実施したのである。一方、加賀藩も田地割が散村地帯で定着するよう村の実情把握に努めていた様子が分かる。例えば藩は、村に点在する農家の屋敷林が日陰になつて米が減収になることを容認する陰引の制、高持百姓の利便を認めた引地の制や、圃引き後の替田の制を盛り込むことなどを認めている。一方、村の道幅、江敷や江縁の幅を細かく規制し、無許可の道・江の新設は許さず、畔の植栽も制限するなど、寸土も余さず水田に開墾し

(二〇〇〇)に報告している。^{(注8)(注9)} 今村は、この間、砺波郷土資料館収集

の古文書整理を担当し、『砺波市歴史資料調査報告書』第六集、第二十一集の作成に携わり、その際、田地割関係の文書に関心を寄せて、深江村の田地割について研究している。これらの調査から筆者は、田地割の内容が村あるいは地域によってかなりの違いがあることが分かった。そこで、この時期までの調査範囲が庄川扇状地の村に限られており、砺波平野の散村地域全体の状況を把握することが必要であるとし、村々の膨大な田地割の関係文書の中から、端的にその村の様子が把握できる史料として「田地割定書」の収集に取り組んだ。このような村方文書は近年、資料館や図書館などに寄贈されているものが多く、所蔵者の許可を得て「田地割定書」の原本を複写できたものは九六通となった(資料1)。その定書の読下しを今村が担当し、佐伯・新藤は、筆耕された「田地割定書」によって論点整理や研究に当たったが、難解な語句や理解し難い内容には、時に原本に戻ることもあった。

この調査を終えようとしていた矢先に佐伯が体調を崩して入院し、平成二八年八月三日、悲運にも逝去されたことは誠に無念の思いであった。残された筆者は氏の遺志を継がねばと思いつつもまとめが進まず、ようやく平成二九年五月の砺波散村地域研究所第七〇回例会において報告できた次第である。本稿は、その内容に加筆したものである。

一 加賀藩の田地割制度

砺波平野の散村地帯が加賀藩の領地となったのは、天正一三年(一五八五)である。以来、明治四年(一八七二)までの二八〇年余の間

は、加賀藩財政の基である年貢米を納めるのが砺波郡の村百姓の一大事となる。

一方、加賀藩は、支配体制の確立を図るため、慶安四年(一六五一)から明暦二年(一六五六)にかけて農政の要として改作法を定めている。改作法とは、次のようなものであった。①藩が検地によって村毎の草高(生産高)とその免(税率)を決めて定免制とする。②免は一村平均とする。③年貢米(租税)の納入は百姓個人ではなく、村の共同責任として納めさせる(村請制)。④藩士が百姓から直接年貢米を徴収することを廃止し、藩が一括して徴収し、藩士に分け与える。⑤十村制度を強化して年貢の徴収や農業の振興に当たらせる。

この改作法と田地割は密接な関係を保ちつつ、明治四年の地租改正まで続くのである。田地割の起源については、河川水害の多い村や山崩れや地^たりが多い山村などで、被害を村全体で公平に負担して、災害地の復旧に努めて村を維持するために始まったとする^(注10)災害均分説や、領主が検地によって村高を決定し、村請で年貢米を徴収する制度と結びつき、徴税を目的として始まったとする^(注11)徴税便宜説がある。

加賀藩の田地割についての研究は、枋内禮次の『舊加賀藩田地割制度』に始まり、^(注12)・小田吉之丈^(注13)・牧野信之助^(注14)・高澤裕一^(注15)・若林喜三郎^(注16)・原昭午^(注17)・青野春水^(注18)・深沢源一^(注19)・山口隆治等の多くの研究がある。枋

内は、田地割は改作法の施行と関連して寛永一九年に行われるようになったとしている。しかし、佐伯・高澤・原たちは、砺波郡の太田村で慶長一一年に既に行われていたことに注目し、加賀藩の支配後、百姓中の内輪の定めとして行われていた仕方が、加賀藩の農政の徴税便宜とは基本的に矛盾しないことから、制度として取り入れたものであ

加賀藩の田地割制度と砺波散村

「田地割定書」からみたムラの諸相

佐伯 安一
新藤 正夫
今村 郁子

はじめに

一 加賀藩の田地割制度

二 「田地割定書」にみる砺波散村の諸相 おわりに

はじめに

砺波平野に広がる散村地帯の村々では、江戸時代に加賀藩農政の根幹として田地割制度が行われていた。砺波平野の散村と田地割の関係の研究は牧野信之助^(注1)に始まり、その後、石田龍次郎^(注2)、村松繁樹^(注3)、水津一朗等^(注4)、多く論じられている。

佐伯・新藤がこの問題に関心を寄せて調査研究に取り組んだのは、昭和三五年（一九六〇）に『砺波市史』の編纂に携わったことである。庄川扇状地の扇央部に位置する紺屋嶋村の村方文書を調査して、田地割の仕方と散村集落との関係について整理し、昭和四〇年（一九六五）刊行の『砺波市史』^(注5)に掲載している。佐伯は出身地の『太田村

史』の編纂に携わり、同村の田地割として、寛永一九年（一六四二）に加賀藩が田地割を制度化する以前の慶長二年（一六〇六）に、「百姓中内輪之定書」を作成して実施していたことを明らかにして、平成三年（一九九一）刊行の『太田村史』^(注6)に掲載している。新藤・古川春夫・須山盛彰は、砺波市小杉集落の総合調査に参加し、散村の道路と水路、宅地と耕地の分布、耕地の所有・耕作関係などを調査し、藩政時代の田地割との関係を考察して平成十一年（一九九九）に報告している^(注7)。佐伯・新藤は、南砺市飛騨屋集落の総合調査に参加して田地割関係の調査を担当し、佐伯は、検地尺、年貢率（合盛）と卸付米について調査し、新藤は、合盛を基にした地割組の構成、田地割後の居屋敷・引地・圃^く地の分布、陰引について整理・図化して、平成一二年

砺波散村地域研究所研究紀要 第35号

平成30年3月31日

編集・発行 砺波市立砺波散村地域研究所

富山県砺波市太郎丸80

電話 0763 (34) 7170

FAX 0763 (34) 7182

〒939-1363

Eメール sansonken@city.tonami.lg.jp

印刷 株式会社 アヤト